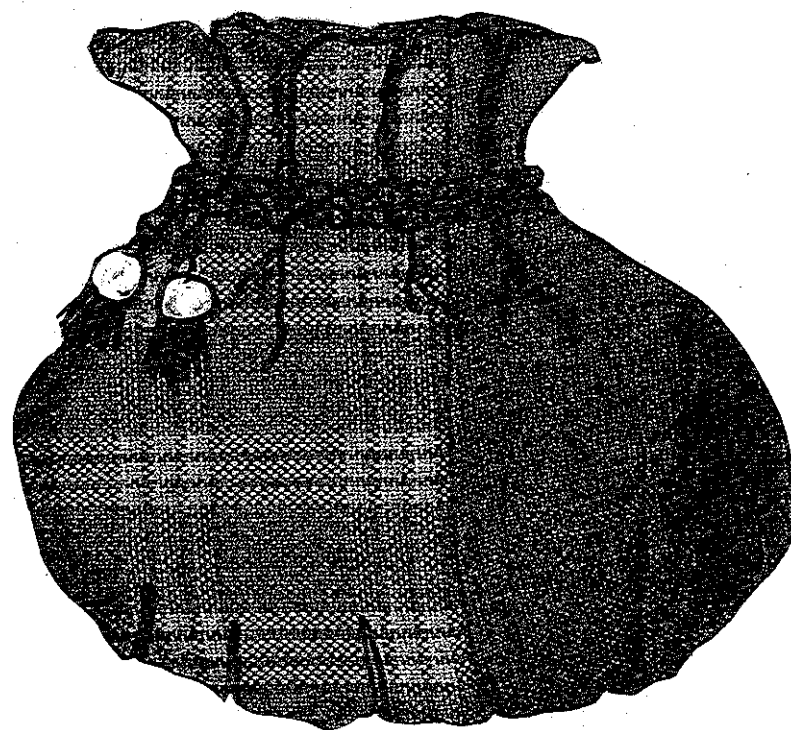


特殊学級経営のための手引きⅢ (平成13年度改訂版)

特殊学級担任の 知恵袋

～児童生徒が活きる学級経営のために～



宮城県特殊教育センター

はじめに

本「手引き」は、急増する特殊学級新担任者の抱える課題の解決を図るための一助を担うことを願い『特殊学級の手引き ー初めて特殊学級を担当する人のためにー』と題して、平成10年3月に第1号を刊行しました。

その後、翌平成11年3月には、『特殊学級の手引きⅡ ー知的障害教育に携わる教師のためにー』を刊行し、平成13年3月には「学習障害児に対する指導について(報告)」(文部省：平成11年7月)を受けて、『一人一人が輝く教育のために ー通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもの理解と支援ー』を通常の学級の先生方向けに刊行しました。

こうした流れの中で、今回は、『特殊学級経営の手引きⅢ 特殊学級担任の知恵袋～子どもが生きる学級経営のために～』を作成しました。

本書は、①新しい教育課程を見据えた内容、②学級作りのポイントとなる内容を重点として、「障害のある児童生徒とは？その理解と配慮」「児童生徒の実態に即した教育課程」「一人一人の個性を生かした学習活動」「年間の活動を見通した楽しい学級作りの実際」「特殊学級担任の役割」の5章で構成しています。また、「見やすさ・読みやすさ・分かりやすさ」を心がけて作成しました。本書をヒントにして、各先生方が受け持っている児童生徒の指導の手がかりが得られることを願っています。

今まさに、教育を取り巻く状況が大きく変化する中にあり、この状況の変化と動向を踏まえた教育課題の見直しと課題解決に向けての有効な方策を見いだしていかなければならないときにあります。

新しい教育の流れで、障害のある児童生徒がより豊かに社会の中で生きることができるよう、特殊教育に携わる先生方一人一人が指導力を高めるための研鑽をつんでいただくことをご期待申し上げるとともに、本「手引き」が課題解決の一助となり、特殊教育の一層の充実に寄与できれば幸甚です。

終わりに、本書の作成にあたり、企画編集委員としてご指導いただきました東北福祉大学助教授北岡侃先生及び6名の執筆協力者の先生方に心から感謝申し上げます。

平成14年2月

宮城県特殊教育センター

所長 秋山和徳

手引き発刊に寄せて

現在の特殊学級の実態を見ると、在籍児童生徒の障害が重度化、重複化、多様化している学級、及び少人数学級が増加している。一方、特殊学級担任の交代が激しく、専門家が育ちにくい状況にある。そのため、在籍する児童生徒一人一人の障害の程度、発達段階、特性に応じた適切な教育が困難になってきている。

在籍児童生徒の障害の重度化、重複化、多様化を嘆く特殊学級担任教師の声を耳にすることがあるが、適正就学指導の問題があることも事実である。しかし、担任が嘆いては適切な教育はできるはずがない。どんな児童生徒が在籍していようが、担任はその現実を踏まえ、最善の教育ができるような努力をしなければならない。特殊学級担任の動機は何であれ、担任した以上は、児童生徒の教育に対する責任がある。学校(主として担任)は、児童生徒一人一人に適切な教育を受けさせ、最大限全人的な発達を促し、現在の生活をより豊かにし、将来社会参加・自立するための支援をしていかなければならない。

児童生徒の学習権を保障するためには、先ず担任教師が研修をしなければならない。私が特殊学級担任をした当時は、先輩教師たちから「少なくとも3年間は熱心に実践し、研修をすれば基本は身に付く。自ら理論を学び、実践を報告することが児童生徒のためになり、自分の力も付く。その後は特殊教育に対する興味も湧き独自のものを創造していけるようになる。」と、よく言われたものである。校外の研修も大切だが、自己研修も大切である。自ら学ばなければ教えることはできないのである。

この手引きは、特殊学級担任として、最低限押さえていなければならないことを中心にして作成してある。初めて特殊学級を担当する先生方は精読して活用することを勧めたいし、経験のある先生方は自分の実践と照らし合わせて、改善点やこの手引きに盛り込みたい内容などを現場の目で見て情報を発信し、提供をお願いしたい。ともあれ、この手引きが現場で十分活用され、特殊学級の教育が充実することを期待するものである。

最後に、限られた期間の中で、制限されたページ数の中に必要不可欠な内容を取り上げ、総力を結集してこの手引きをまとめられた特殊教育センター所員や執筆協力者の皆様の並々ならぬ御苦勞と御努力に敬意を表するものである。

平成14年2月

東北福祉大学
助教授 北岡 侃

目 次

はじめに

手引き発刊に寄せて

第1章 障害のある児童生徒とは？その理解と配慮	1
第2章 児童生徒の実態に即した教育課程	4
第1節 特殊学級の教育課程の編成のために	4
1 特別の教育課程がなぜ編成できるのか	4
2 教育課程編成の基本	4
3 時間割の組み方	5
4 編成の手順	6
第2節 領域・教科に関わる内容	7
1 教科別・領域別の指導	7
(1) 教科別の指導	7
(2) 領域別の指導	8
2 領域・教科を合わせた指導	11
(1) 日常生活の指導	11
(2) 遊びの指導	12
(3) 生活単元学習	13
(4) 作業学習	15
3 総合的な学習の時間	16
(1) 総合的な学習の時間のねらい	16
(2) 総合的な学習の時間の学習活動	16
(3) 総合的な学習の時間の授業時数	17
(4) 総合的な学習の時間で配慮すること	17
第3節 個別の指導計画	18
1 個別の指導計画の意義	18
2 個別の指導計画の意図	18
3 個別の指導計画作成の手順	19
4 個別の指導計画作成上の留意点	20
第3章 一人一人の個性を生かした学習活動	21
第1節 特殊学級	21
1 弱視特殊学級の指導	21
2 知的障害特殊学級の指導	27

3	肢体不自由特殊学級の指導	35
4	病弱・身体虚弱特殊学級の指導	41
5	情緒障害特殊学級の指導	47
第2節	通級による指導	56
1	通級による指導について	56
2	難聴のある児童生徒の指導	57
3	言語障害のある児童生徒の指導	63
第4章	年間の活動を見通した楽しい学級づくりの実際	68
第1節	児童生徒の理解のために	68
1	校内の理解と支援体制づくり	68
2	児童生徒の実態把握及びその方法	69
3	指導記録の取り方	71
4	事例研究	72
第2節	学級の環境づくりのために	74
1	掲示と展示の工夫	74
2	備えておきたい教具類	75
3	栽培・飼育活動	76
4	そうじの仕方	77
5	係活動	78
第3節	児童生徒の健康・安全のために	79
1	身体・衣服の清潔の習慣化	79
2	登下校の安全	81
3	給食時間の工夫	82
第4節	学校行事とのかかわり方	83
1	始業式や入学式等	83
2	学芸会や運動会等	83
3	遠足や宿泊学習等	84
第5節	家庭との連携のために	86
1	連絡帳の書き方	86
2	学級だよりの書き方	87
3	家庭訪問・学級懇談会の進め方	87
4	通信表の書き方	89
第5章	特殊学級担任の役割	90
第1節	教育相談	90
1	教育相談	90
2	教育相談の心得	90
3	教育相談の方法	90
4	校内就学指導委員会	93

第2節	進路指導	94
1	進路指導のねらい	94
2	進路指導の進め方	94
3	進路指導の実際	96
4	関係機関との連携	97
第3節	交流教育	98
1	交流教育の意義	98
2	交流教育の場の設定	98
3	交流教育の指導の形態	99
4	校内体制の整備	99
5	特殊学級担任の役割	100
6	通常の学級担任の役割	101
第4節	学級事務	102
1	指導要録の管理	102
2	教科用図書の扱い	102
3	特殊教育就学奨励費の扱い	104
4	福祉制度の活用	104

【資料編】

1	参考, 引用文献	107
2	研究同人	109
3	おわりに	110

第1章 障害のある児童生徒とは？その理解と配慮

【Q】障害のある児童生徒の教育の場について教えてください。

【A】一人一人の障害の種類や程度・能力・適性等に応じて、盲学校・聾学校・養護学校（知的障害，肢体不自由，病弱）及び小・中学校の特殊学級における教育や通級による指導があります。

【Q】特殊学級について教えてください。

【A】障害の比較的軽い児童生徒のために小・中学校に置かれている学級です。知的障害，肢体不自由，病弱・身体虚弱，弱視，難聴，言語障害，情緒障害の特殊学級があります。

【Q】通級による指導について教えてください。

【A】小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒が，ほとんどの授業を通常の学級で受けながら，障害の状態等に応じた特別の指導を特別の場（通級指導教室）で受ける教育形態です。

【Q】少人数の学級編成が必要な理由を教えてください。

【A】盲・聾・養護学校や特殊学級では，児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行なうため，少人数で学級が編成されています。

【Q】視覚障害について教えてください。

【A】視覚障害とは、視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態を言います。

〔視覚障害の児童生徒と接する際の主な配慮〕

- ① 「これは・・・」「それは・・・」等の指示代名詞は避け、「教科書は・・・」「右手前に・・・」等のように具体的な言葉で話しかけましょう。
- ② 教室の座席や板書の文字を大きく書く等、児童生徒の視覚を十分に活用できるようにしましょう。

【Q】聴覚障害について教えてください。

【A】聴覚障害とは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態を言います。

〔聴覚障害の児童生徒と接する際の主な配慮〕

- ① 話し手は、児童生徒が自分の方を向いている時に、自分の顔全体、特に口元がはっきり見えるように話しかける事が大切です。
- ② 聞こえの程度に応じて、声の大きさなどの工夫をしましょう。

【Q】知的障害について教えてください。

【A】知的障害とは、思考、認知、判断などの知的機能の発達に遅れが見られ、集団への適応が難しい状態を言います。

〔知的障害の児童生徒と接する際の主な配慮〕

- ① 学校生活や人間関係においては、一人一人の個性を十分に認めることが大切です。児童生徒を多面的な視点から捉え、そのよさを見つけましょう。
- ② 年齢相応の社会ルールやマナーを身に付けられるように考慮しましょう。

【Q】肢体不自由について教えてください。

【A】肢体不自由とは、身体の動きに関係する器官が、病気やけがで損なわれ、長期にわたり自らの力で身の処置などを行なうことが困難な状態を言います。

〔肢体不自由の児童生徒と接する際の主な配慮〕

- ① 肢体不自由がある児童生徒といっても、不自由がある部位や程度等は様々です。一人一人の運動・動作の状態に応じて松葉づえや車いすを使用しています。児童生徒の様子を見ながら必要に応じて励ましたり、協力したりしましょう。

【Q】病弱・身体虚弱について教えてください。

【A】病弱とは、慢性疾患等のため長期にわたる医療や生活規則を必要とする状態、身体虚弱とは、病気にかかりやすいため長期の生活規則を必要とする状態を言います。

〔病弱・身体虚弱の児童生徒と接する際の主な配慮〕

- ① 運動などは、病気の状態などから、あまり疲労しないよう一人一人の体力に応じて無理のない程度で取りませましよう。
- ② 筋ジストロフィーなどの運動機能に障害のある児童生徒は、できるだけ自分の力で体を動かせるように配慮しましよう。

【Q】言語障害について教えてください。

【A】言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状態を言います。

〔言語障害の児童生徒と接する際の配慮〕

- ① 話すことが苦にならないような楽しい雰囲気作りを心掛けましよう。
- ② 話し方よりも話す内容に関心を向けましよう。

【Q】情緒障害について教えてください。

【A】情緒障害は、心因性と自閉症等のような発達障害を含めた用語です。心因性の場合、人との関係や環境などによって心理的に不安定となり、社会的適応が難しい状態を言います。自閉症は、人とのかかわりの乏しさ、言語発達の遅れ、特定の物事へのこだわり等の状態が見られます。

〔情緒障害の児童生徒と接する際の配慮〕

＜心因性の児童生徒の場合＞

- ① 情緒的なふれあいを大切にした人間関係を深めながら、集団活動、集団参加が徐々にできるよう配慮しましよう。
- ② 児童生徒の状態に合わせて、集団活動の楽しさが味わえる学習活動を工夫しましよう。

＜自閉症の児童生徒の場合＞

- ① 特定の人との人間関係が成立するようになった段階から、集団の人数や参加する場面を増やしていきましよう。
- ② 児童生徒が一人でできる学習や遊びを取り上げ、適切な援助を行って成就感を味わわせることが大切です。一人でできることが意欲につながります。

第2章 児童生徒の実態に即した教育課程

《第1節 特殊学級の教育課程の編成のために》

1 特別な教育課程がなぜ編成できるのか

(1) 特殊学級の教育課程編成の原則

特殊学級とは、障害があるため、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒を対象とする学級です。

特殊学級の教育は、原則として、小・中学校の学習指導要領に基づいて行われますが、対象の児童生徒の特性にふさわしい教育課程を編成することもできます。

【参考】⇒ 学校教育法第75条第1号

(2) 特殊学級の教育課程編成の特例

障害のある児童生徒の場合、一般の教育課程をそのまま適用することが難しい場合がほとんどです。そこで、児童生徒の実態に応じて特別の教育課程を編成することが法令上も認められています。

【参考】⇒ 学校教育法施行規則第73条19の第1項

2 教育課程編成の基本

(1) 教育課程編成の基準

学校全体の教育課程を土台として編成することが基本となります。

さらに、児童生徒の障害の状態および発達段階や特性、地域や学校の実態を考慮しながら創意工夫を加えて、効果的な教育活動が展開できるような教育課程を編成し、実施していくことが大切です。

なお、このような特別の教育課程を編成する場合には、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考とすることとされています。

(2) 指導内容の精選

特殊学級の児童生徒は様々な障害があり、個人差も大きいことがほとんどです。一人一人の障害の状態や発達段階を的確に把握し、それぞれの特性や課題に合った指導内容を精選していく必要があります。

(3) 一貫した教育の実践

障害がある児童生徒に対する教育は、小・中学校を通した一貫性のあるものでなければなりません。

小学校で教育課程を編成する場合にも、長期的な見通しに立ち中学校における指導内容をも視野に入れて計画することが必要となってきます。また、担任が変わった場合でも指導内容の基本的な事項については一貫した指導ができるような教育課程を編成しておくことが肝要です。

(4) 教育課程の改善

教育は、その教育課程が目標を効果的に達成しているか、改善を図る必要があるかを常に評価しながら進められなければなりません。そして、その評価に基づいて教育課程を改善していくことにより、更に地域や学校・学級の実態、児童生徒の心身の発達段階と特性に即したものとなっていきます。

3 時間割の組み方

(1) 発達段階に応じた配慮

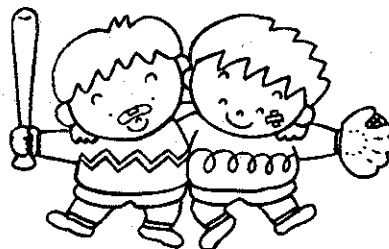
児童生徒の実態が低い発達段階にある場合には、学校生活のリズムや学習に対する見通しを持たせるために、毎日同じ時間帯に同じ内容の学習ができるようにすると効果があります。

(2) 通常の学級とのかかわりにおける配慮

通常の学級との交流が必要な場合には、交流学習の時間を考慮して時間割を編成しておくといでしょう。またその場合には全職員の共通理解を得ておくことが必要です。

(3) 学校全体の時間割編成とのかかわりにおける配慮

学校全体の時間割を編成する際に特殊学級の担任も参加し、必要な配慮をしてもらうとともに、特別教室の使用などについて通常の学級との調整を図っておくことも大切です。



4 編成の手順

教育課程を編成する手順には特に一定の決まった方法があるわけではなく、通常、それぞれの学級の実態に応じて行われています。一般的な編成の手順の一例を挙げておきますので参考にして下さい。

時期	内 容
3 月	・ 特殊学級教育課程編成委員会設置 ・ 教育課程編成に際しての学校の基本方針の確認
4 月	・ 児童生徒の実態把握，保護者の願い・本人の願い，学校・地域の実態 ・ 教育課程の編成 学級目標の決定 指導内容の選択，組織（各教科，道徳，特別活動，自立活動） 指導の形態の決定 指導時間の配当 年間指導計画の作成 週時間割の作成
↓	・ 計画に沿った実践 ・ 実践上の問題点の分析と改善
2 月	・ 年度末の教育課程の反省，検討，計画

※ 「特別の教育課程」による場合は，市町村教育委員会に届けることが必要です。

知恵袋からの一言

- ・ 教育課程の編成に当たっては，特殊学級が通常の小学校や中学校に設置されている目的を踏まえて，行うことが大切です。
- ・ 学校行事については，特別の事情がない限り全児童生徒が参加できることを基本とし，学校全体で特殊学級の児童生徒も無理なく参加できる日程等を工夫することが大切です。
- ・ 時程については特殊学級の児童生徒の実態や学習内容によっては，活動の時間を短くする必要が生じたり，生活単元学習や作業学習の場合などのように90～100分程度の連続した一単位時間が必要になる場合もあります。基本的には通常の学級と同一の時程とし，児童生徒の実態や学習内容に応じて柔軟に対応していくことが効果的です。

《第2節 領域・教科に関わる内容》

1 教科別・領域別の指導

(1) 教科別の指導

① 実態に応じた教科別の指導

ア 教科の系統性を重視した教科別の指導

弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、情緒障害各特殊学級では、児童生徒の実態に無理のない限り、通常の学級と同じ内容の教科の指導を行います。児童生徒の障害の特性によっては、教材・教具の工夫や交流学习等を取り入れ、十分な教育効果が上がるような配慮が必要です。

【参 考】⇒「学校教育法 第6章特殊教育 第71条」

イ 生活を中心とした教育の中で行う教科別の指導

知的障害児は、認知、記憶、言語、思考、学習、推理、想像、判断等の知的機能が遅れているために、抽象的な内容よりも、実際の・具体的な内容を取り上げ指導した方がより効果的です。このようなことから、知的障害特殊学級では具体物を利用したり、日常的な事柄を内容として取り上げ教科の中に生かすことで、効果的な指導が行うことができます。さらに、生活単元学習等の領域・教科を合わせた指導と教科別の指導を密接に関連付けて指導するのも一つの方法として考えられます。

【参 考】⇒「学校教育法 第6章特殊教育 第71条」

「学校教育法施行規則第73条の11第2項」

知恵袋からの一言

・教科別の指導と領域・教科を合わせた指導の組み合わせを考える時には、児童生徒の実態をよく考えてその割合を考慮しましょう。例えば、生活単元学習や日常生活の指導の割合が高いと、教科別の指導の割合が低くなります。（この逆も考えられます）

② 各教科の構成

教科別の指導では、児童生徒の障害の状態等によって、小中学校の学習指導要領第2章に示すものに準ずる場合と、盲・聾学校及び養護学校学習指導要領の第2章を参考にする場合とで教科の構成が異なってきます。

【小学校特殊学級】

〔小学校の学習指導要領第2章に示すものに準ずる場合〕

国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、体育、家庭

[盲・聾学校及び養護学校学習指導要領の第2章第1節第2款を参考にする場合]

生活，国語，算数，音楽，図画工作，体育

【中学校特殊学級】

[中学校の各教科に準ずる場合]

国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭，外国語

[盲・聾学校及び養護学校学習指導要領の第2章第1節第2款を参考にする場合]

国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，職業・家庭，外国語
その他特に必要な教科

③ 小学校低学年の生活科と知的障害養護学校の生活科

【小学校低学年の生活科】

小学校低学年の生活科は，具体的な活動や体験を通して，自分自身の生活を見つめ直し，生活上必要な習慣や技能を身に付け，自立への基礎を養うことに重点をおいています。さらに，目標と内容が2学年まとめて示され，授業時数も定まっており，教科として指導します。

【参 考】⇒「小学校学習指導要領第2章 各教科 第5節 生活」

【知的障害養護学校の生活科】

知的障害養護学校の生活科は，基本的生活習慣，健康・安全，遊び，交際，手伝い・仕事，きまり，金銭，自然，社会の仕組み，公共施設の11項目からなり，日常生活の基本的な習慣と集団生活への参加に必要な態度や技能を身に付けることに重点をおいています。内容が3段階で示されていますが，授業時数は示されていません。さらに，生活科は教科として指導するよりも，その内容を領域・教科を合わせた指導の中で指導した方が効果的です。

【参 考】⇒「盲学校，聾学校及び養護学校 学習指導要領第2款 知的障害者を教育する養護学校 第1 各教科の目標及び内容 P小・中12」

小学校低学年の生活科と知的障害養護学校の生活科は，どちらも基本的には教科として同じなのですが，目標や指導内容の程度や範囲が異なります。

小学校の知的障害特殊学級で，知的障害養護学校の生活科を設定するかどうかは，児童の発達段階や障害の程度をよく考え決めてください。

(2) 領域別の指導

領域別の指導は，

道徳，特別活動，自立活動

の三領域です。

① 道 徳

道徳は，学校の教育活動全体を通じて，道徳的な心情や判断力，実践意欲と態度等の道徳性を養うことをねらいとして，通常の学級と同じように特殊学級

でも時間割の中に設定し指導します。しかし、特殊学級の中には、児童生徒の知的発達の状態や経験等に即して、領域・教科を合わせた指導の中で取り扱うこともあります。

【参考】⇒「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説」

② 特別活動

特別活動の内容は、

〔A 学級活動、B 児童会活動・生徒会活動、C クラブ活動、D 学校行事〕以上の4つの項目で構成されています。

学級活動は、道徳と同じように特殊学級でも取り組みますが、特殊学級の中には、児童生徒の知的発達の状態や経験等に即して、領域・教科を合わせた指導の中で取り扱うこともあります。

児童会活動・生徒会活動、クラブ活動や学校行事については、特別の事情がない限りは、児童生徒が参加できるように内容や方法を工夫することが大切です。

【参考】⇒「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説」

知恵袋からの一言

- ・学習活動に取り組む時は、他の特殊学級と合同で行ってもかまいませんが、児童生徒の障害の特性や状態等や活動のねらいをよく考えて実施しましょう。
- ・特別活動は、通常の学級との関わりが多くなります。交流学习のよい機会と捉えて取り組みましょう。

③ 自立活動

自立活動の指導は、一人一人の児童生徒の実態に対応し、自立を目指した主体的な取り組みを促す教育活動で、学校の教育活動全体を通じて行うものとされています。自立活動を実施する時は、自立活動の時間における指導の他に、領域・教科を合わせた指導や各教科等の中で実施する方法の2つが考えられます。

自立活動の内容は、5区分ごとに4～5項目ずつ計22項目にわたって示されていますが、一人一人の児童生徒に必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的に指導内容を設定する必要があります。以下は、「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説－自立活動編－」に例示している内容です。

〔1 健康の保持〕 (小学部・中学部学習指導要領第5章第2の1参照)

- ア 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること
- イ 病気の状態の理解と生活管理に関すること
- ウ 損傷の状態の理解と養護に関すること
- エ 健康状態の維持・改善に関すること

- [2 心理的な安定] (小学部・中学部学習指導要領第5章第2の2参照)
- ア 情緒の安定に関すること
 - イ 対人関係の形成の基礎に関すること
 - ウ 状況の変化への適切な対応に関すること
 - エ 障害に基づく種々の困難を改善・克服する意欲の向上に関すること
- [3 環境の把握] (小学部・中学部学習指導要領第5章第2の3参照)
- ア 保有する感覚の活用に関すること
 - イ 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
 - ウ 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること
 - エ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること
- [4 身体の動き] (小学部・中学部学習指導要領第5章第2の4参照)
- ア 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること
 - イ 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること
 - ウ 日常生活に必要な基本動作に関すること
 - エ 身体の移動能力に関すること
 - オ 作業の円滑な遂行に関すること
- [5 コミュニケーション] (小学部・中学部学習指導要領第5章第2の5参照)
- ア コミュニケーションの基礎的能力に関すること
 - イ 言語の受容と表出に関すること
 - ウ 言語の形成と活用に関すること
 - エ コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
 - オ 状況に応じたコミュニケーションに関すること

【自立活動の大切なポイント】

- ① 小・中学校の特殊学級における自立活動の取り扱いは？
 小・中学校の特殊学級は、小・中学校の学習指導要領によって指導することになっています。しかし、必要がある場合には、特別の教育課程を編成することができるようになっていきます。(学校教育法施行規則第73の19第1項)
 盲・聾・養護学校の学習指導要領を参考にして「自立活動」の指導を取り入れ、障害に応じた指導をすることができるわけです。
- ② 「個別の指導計画」は？
 個別の指導計画は、それぞれの学校が児童生徒の障害の状態や発達段階を考慮して、最も指導上の効果が上がるように作成するものです。詳しくは、本章の「第3節 個別の指導計画」を参照ください。
- ③ 自立活動の時間に充てる授業時数は？
 「養護・訓練」の時は、年間105単位時間を標準として授業時数を示していました。しかし、児童生徒の障害の状態が重度・重複化、多様化してきていることから、個々の児童生徒の実態に応じて授業時数を各学校が弾力的に運用できるようになりました。

2 領域・教科を合わせた指導

知的障害特殊学級では、知的障害の特徴や学習上の特性から、領域別、教科別に指導するよりも、各教科、領域に含まれている内容を合わせて指導した方が、より学習効果が上がることから、各教科、領域を合わせて指導できる特例があります。

【参 考】⇒「学校教育法施行規則第73条11第2項」

知恵袋からの一言

・例えば、肢体不自由学級の児童生徒が知的障害を併せ有する場合には、領域・教科を合わせた指導を実施することができます。

領域・教科を合わせた指導の一般的な形態には、〔① 日常生活の指導、② 遊びの指導、③ 生活単元学習、④ 作業学習〕があります。

(1) 日常生活の指導

① 日常生活の指導のとらえ方

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するための指導の形態です。その内容は、知的障害養護学校の生活科の内容を中心に、各教科、領域に関わる広範囲な内容を取り扱います。

② 日常生活の指導の留意点

日常生活の指導は、生活の流れに沿って、実際の生活場面の下で指導するところに特徴があります。例えば、着替えの必要な時の衣服の着脱の指導、給食時間の食事の指導等です。児童生徒が学校生活の中で日々繰り返す日常生活の活動場面が具体的内容になります。つまり、日常生活の指導を通して児童生徒が、日常生活の中で必要なさまざまな活動を自分自身の力で処理できるようになることが大切なのです。

③ 日常生活の主な活動(例)

〔登 校〕

・朝のあいさつ ・学校までの歩き方 ・靴の履き方 ・雨具の始末等

〔朝のしたく〕

・持ち物の整理 ・衣服の着替え ・連絡帳の提出 ・宿題の提出等

〔係の仕事〕

・机の整頓 ・窓の開閉 ・草花、小動物等の世話 ・本読みカードの整理等

〔朝 の 会〕

・朝のあいさつ ・朝の歌 ・今日の健康観察 ・月日や曜日の確認

・天気調べ ・今日の予定の確認 ・日記の発表 ・持ち物等

〔給 食〕

・手洗い ・身支度 ・食器等の運搬 ・配膳 ・食事のマナー等

〔清 掃〕

・身支度 ・机、椅子の移動 ・掃き掃除 ・拭き掃除 ・掃除用具の整頓

〔帰りのしたく〕

・着替え ・持ち物等

〔帰りの会〕

・一日の反省 ・明日の持ち物や予定の確認 ・帰りの歌 ・あいさつ等

〔下 校〕

・靴の履き方 ・自宅までの歩き方 ・帰宅のあいさつ等

知恵袋からの一言

- ・日常生活の指導を教育課程の中に位置付ける時には、児童生徒の生活の流れを意識して設定しましょう。
- ・日常生活の指導に当たっては、児童生徒の生活習慣等の実態をよく把握し、学校と家庭とが連携し一貫性のある指導ができるようにすることが大切です。

(2) 遊びの指導

① 遊びの指導のとらえ方

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据え、遊びを楽しみながら児童の自発的な活動を通して、身体活動や友達とのかかわり合い等を育てていくための指導の形態です。遊びと言いながらも、教育活動の一環として意図的、計画的に設定し、活動のねらいを押さえて指導します。

② 望ましい遊びの指導の条件

遊びの指導は、いろいろな遊びの目的、内容、方法をもって実施されますが、望ましい遊びの指導の条件として、「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説 第5章 知的障害養護学校の各教科」では、以下に記したことが挙げられています。

ア 児童が、積極的に遊ぼうとする環境を設定すること。

イ 教師と児童、児童同士のかかわりを促す場を設定し、遊具等の設定をすること。

ウ 身体活動が活発に展開できる遊びを多く取り入れること。

エ 遊びをできるかぎり制限することなく、安全に遊べる場や遊技を設定すること。

オ 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促し、遊びに誘い、いろいろな遊びを経験させ、遊びの楽しさを味わわせるようにすること。

③ 遊びの指導の内容

遊びの指導の「遊び」は、大きく「目的とする遊び（自由遊び）」と「手段とする遊び（課題遊び）」の二つに大別することができます。

〔目的とする遊び（自由遊び）〕

遊びそのものを目的にする遊びであり、児童が自由に取り組む遊びです。遊びの楽しさを十分に経験させることができます。この経験を繰り返しながら遊びは発展していきます。

〔手段とする遊び（課題遊び）〕

ねらいに沿った経験を積ませることを目指して計画的、組織的に砂、水、紙粘土、ダンボール、積木等の一定の課題に沿って取り組む遊びです。

知恵袋からの一言

・遊びの指導は、児童の障害の重度化にともない、生活単元学習の前段階として導入されました。小学校の知的障害特殊学級で遊びの指導を取り入れる場合はこのことを踏まえましょう。

(3) 生活単元学習

① 生活単元学習のとらえ方

生活単元学習は、単なる知識や技能の習得を目的とするのではなく、生活に基づいた課題の処理や解決のためのいろいろな活動の過程を通して、自分なりの力を精一杯出しながら取り組んでいく中で、その課題に立ち向かっていく生活的なたくましさを身に付けさせることが主な学習のねらいです。このような活動の中で、結果的に各教科や領域の内容を習得できるようにすることが大切です。

② 望ましい生活単元学習の条件

望ましい生活単元学習の条件として、「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説 第5章 知的障害養護学校の各教科」の中で、以下に記したことが挙げられています。

ア 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の興味や関心、発達水準等に合ったものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。

イ 単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の育成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。

ウ 単元は、児童生徒が目標を持ち、見通しを持って、単元活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。

エ 単元は、各単元における児童生徒の目標あるいは課題の成就感に必要なして十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。

オ 単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるように計画されていること。

③ 生活単元学習の内容

〔小学校特殊学級の生活単元学習〕

小学校特殊学級の児童は、小学校への入学を機に、学校を中心とした新しい生活環境の中で、いろいろな経験を通して社会性を育てていくことになります。そこで、次の点に配慮して単元を設定するとよいでしょう。

- ア 低学年の場合は、遊びを取り入れた単元を設定しましょう。
- イ 活動が楽しく、成就感や満足感の得られやすい単元を設定しましょう。
- ウ 連続性、発展性のある活動を単元の中に盛り込みましょう。

〔中学校特殊学級の生活単元学習〕

中学校特殊学級の生徒は、学校や家庭を中心とした生活から、身近な社会へと広がりが見られるようになり、自ら周囲のいろいろな事象に関わろうとする姿勢が見られるようになってきます。そこで、次の点に配慮して単元を設定するとよいでしょう。

- ア 生徒の生活に広がりを持つような単元を設定しましょう。
- イ 生徒の自立性、主体性がより発揮できる単元を設定しましょう。

【単元の基本的なタイプ】

単元は、次の4つタイプが一般的です。

- ア 季節単元（指導の機会を季節や時期を考えて構成する単元）

〔単元例〕「夏休みの生活」「収穫祭」「お月見会」等

- イ 行事単元（学校や地域、学級等の行事を考えて構成する単元）

〔単元例〕「歓迎会」「春の遠足」「運動会」「修学旅行」「お別れ会」等

- ウ 課題単元（生活上の課題を解決することをねらった単元）

〔単元例〕「交通安全」「買い物に行こう」等

- エ トピック単元（その他、友達の病気や表彰等の突発的に起きた教育的価値の高いものをタイムリーに取り上げて構成する単元）

〔単元例〕「友達の病気」「友達とのけんか」「友達の転校」等

知恵袋からの一言

- ・生活単元学習の時数は、単元によって、数時間で終わるものから数十時間以上かけて取り組むものもあります。日数にすると、1日～2日で終わるものもあれば、数週間～数ヶ月かけて取り組むものも様々です。単元のねらいや児童生徒の障害の特性や状態等、興味関心事を配慮しながら、計画的に活動できるようにしましょう。

(4) 作業学習

① 作業学習のとらえ方

作業学習は作業の活動を通して、社会的自立に必要な基本的な知識・技能・態度を身に付け、生活していくための力を高めることを意図しています。作業能力の向上だけではなく、人格の形成やその他いろいろな能力の育成を図ることが大切です。

② 作業学習の作業種目選定の条件

作業学習の作業種目選定の望ましい条件として、「盲学校、聾学校及び養護校学習指導要領（平成11年3月）解説 第5章 知的障害養護学校の各教科」の中で、以下に記したことが挙げられています。

- ア 生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらに参加する喜びや完成の成就感が味わえること。
- イ 地域性に立脚し、原料・材料が入手しやすく、永続性のある作業種を設定すること。
- ウ 生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。
- エ 障害の状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること。
- オ 作業内容が安全で健康的であり、作業量や作業形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。
- カ 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

③ 作業学習の内容

作業学習は、道徳や特別活動、自立活動等の内容の他に、各教科の職業・家庭との関連の大きい領域・教科を合わせた指導の形態です。また、作業種目の内容によっては、国語、社会、数学、理科等の各教科の内容を含みます。

〔例〕日記の記入、伝票の作成、在庫管理等

作業学習で取り扱われる作業種目は、農耕、園芸、養鶏、紙工、木工、縫製、織物、金工、陶芸、セメント加工、印刷、調理等多種多様になります。

知恵袋からの一言

- ・作業学習でできた製品(作品)は、生徒たちが一生懸命作ったものです。生徒に完成した喜び、活用された喜び等を十分に味わわせるためにも、製品(作品)の活用の仕方の理解や製品の販売等に携われるように配慮し、これからの作業への意欲づけをしましょう。
- ・作業学習には、就業体験も連動させ、実践的な力をさらに伸ばしましょう。

3 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間は、小学校の中・高学年，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校（小学部低学年，知的養護学校小学部等を除く）の全ての校種に新設されました。このようなことから，総合的な学習の時間は教育課程上に位置付け，児童生徒の障害の特性や実態に応じて，適切に計画，運用できるように配慮することが大切です。【参 考】⇒「学校教育法施行規則第24条」

「学校教育法施行規則第73条7及び同施行規則第73条の8」

(1) 総合的な学習の時間のねらい

総合的な学習の時間は，社会の変化に主体的に対応できる資質・能力の育成と主体的・創造的に取り組む態度の育成という二つのねらいを達成することが求められています。その二つのねらいを小・中学校学習指導要領の総則に次のように記されています。

- ① 自ら課題を見付け，自ら学び，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
- ② 学び方やものの考え方を身に付け，問題の解決や探求活動に主体的，創造的に取り組む態度を育て，自己の生き方を考えることができるようにすること。

このようなねらいから指導場面では，

- ・ 取り上げられている課題について何らかの知識を身に付けるものではないこと。
 - ・ 課題を具体的に解決することそのものに主たる目的があるものではないこと。
 - ・ 児童生徒の興味・関心等に基づく学習などの過程を通して，「生きる力」を育てること。
 - ・ 学び方やものの考え方を身に付け問題解決に向けての主体的，創造的な態度を育成すること。
 - ・ 自分の考えや意見を持ったり，自分の良さに気付き，自分に自信を持ったりするなどして自己の生き方について考えることができるようにすること。
- などのねらいを持って指導することが望ましいのです。

【参 考】⇒「盲学校，聾学校及び養護学校学習指導要領（平成13年3月）解説
—総則等編—」

(2) 総合的な学習の時間の学習活動

総合的な学習の時間の学習活動は，学校や地域，児童生徒の実態等に応じ，各学校ごとに創意工夫を生かした活動を展開します。例えば，

- ① 国際理解，情報，環境，福祉・健康などの横断的・総合的な課題
- ② 児童生徒の興味・関心に基づく課題
- ③ 地域や学校の特色に応じた課題

などについて示されていますが，これは展開する際の視点を参考として示したものにすぎません。本来は各学校ごとの創意工夫を生かしながら展開されるべきも

ので、例示された以外の活動を行なうことも差し支えありません。

年間指導計画は教師が定めますが、具体的な学習テーマや学習方法等は、児童生徒の学習経験等を考慮し、自らの課題意識や興味・関心に基づき選択・設定できるような工夫が望まれます。

【参 考】⇒「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成13年3月）解説
－総則等編－」

（3）総合的な学習の時間の授業時数

総合的な学習の時間の授業時数については、小・中学校の学習指導要領に準じて設定することになります。

校 種	授 業 時 数
小 学 校	3 学 年 1 0 5 時 間
	4 学 年 1 0 5 時 間
	5 学 年 1 1 0 時 間
	6 学 年 1 1 0 時 間
中 学 校	1 学 年 7 0 ～ 1 0 0 時 間
	2 学 年 7 0 ～ 1 0 5 時 間
	3 学 年 7 0 ～ 1 3 0 時 間
知的障害養護学校	各校それぞれ適切に定める

（4）総合的な学習の時間で配慮すること

- ① 体験的な学習、問題解決的な学習の重視
- ② 学習形態、指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫
- ③ 国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等の取り扱いの工夫
- ④ 感動したり、驚いたり、成就感等が味わえるような具体的で直接体験的な学習を積極的に取り入れる工夫
- ⑤ 地域の教材や学習環境の積極的な活用についての工夫

知恵袋からの一言

- ・総合的な学習の時間は児童生徒の興味・関心の他に、指導する教師がどんなねらいを持って指導したいのか、きちんとしたねらいを持って授業を計画することが大切です。例えば特殊学級独自のテーマを考え、そのテーマに基づいて活動することをしぼっていくと比較的取り組みやすいと思います。
- ・総合的な学習の時間は、児童生徒にただいろいろな体験をさせればよいものではありません。体験した中から何を学習することができたかが大切なのです。

《第3節 個別の指導計画》

1 個別の指導計画の意義

個別の指導計画は、一人一人の児童生徒に応じたきめ細かな指導を行うために、個々の実態に応じて具体的な指導目標、指導内容・方法等を明確にした指導計画です。

- (1) 的確な実態把握をもとに、一人一人の児童生徒の実態に応じた適切な指導が展開できること。
- (2) 個別の指導計画の中に児童生徒一人一人の目標が明記されることで、目標達成のための継続的、発展的な指導が展開できること。
- (3) 指導目標や内容等の設定の時に、本人や保護者、専門の医師等の意見を反映させたり、学校と家庭との連携を深めることができること。

2 個別の指導計画の意図

個別の指導計画に求められることは、一人一人に応じた指導計画や方法を組み立てていくことです。それは、目先の指導や計画だけに終わるものではなく、一人一人の一生涯を視野に入れたものであることが大切です。

個別の指導計画が目指すところ



自立的な生活と社会参加

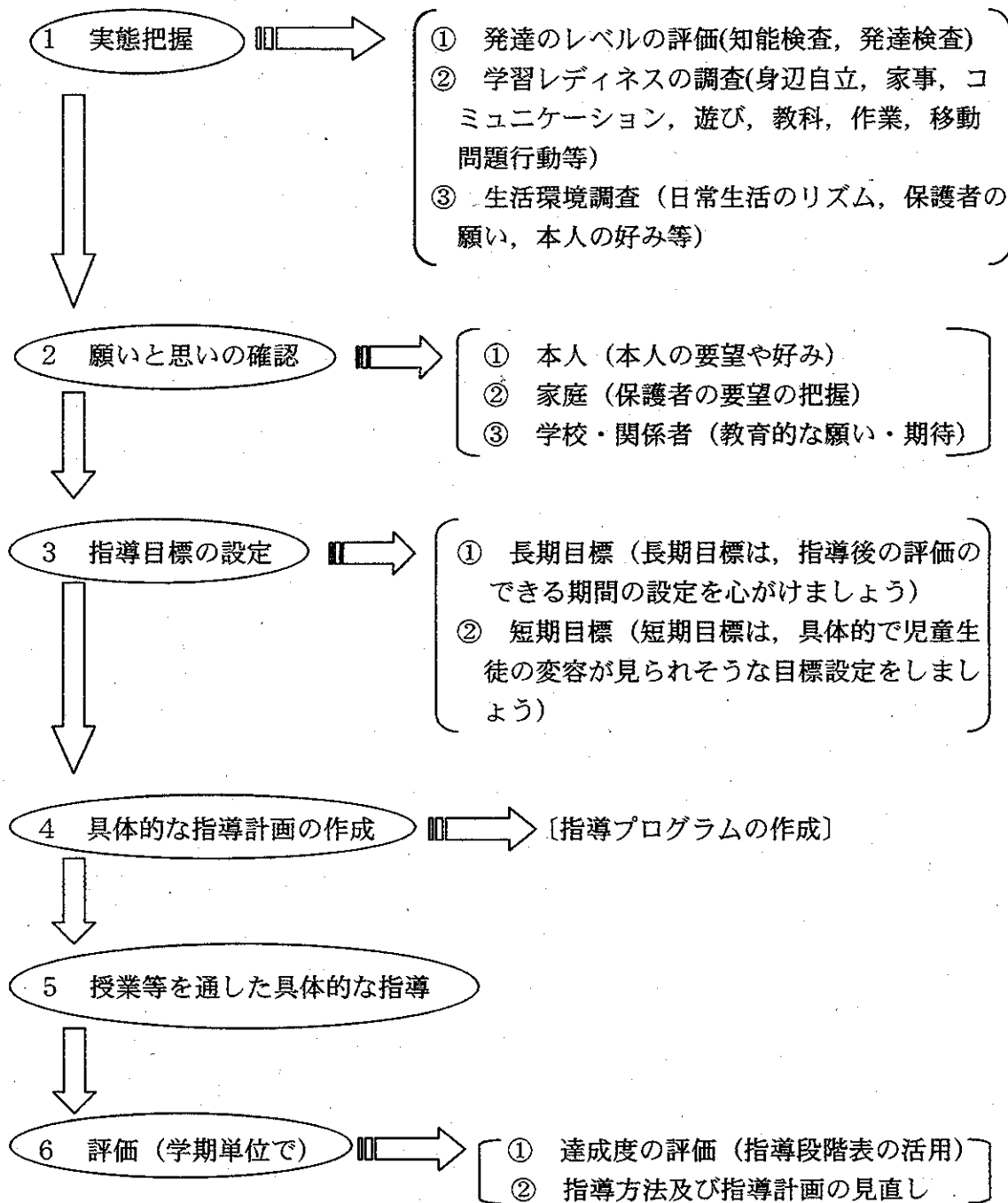
※ より個へ対応した指導をすることで、それぞれの個性を発揮させ、豊かな人間性を形成し、自立的な生活や社会参加を可能にしていくことを目指しています。

知恵袋からの一言 —新学習指導要領の中での位置付け—

- ・平成11年3月に告示された盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領において、自立活動の指導及び重複障害者の指導に当たって個別の指導計画を作成することが明記されました。個別の指導計画は、特殊教育における個に応じた指導の基盤として明確に位置付けられたと言えます。

3 個別の指導計画作成の手順

下記のように、本人や保護者、学校関係者の思いや願いを確認していきます。これを受けて、長期の指導目標をもとに短期の指導目標を設定しています。このことにより具体的な指導目標を達成させるための指導計画が明確になります。指導計画に沿って実施した後は、保護者とともに計画の見直しをしていきます。



4 個別の指導計画の作成上の留意点

(1) 「良さ」や「できること」からの出発

- ① 個々の「良さ」や「できること」を把握し、それを伸ばしていくように心掛けます。
- ② 初めから「できないだろう」という否定的な見方をするのではなく、児童生徒の持っている「できるところ」に目を向け、その可能性を信じて指導計画を作成することが大切です。

(2) 自己決定、自己選択する力

生活の質を高めていく上で、家庭や学校関係者の願いだけでなく、本人の思いを生かしていくことはとても大切なことです。そのために、自分で決定したり選択する機会を意図的にプログラムに組み込んでいくことと、自己決定や自己選択の力を育てたり、援助の方法を検討しておくことが必要です。

(3) 柔軟な計画を

計画は、一度作ったら終わりではなく、児童生徒の実態に合わせて柔軟に変更していくことが必要です。

(4) 学期単位の見通しを

保護者とともに、学期単位に指導計画を評価し、目標や課題の再検討や計画、指導方法等の見直しをしていきます。

知恵袋からの一言 —教育課程と個別の指導計画—

- ・個別の指導計画は、教育課程における種々の全体指導計画と関係づけながら作成することが必要です。個別と全体・集団の計画は両輪です。教育課程が個別の指導計画を支えるベースとなり、一方、個別の指導計画の結果が、土台である教育課程の再検討につながるものです。



第3章 一人一人の個性を生かした学習活動

《第1節 特殊学級》

1 弱視特殊学級の指導

(1) 弱視特殊学級

① 弱視児とは

視力（物の形を見分ける力）、その他の視機能（視野、色覚、光角など）の障害の程度が比較的軽度で視覚による教育が可能な児童生徒を言います。

② 弱視特殊学級とは

弱視特殊学級では、小・中学校の学習指導要領に準じた学習内容を扱っていますが、児童生徒の視覚障害の特性や状態等に応じた指導が行われます。つまり、教室環境や設備、指導場面等において弱視児が見やすい条件を整備し、上手な見方を育てるための特別な配慮をしながら、教科等の指導を行います。

弱視児は、対象を正確に見るといった経験を積み重ねることによって、上手な見方を育てることができます。そこで、弱視矯正器や弱視レンズ等の使い方についても指導が行われます。さらに、自分の視力を十分に活用して効果的な学習活動ができるようにするために、教室の黒板や机上等の照明に特別な配慮をします。

その他、弱視児にとって困難を伴う場合の多い漢字の読み書きや地図の読み取りや白地図の記入、観察や実験等の各教科の学習では、十分な配慮をしながら指導を行います。児童生徒によっては、通常の学級の児童生徒と活動を共にする機会が多く設定されている場合があります。このような場合の移動等への配慮から、交流学級（※ここでは交流をする通常の学級を指す。以下交流学級とする。）は、弱視特殊学級の近くにあった方が望ましいでしょう。

③ 教室環境及び設備等

〔教室内の照度及び備品配置への配慮〕

照度の調節ができるようにします。また、物を移動した場合は必ず児童生徒にも伝えておくことが大切です。

〔教室内設備〕

ア 拡大読書器

テレビカメラと受像器（モニター）を用いて、拡大映像がブラウン管上に出てくる装置です。オプチスコープ、CCTVなどとも呼ばれています。

イ 弱視レンズ

遠用レンズ（単眼鏡など）では、板書事項や掲示物などを見るのに使います。また、近用レンズ（ルーペなど）は教科書や地図帳などの読み取りに使います。どちらも持ち運びにとっても便利です。

ウ 傾斜机

天板が斜めになるように調節できるようにした机です。教科書を眼に近づけて読むことができます。

エ 写書台

机の上に設置する台で、傾斜机のように楽な姿勢で書くことができます。台の角度や距離が自由に調節できます。

オ その他

持ち運びのできる蛍光灯、拡大コピー器、拡大レンズ付OHP、移動式ホワイトボード表、拡大本（国語辞典など）等があると便利です。

(2) 弱視特殊学級の教育目標

一人一人の障害の程度は異なるので、個に応じた目標を設定することが望まれます。例えば、児童生徒の実態によっては、知的障害特殊学級や情緒障害特殊学級の教育目標を取り入れることも考えられます。

【弱視特殊学級の教育目標（A小学校弱視特殊学級の例）】

自分の障害を正しく理解して、自らの力で視覚障害を克服し、充実した学習や生活ができるたくましさを育てること

- ① 目的にあった視覚補助具の使用の習熟を図る。
- ② できるだけ健常児（晴眼者）に近い速さと正確さを身に付ける。
- ③ 健常児（晴眼者）と同じ生活場面での適応を高める。

(3) 指導計画作成のポイント

一人一人の実態を把握し、弱視特殊学級で指導する教科別、領域別の指導内容と通常の学級（交流学級）で指導する内容を考えます。また、重複障害の児童生徒の場合は、特殊学級間の交流を計画することも有効です。

一般に各教科、道徳、特別活動については、当該学年の指導計画と同様です。また、自立活動は、児童生徒一人一人の実態に合ったものを個別に作成します。

① 実態把握

視覚障害といっても一人一人の見え方は違います。よって、一人一人の眼の病気、視機能を含めて実態把握をできるだけ正確にすることが大切になります。

ア 視機能の検査

[視力の検査]

遠距離視力の検査 (ランドルト環を指標とした万国式試視力表)

5 mの距離

近距離視力の検査 (新標準近距離視力表)

30 cmの距離

最小可読視標 (最大視認知力：近距離視力表)

一番見やすい位置まで眼を近付けて、どれほど小さい対象が見えるか

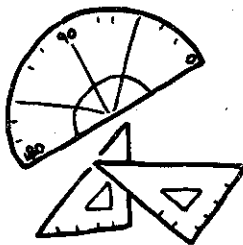
イ 視力以外の視機能の検査

視野の検査 (視野計)

色覚の検査 (色盲検査表及びランタンテスト)

ウ その他

生育歴、家庭環境、親の養育態度、各教科の学力、学習や生活上のつまづき、他の障害の有無などの実態把握をしておくことが必要となります。



(4) 指導の実際

① 弱視特殊学級年間指導計画（自立活動例）

月	主な行事	検査など	歩行の学習	運動技能の学習	近用・遠用 レンズの 学習	学習適応 の学習	時間
4	始業式入級式	視力測定	校舎内の歩行	はさみ、のり	ルーペ	音読①	
5	教育懇談会①	視野検査	校庭の歩行	カッター	拡大読書器	音読②	
6	プール開き	色覚検査	通学路の歩行 ①	ひも通し等	単眼鏡①	黒板視写①	
7	終業式	視覚管理	通学路の歩行 ②	おり紙	単眼鏡②	黒板視写②	
8.9	始業式 宿泊学習		学校周辺の歩 行①	小刀・彫刻刀	単眼鏡③	辞書の使い方	
10	学芸会		学校周辺の歩 行②		単眼鏡④	鍵盤ハーモニ カ	
11	授業参観		目的地までの 歩行		単眼鏡⑤	リコーダー	
12	お楽しみ会 終業式				単眼鏡⑥	書写①	
1	始業式	日常生活実 態調査		のこぎり かなづち	単眼鏡⑦	書写②	
2	教育懇談会②	教科の実態 調査 チェックリ スト				作文①	
3	修了式					作文②	
計							

② 実践例

遠用弱視レンズの学習プログラム《各段階の目標》

第1段階『指標を見つける』

- ・単眼鏡の構造上の特徴を知る。
- ・単眼鏡を安定して把持する必要性が分かる。
- ・単眼鏡による視野について気付く。
- ・単眼鏡の倍率による効果に気付く。
- ・単眼鏡を眼に近づける必要性に気付く。

第2段階『固視』

- ・最小焦点距離が理解できる。
- ・焦点を合わせることができる。
- ・アライメントをとることの重要性が理解できる。
- ・照明のタイプ、レベルを調査する。

第3段階『スポッティング』

- ・コントロールされた環境下でスポッティングの技術を体得する。
- ・コントロールされていない環境下でスポッティングの技術を身につける。
- ・単眼鏡使用中のまぶしい光をコントロールすることができる。

第4段階『トレーシング（追視）』

- ・ラインを追う方法が分かる。
- ・正面にある平面上に書かれた様々なラインの追視ができる。
- ・床の上の遠ざかるラインの追視ができる。
- ・室内の日常生活の中で追視をする。

第5段階『トラッキング（追跡）』

- ・トラッキングについて理解する。
- ・正面の移動する対象を追跡できる。
- ・遠ざかる（近づく）対象を追跡できる。
- ・身の回りのいろいろな環境での追跡をする。

第6段階『スキャニング』

- ・実践（破線）を水平に追視してスキャニングのパターンを身に付ける。
- ・無作為に書かれた数字をスキャニングすることができる。
- ・スキャニングの技能を実際の環境に応用する。

第7段階『技術の統合』

- ・スポッティング、トレーシング、トラッキング、スキャニングの技術を組み合わせて特定の情報（目印）を探することができる。
- ・不案内な所で方向を判断すること、道順を決めること、混雑した場所を通り抜けることができる。

第1段階 指標をみつける (Locatization)

目標	指導事項	留意点	準備物
1 単眼鏡の構造上の特徴を知る。	<p>①「単眼鏡にはレンズが2つついています。こちらがのぞいて見る方です。こちらは見たいものに向ける方です。」</p> <p>②「レンズはショックに弱いので、落としたりぶついたりしないように気をつけ丁寧に扱しましょう。」</p> <p>③「あなたの効き目はどちらですか。その眼で見るようにしましょう。」</p>	<p>・接眼レンズ側に輪ゴムで目印を付けておく。</p> <p>・ひもを付けておき手首か首にかけさせる。</p>	<p>・ひもの付いた単眼鏡</p> <p>・輪ゴム製品</p>
2 単眼鏡をしっかりと安定して把持する必要性が分かる。	<p>①「しっかりと持たないと、見せたいものがグラグラします。肘を机につけて(右効き眼側の)手でここ(接眼レンズ側)をしっかりと持ち、顔に当てます。もう一方の手でここ(対物レンズ側)を持ちます。」</p>	<p>・最初に机といすを使い、座位で練習をさせる。</p> <p>・次に立位で練習させる。</p> <p>・常に焦点を合わせておく。</p>	<p>・単眼鏡</p> <p>・机といす</p>
3 単眼鏡による視野について気付く。	<p>①「この筒を両手で持って、両方の眼で先生の顔を見て下さい。先生の顔を見て下さい。先生の口は開いていますか。閉じていますか。」</p> <p>A. 「見えません。」</p>	<p>・筒の先に顔を寄せ筒のからの視野に教師の口が入らないようにする。</p>	<p>・紙をまるめて作った単眼鏡のような筒</p>

知恵袋からの一言

—学級における弱視の児童生徒への配慮—

- ・座席は、通常の学級では、一番前の真ん中か、やや窓側寄りがよいです。拡大読書器を使用する場合は、窓からの光に配慮した配置に心掛けましょう。
- ・明るすぎるとよく見えない児童生徒がいます。カーテンや照明で調節しましょう。
- ・ノートに書く時は、まず目などの線をマジックなどで補線すると書きやすくなります。
- ・教科書が見つからない場合は近用レンズか拡大読書器を使用します。また、拡大教科書も使用してみとよいでしょう。
- ・テレビを見る時は、児童生徒の隣で補足説明をすると理解しやすくなります。
- ・板書の時は、書きながら読み上げると視写がスムーズにできるようになります。

2 知的障害特殊学級の指導

(1) 知的障害特殊学級

① 知的障害とは？

同年齢の者と比べて認知、記憶、言語、思考、学習、推理、想像、判断等の知的機能が遅れていたり、社会生活に必要な感覚、運動、自己統制、健康・安全、意思交換などに関する技能の獲得や適応行動に困難のある状態を指します。

② 知的障害の状態

知的障害の障害の状態は、大きく次の3つに分けられます。

《重度》 ほとんど言語を解さず、自他の意志の交換および環境への適応が著しく困難であって、日常生活において、常時多くの援助を必要とする者

《中度》 環境の変化に適応することが困難で、他人の助けにより、ようやく身の事柄を処理することができる者

《軽度》 日常生活に差し支えない程度に身の事柄を処理することができるが、抽象的な思考は、困難である者

③ 知的障害特殊学級とは

知的障害特殊学級では、小集団の中で、各教科、領域、あるいは児童生徒の実態に応じて領域・教科を合わせた指導等について学習活動が行われています。さらに総合的な学習の時間等を教育課程の中に位置付け、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる能力を培うことができるように一人一人に合わせた指導をしています。また、生活経験を広め、社会性を養い、豊かな人間関係を育てるために、通常の学級や地域の人々と共に活動する機会を積極的に設ける配慮もしています。

【小学校の知的障害特殊学級】

小学校では、体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量など中心に指導をしています。

【中学校の知的障害特殊学級】

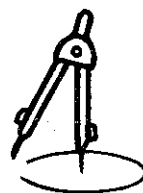
中学校では、小学校で学習したことをさらに伸ばすとともに、職業生活や家庭生活に必要な知識や技能等の指導をしています。

(2) 知的障害特殊学級の教育目標

知的障害教育の基本は、あくまで社会自立を目指していくことです。日常生活や集団参加および人間相互の関係、職業生活に必要な基礎的・基本的内容等を重視し、個性を生かす教育をしていくことが大切です。つまり知能を伸ばす教育より、いかにして社会性を培い、社会自立を計っていくかが重要な考え方になります。

知的障害特殊学級では、児童生徒の障害の状態や発達の特徴等を考慮しながら、以下の3つの項目を参考に具体的な教育目標を設定するとよいと思います。

身近生活の確立と
処理する力



集団生活への参加と
社会生活の理解

経済生活と職業生活
への適応



知恵袋からの一言

・学習活動のねらいや内容、時間等は、児童生徒の実態を見ながら柔軟に考えると良いでしょう。

【一人学級では】

通常の学級や他校の特殊学級、地域との関わりを大切にした活動の場を工夫すると良いでしょう。

【複数の児童生徒がいる学級では】

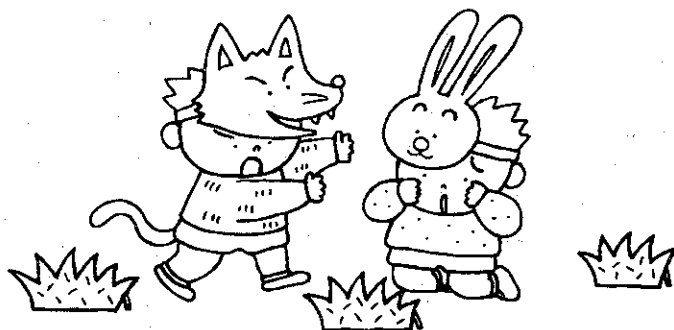
児童生徒の実態を考慮しながら、学習課題や活動内容を工夫し、どの児童生徒にも活躍の場が与えられるように学習活動を組み立てていきましょう。

(3) 指導計画の作成のポイント

知的障害のある児童生徒は、実際的な生活経験が不足しがちであると共に学習によって得られた知識や技能が断片的になりやすく、実際の場で応用されにくいと言う特徴があります。また、成功経験が少ないこと等により、主体的に取り組む意欲が十分に育っていないこともあります。

このような特性から、指導計画を作成する際には、次のような点に留意して計画を立てるとよいでしょう。

- ① 児童生徒の知的発達の遅滞の状態や経験を考慮しながら、実際に指導する内容を選定し、配列して効果的な指導を行うようにします。
- ② 児童生徒の興味・関心などに即して、生活化したり、遊戯化したりするなどの具体的な活動を通して指導を行うことが大切です。
- ③ 一人一人の児童生徒の実態に即して、生活に結びついた学習活動が展開できるよう配慮します。さらに、学習活動を通して、成就感や満足感を味わわせながら、様々な活動への意欲を高められるようにしましょう。
- ④ 児童生徒が危険な場所や状況を把握し、判断したり、予測したり、回避したりすることができるように指導していくことが大切です。
- ⑤ 家庭と連携を図り、学習の成果を実際の生活の場に生かすことができるように工夫します。



① 小学校知的障害特殊学級年間指導計画(例)

※この年間指導計画は、授業時数及び題材のねらい等について割愛したものです。

		4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
領域・教科を合わせた指導	日常生活の指導	あいさつ、返事、排せつと手洗い、今日の予定、衣服の着脱、整理整頓、言葉遣い、清潔、健康管理等 ※ 上の内容を年間を通して指導する。											
	生活単元学習	新しい学年1年生を迎える会をしよう	がんばろう運動会 八百屋市の見学	七夕かざりをつくらう	七夕まつりをしよう	楽しい合宿 作品展に参加しよう	学芸会を成功させよう、あすなろ祭に参加しよう	すてきなプレゼント 干し柿づくり	年賀状文集、アルバム作り	新しい年へお正月の遊び	文集、アルバム作品集作り	卒業を祝う会をしよう	
総合的な学習の時間		協力学級と交流会をしよう I	協力学級と交流会をしよう II 町のおまつりに参加しよう				お店を開こう I	お店を開こう II	ミニ劇場をしよう		ミニコンサートをしよう		
テーマ	人とのであい、ふれあい、ひびきあい												
教科の指導	国語	6学年	くまのこウーフ	げきあそび	日記を書こう、絵本を読もう	お礼の手紙を書こう	学芸会	絵本を読もう	げきあそび	かきぞめ	文集作り	文集作り	
		3学年	てがみ おおきな かぶ	げきあそび	日記を書こう どのくちば	お礼の手紙を書こう	学芸会	絵本を読もう	げきあそび	かきぞめ	文集作り	文集作り	
		1学年	もののなまえ ひらがな	げきあそび	ひとつこと につき ひらがな	お礼の手紙を書こう	学芸会	絵本を読もう	げきあそび	かきぞめ	文集作り	文集作り	
	算数	6学年	かいもの たし算ひき算	たし算ひき算 文章題	いろいろなもんだい	長さ	長さ	かいもの	電卓を使って	復習	復習	復習	
		3学年	かいもの たし算ひき算	かけ算	かけ算	長さ	長さ	かいもの	電卓を使って	わり算	わり算	復習	
		1学年	10までの数	どっちが大きい	みんなでいくつ	かたちあそび	のこりはいくつ	かいもの	いくつ多い	なんじ	たし算ひき算	たし算ひき算	
	図工	春の絵	飛ばして遊ぼう	浮かべて遊ぼう	紙はなが	ぺったんコロコロ	学芸会の準備をしよう	リース作り	カレンダー作り	カレンダー作り	カレンダー作り	カレンダー作り	
	音楽	春の風ともだち	運動会の歌	太鼓のひびき	ドレミの歌	未知という名の船	まつかな秋	友達はいもんだ	あわてんぼうのサンタクロース	夢の世界を雪のおどり	歌よありがとう	ありがとう さようなら	
	体育	持久走、遊具遊び	運動会	水遊び			持久走	ボール遊び	雪遊び			ダンス	
	道徳	※ 通常の学級の道徳の内容に基づくので、この例では計画は省略する。											
	領域別の指導	自立活動	※ 個別の指導計画による。										
	特別活動		※ 学級活動は主に協力学級で実施 ※ 4・5・6年生は毎週1回(水曜日)クラブ活動に参加 ※ 5・6年生は月1回委員会活動に参加						あすなろ祭				6年生を送る会
備考	主な行事	始業式 入学式 1年生を迎える会 各種検診と検査	交通安全教室 運動会 1年生遠足	鑑賞教室 避難訓練	5年生花山合宿 終業式	始業式 6年生修学旅行 市内特殊学級合宿	4年生市内音楽祭 学芸会 持久走大会	あすなろ祭 避難訓練 図書館まつり	終業式	始業式 給食まつり かきぞめ展		卒業式 修了式 6年生を送る会 学年末大掃除	

② 指導実践例 [領域・教科を合わせた指導 生活単元学習]

ア 単元名 「1年生の歓迎会をしよう」





イ 単元のねらい

- ・学級の一員としての仲間意識を持ち、歓迎会に楽しく参加する。
- ・自分の役割分担が分かり、友達と協力して活動する。

ウ 本時のねらい

- ・プログラムの内容や順番を考えて作成することができる。

エ 展開例

学 習 活 動	予想される児童の反応と教師の働き掛け
1 始めのあいさつをする。	
2 本時の課題について聞く。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">1年生に喜んでもらえる歓迎会をしよう</div>
3 歓迎会でやりたいことを話し合う。	 <p>うたとダンスもいいわ。</p> <p>ゲーム2つは時間がないね</p> <p>ゲームがしたいなあ</p> <p>しっぽとりゲームだったらいいね。</p> <p>どんなことをしたいの？</p> <p>1年生も楽しめるといいね</p>
4 時間を考え内容を決める。	
5 プログラムの順番を決める。	 <p>あいさつもね。</p> <p>うたは、さいごにしようね。</p> <p>順番も決めましょう。</p>
6 プログラムを作る。 ・作業の分担を決める。 ・各自作業をする。 ・後片付けをする。	 <p>わたしは、かざりをつくるわ。</p> <p>ぼくは、数字を書くよ。</p> <p>みんなで分担して作ろうね。</p>
7 感想を話し合う。	
8 次時の課題を聞く。	 <p>やった！</p> <p>できましたね。次は、係を決めましょうね。</p> <p>できたわ！数字じょうずに書けたね。</p>
9 終わりのあいさつをする。	

③ 中学校知的障害特殊学級年間指導計画(例)

※この年間指導計画は、授業時数及び題材のねらい等について割愛したものです。

	4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
領域・教科を合わせた指導	新しい学級壁面作成	修学旅行交通安全	健康な体梅雨とくらし	プールの使い方夏休みの計画	運動会市内合同合宿作品展	文化祭への参加	秋の野山働く人々	冬のくらし	新しい年お正月	冬のくらし文集づくり	卒業式大掃除	
作業学習	園芸・校内整備(土作り, 畑の手入れ, 収穫等 4月から10月まで) カレンダー作り(印刷, 綴じ込み等を中心に12月から1月まで) 手芸・裁縫(運針の基礎, ふきん作り等 2月から3月まで) 小物作り(箸置き, 楊枝入れ等 6月から9月まで)											
総合的な学習の時間	生産・流通(4月から9月まで)					地域を知る(10月から3月まで)						
テーマ												
教科の指導	国語	暮らしのことば	献立表を読む	標識を読む	家族と住所	電話のかけ方	新聞を読む	物語文感想文	招待状年賀状	描き初め	劇言葉遊び	思い出のまとめ
	数学	たし算	ひき算	金銭計算	小遣い帳	時刻時間 暦	長さ	重さ	かさ	かけ算	かけ算	電卓の使い方
	社会	私たちの市交通網	地理, 歴史	経済,	私たちの県地理, 歴史	経済,	交通網	選挙	私たちの国地理, 歴史	経済, 交通網	世界の国々	地理, 歴史
	理科	自然	植物の育て方	人間の体	病気の予防	自然災害と対策	化学製品の性質	宇宙と天体	流感の予防	物質の変化	電気の性質と利用	
	体育	集団行動卓球	縄跳びラジオ体操	運動能力測定卓球	水泳, なわとび, マット運動	陸上(短距離走) バレーボール サッカー	陸上(長距離走) バレーボール 卓球	陸上(長距離走) 卓球				
	技家	園芸(4月から7月まで)					調理・手芸(8月から3月まで)					
	音楽	春の歌	世界中の子供たち	リズム合奏	合唱コンクール	応援歌	秋の歌	リズム合奏	冬の歌	東北の民謡	卒業の歌	卒業の歌
	美術	お面作り	ガラスを使った作品	学級旗作り	応援旗作り	カレンダー作(版画の下絵, 版木彫刻を中心に)						切り絵
	選技	木工(4月から7月まで)				紙工(8月から10月まで)				電気(11月から3月まで)		
	領域別の指導	※通常の学級の道徳の内容に基づく。										
自立活動	※個別の指導計画による。											
主な学校行事	始業式 入学式 1年生を迎える会 各種検診と検査 野外活動	修学旅行 中総体	避難訓練 期末テスト	授業参観 終業式	始業式 市内特殊学級合宿運動会	中間テスト 文化祭 作品展	三者面談 期末テスト	終業式 避難訓練 交歓会	始業式 県立高等養護学校入試	期末テスト 生徒総会	公立高校入試 卒業式 修了式	

④ 指導実践例 [教科の指導 数学]

ア 題材名 「繰り上がりのある計算」

イ ねらい ・ [1位数+1位数] で繰り上がりのある計算ができる。

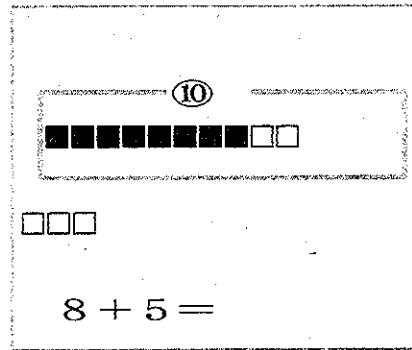
・ 具体物を操作しながら計算方法を理解したり、具体物と式を対応させながら式を理解したりできる。

ウ 展開例

a 計算ブロックを使った学習

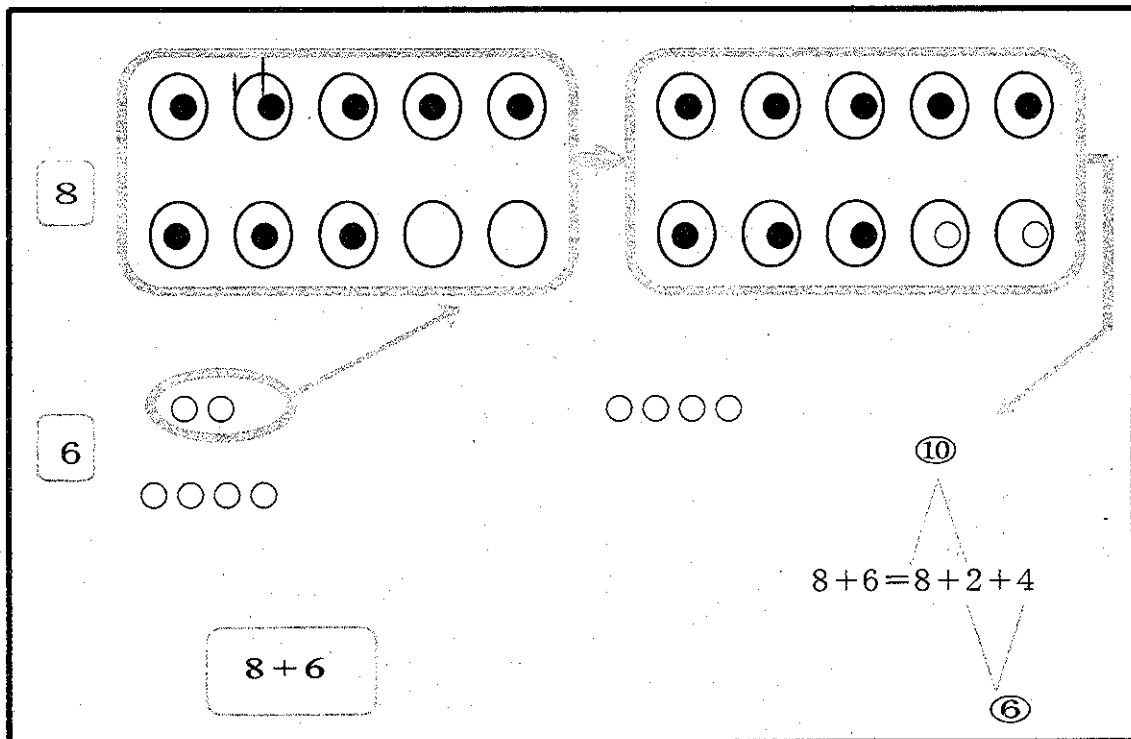
10個でちょうどいっぱいになる計算ブロック用ケースと計算ブロックを用意します。

黄色 (被加数) の計算ブロックをケースに入れ、被加数に対する10の補数を考えます。白色 (加数) のブロックをケースに入れ、10と残り幾つになるかを考えます。これを数式に表します。



b 卵パックを使った学習

10個入りの卵パックの中に模型の10円玉を入れて、1位数+1位数の計算をします。10円玉が入っていない部分に着目し、10の補数を考えます。加数を分解し、10のまとまりと端数がいくつかを考え、答えを導きます。



c 数え棒を使った学習

数え棒を使って、繰り上がりのある計算をします。緑色（ばら）の数え棒を使って数式を作ります。緑色の数え棒が10本になったら黄色（10のまとまり）の色板に置き換え、黄色の色板と緑色の数え棒で答えを表します。位取りに注目しながら、位取りボードに数字で書きます。この数え棒と色板の操作を数式で表します。

$9 + 6 = 9 + 1 + 5$

⑩

⑥

位取りボード

十の位	一の位
1	5

知恵袋からの一言

$$7 + 5 = 7 + 3 + 2$$

のように5を分解して計算することを数字の操作のみで何度指導しても、なかなか生徒の理解は深まりません。こんなふうに加数を分解して被加数を10に合成する計算の過程では、計算ブロックのケースや卵パック等10でいっぱいになるものを使い、具体物を操作させながら考えさせると有効です。

3 肢体不自由特殊学級の指導

(1) 肢体不自由特殊学級

① 肢体不自由児とは

脳や神経系における障害、骨および筋肉の病気、けがなどにより、体幹および四肢の運動に不自由をきたしている児童生徒をいいます。障害の程度は様々で、一人で体を支えることが難しい児童生徒がいる一方、自力歩行の可能な児童生徒もいます。また、単一障害（肢体不自由のみ）の児童生徒のほか、知的障害や病弱・身体虚弱などを併せ有する重複障害の児童生徒もいます。

これらの児童生徒を教育するために、小・中学校の特殊学級や病院内の学級があります。

② 小・中学校の特殊学級

日常の様々な場面で配慮を必要とする児童生徒を対象としています。実態に応じて、各教科の指導や通常の学級の児童生徒との交流を工夫しているほか、家庭や主治医などとの連携を大切にし、児童生徒が自らの障害を受け入れつつ健康でより豊かな自立した生活を送ることができるように指導しています。

③ 病院内の学級

けがや病気の治療や障害の軽減などを目的とした入院治療の必要な児童生徒を対象としています。各教科の指導のほか、病院の職員と連携を密にして、治療が順調に進むような指導や配慮を工夫しています。

いずれも、個々の実態に応じた配慮を工夫しながら、全面的な発達とより自立的な生活を目指して指導しています。

(2) 肢体不自由特殊学級の教育目標

個々の実態に応じた目標のほか、肢体不自由によって生じる様々な不自由や心理的な問題への対応も考慮して目標を設定していきます。

設定する観点としては、次のようなものが考えられます。

- ① 自らの諸動作のつまずきやそれを改善する方法についての理解を促すこと
- ② 肢体不自由によって生じる様々な困難を改善・克服しようとするたくましい心の育成を図ること
- ③ より豊かで自立した日常生活を送るために必要な基本的な生活習慣や学習能力の向上を図ること

(3) 指導計画の作成のポイント

児童生徒一人一人の実態に応じて作成することを原則とするほか、次のようなことを考慮して作成していきます。

① 各教科および道徳・特別活動・総合的な学習の時間の指導計画

編成にあたっては、次のような考え方があります。

ア 学年と同じ単元および指導内容を設定し、明らかに一人では無理な部分を担任が補助したり、補助具を工夫したりして実施します。

イ 学年ごとの単元と同じ領域の児童生徒に合わせた指導内容を編成して実施します。領域・教科ごとにそれぞれ作成していきます。

その児童生徒の実態をよく把握した上で、知的発達に応じて教科指導中心にするか、あるいは領域・教科を合わせた指導を取り入れていくかを考えて作成します。教科指導中心の場合も、必ずしも学年どおりと考えず、必要であれば下学年の指導内容で作成することも考えます。

ウ 学年の単元に左右されず、現在の児童生徒の実態に応じた指導内容を設定して実施する。

図工、音楽、体育については、肢体不自由のため、各学年で設定された活動が難しい場合もあります。

そこで、児童生徒が活動可能で、しかも成就感や満足感が得られるような教材、教具の工夫や自助具の開発が大切になってきます。

また、視聴覚機器などで体験不足を補うようなことも考えます。

② 自立活動の指導計画

児童生徒一人一人の発達の偏りや障害の状態に応じて作成します。児童生徒の実態把握に基づき、指導内容から必要とする項目を選んで、具体的な指導事項を設定して指導計画を作成していきます。その際、自立活動の時間だけでなく、指導した成果が日常の生活や学習活動の中でも生かされるように、教科や領域との関連を考えて指導事項を選ぶようにします。

また、指導計画を作成する際は、できるようになる可能性の高いものや児童生徒が課題としてとらえやすいものから設定して、楽しく意欲的に学習でき、成就感を持ちやすくなるようにすることも大切です。

肢体不自由そのものに対応する自立活動は主治医や訓練士との連携を大切にしながら指導計画を作成していきます。

他の項目については、自立活動の時間で指導するほか、各教科や領域・教科を合わせた指導の中で関連づけて指導する方法があります。より効果的な指導の場を選んで指導にあたるようにします。

肢体不自由が引き起こされる主な病気

病名	主な状態	指導内容および留意点
脳性まひ	<ul style="list-style-type: none"> ○大脳の損傷によりからだの様々な部位に不自由が現れる。 ○知的障害, 行動異常, 感覚異常, 言語障害などを併せ有することも多い。 ・痙直型 (筋肉が突っ張る) ・アテトーゼ型 (不随意運動が起こる) ・混合型 (どちらにも見られる) 	<ul style="list-style-type: none"> ○体の各部の変形や固まり縮むことを防ぐために, 体を動かしたり, 動かし方を教えていく。 (具体的な方法は主治医や訓練士の助言をもらう。) ○知的障害を併せ有する場合は指導の組み立て方や, 領域・教科を合わせた指導の導入などを工夫する。 ○病弱・身体虚弱を併せ有する場合は, 健康状態の把握と管理に注意する。
脳水腫 (水頭症)	<ul style="list-style-type: none"> ○髄液が脳に異常に多くたまり脳を圧迫して不自由がおこる。 ○知的障害, 肢体不自由, てんかんなどを併せ有することが多い。 ・内水頭腫 (脳室にたまる) ・外水腫 (くも膜下腔にたまる) 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康状態の変化を見逃さない。頭痛, 嘔吐, 眠気, 動作緩慢, けいれんなど; シャントのトラブルでも起こるので, 異常があったらすぐ医者と連絡をとる。 ※シャント: 脳室から腹腔または心房への髄液バイパス ○頭部の保護や転倒防止に留意する。
二分脊椎	<ul style="list-style-type: none"> ○神経系の発達途上に起こった脊髄や脊髄膜の異常による。 ・開放性二分脊椎 (背中に脊椎などがこぶのように突出して生まれる。) ・潜在性二分脊椎 (内部異常) ○異常のあった部位より下に不自由が起こる。 (運動能力低下, 皮膚知覚喪失, 排泄の障害) ○水頭症を併発する場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○尿意, 便意の知覚や排泄機能に障害があるので, 処理の徹底や自己管理の指導に留意する。 (マッサージ, カテーテルなどで残尿のないように; 尿路感染症に注意) ○まひへの対応は, 脳性まひに準ずる。 ○水頭症を併発している場合は, 健康状態の把握, 頭部の保護, 転倒防止などに留意する。
ペルテス病	<ul style="list-style-type: none"> ○大腿骨骨頭の壊死により膝から大腿部に痛みを訴えたり足を引きずったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○股関節に負担をかけないように配慮する。(発見後は入院での安静が主; 治癒までに3~5年完全に治癒すれば再発はない。)

進行性筋ジストロフィー症	<p>○筋肉の組織が徐々に変性していくため筋力が低下していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デュシャンヌ型(大部分をしめ進行が早い) ・肢帯型 ・顔面肩甲上腕型 ・福山型(先天性) 	<p>○どの型かを確認のうえ残存機能の維持と障害の進行を遅らせるための指導を続ける。 (具体的な方法は主治医との連携による)</p> <p>○精神の安定を図りつつ、充実した生活をおくらせるための工夫をする。</p>
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 指導の実際

① 年間指導計画 (小学校低学年の脳性まひ混合型, 自力歩行可能な児童の例)

指導の形態		4	5	6	7	8・9	10	11	12	1	2	3	
合領 わ域 せ・ た教 指科 導を	日 常 生 活 の 指 導	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の指導 (あいさつ, 靴の履き替え, 教室までの移動) ・朝の学習 (健康観察, かばんの扱い, 学習用具の整理, 衣服の着脱) ・休憩時間 (衣服の着脱, 排泄, 遊具の安全な扱いと後始末, 手洗いうがい, 汗の始末, 遊びのルール, チャイムでの行動) ・給食指導 (手洗いうがい, 給食着の着脱, 配膳と移動, 食事の仕方マナー, 後始末, 歯磨き) ・帰りの学習 (かばんの扱い, 学習用具の始末, 教室の掃除) 											
	学教 習科 別	体 育	障害の状態や部位に応じた体育的活動										
領 域 別 学 習	道徳 学級活動	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態により通常の学級で共に学習させることについて設定する。 ・知的障害のある児童が在籍している場合は知的障害特殊学級の計画を参考にし計画する。 											
	自 立 指 導 の 活 動	個別の指導計画による											
		中領 で域 行・ う教 指科 導の	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服の着脱 (着脱の際の体の動かし方, たたみ方, 眼と手の協応) ・排泄 (排泄する際の姿勢のとり方, おしりを出さない排尿方法) ・食事 (唇を閉じての捕食や飲むこと, あごを上げないえん下, そしゃくの仕方, スプーンなどの使い方, お椀を持って飲むことなど) ・整容 (よだれの吸い方, 鼻水のかみ方, 手の洗い方, 顔のふき方等) 										
		自 立 で活 行動 うの 指時 導間	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持 股関節を開くこと, 足の裏全体を床につくこと, 上体をまっすぐに保つこと, 背筋を鍛えること, 足の交差やとんび座りを避けること。 ・上肢の基本動作, 作業に必要な基本動作 (肩や腕・手首などの弛緩, 両手の協応, 巧緻性や持続性, 正確さ) ・状況に応じたコミュニケーション手段の選択と活用 (コンピューターを活用して手紙や作文を書く, 電話の応対等) 										

② 実践例1〔自立活動〕

ア 対象児 小学校高学年の小脳失調症の児童

イ 実態 自力歩行が可能だが、坂道や障害物があると歩行が不安定

ウ 指導目標(短期)

・坂道での安定した膝・足首・腕の動きが実感できるようにする。

学習活動	○教師の働きかけ ・支援・留意点	評価の観点
1 装具をはく。	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ自分の力で準備できるように励ます。 ・歩きやすいように、装具のベルトを調整することをすすめる。 	○手首を柔らかく使えたか。
2 コースを選択する。	<ul style="list-style-type: none"> ○5コースの中から体調や天気を考えて自分で選択するように話す。 ○目標を往復30分にすることを確認して、軽い準備運動をする。 	○装具と足がきちんと合うようベルトの調整ができたか。
Aコースの場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Aコース T 中学校周辺坂道 (直線)</p> <p>Bコース 廃寺・歴史博物館の遊歩道 (アップダウン)</p> <p>Cコース T 中学校へび道 (蛇行)</p> <p>D コース 壺の碑 (丘・急勾配の坂と階段)</p> <p>Eコース あやめ園 (遠い目標)</p> </div>	
3 膝の屈伸と腕の振り方を工夫して、安定した歩行になるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・緩やかな勾配は後方で腕と足の動きを確認しながら、転倒に注意する。 ○急勾配になると前進できなくなるので歩行が安定するように左の手をつないで歩く。 	○腕の振り方がバランスよくできているか。 ○上りにくさの原因を克服しようとしているか。
4 歩いてきた上り坂を見下ろして下り坂の歩き方の目標を持つ。	○膝の屈伸を意識することと、下りの勢いでスピードの調整ができなくなるために、転倒しないように左の手を確実につなぐ。	○坂道を下る時の膝と上体の調整を意識することができたか。
5 手洗いとうがいをしして着替える。	○着替えながら痛みや疲労について話し合う。	
6 歩き方について話し合い、次の目標を持つ。		○自分の体の機能に関心を持って、新しい目標をもつことができたか。

実践例2〔自立活動〕

ア 対象児 小学校低学年の脳性まひの児童

イ 実態 自力歩行可能な知的障害を併せ有する児童

ウ 指導目標(短期)

・内反足やせん足を防ぎ、縮んだ筋肉を伸ばして座位姿勢を保持できるようにする。

学習活動	○教師の働きかけ・支援・留意点	評価の観点
1 始めのあいさつをする。 2 筋緊張を緩める。 足首 上下・左右 ねじる・回す ひざ裏 背臥位 長座位 股関節	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が安心できるように笑顔で行う。 ・次に何をするのか話してから動かす。 ・心のリラックスのため、優しく語りかけながら実施する。 ・動きがぎこちないときは、少し強めに押して力の抜けるのを待つ。 ○ひざを曲げた状態で動かす。 ○ひざをまっすぐにし、つま先を押していく。 ○後ろから包み込むように座り、両ひざを少しずつ押していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○足首の力をぬいて可動域を広げようとしたか。 ○ひざ裏の力を抜いて脚を少しでもまっすぐにしようとしたか。 ○股関節の可動域をよ少しずつ広げようとしたか。
3 体操をする。 舟こぎ 飛行機 手押し車	<ul style="list-style-type: none"> ・表情や活動ぶりから回数を加減する。 ○ひざが内側に入らないように指導者の足で押さえてやる。 ○頭を支持しながら引くために、体をゆっくり倒すように加減する。 ○ひざをしっかりと伸ばせるように太ももとひざをしっかりと支える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○頭を落とさないように保ち、引き合えたか。 ○腰に力を入れて上体を保っていたか。 ○腕と腰で上体を支えられたか。
4 座位姿勢をとる。	<ul style="list-style-type: none"> ○深く腰掛けるように促す。 ・腰を入れて上体をまっすぐに保ち、ひざを開いて足裏をしっかりとついているか確認する。 ・短時間保つことによしとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○腰や膝、足首、首の角度が保たれていたか。 ○保持できたか。

知恵袋からの一言

・歩行の練習は、学校周辺の坂道や遊歩道などを実際に歩いてみることを話し合い、複数のコースを考えておくと生き生きと楽しい自立活動になると思います。自力登下校の経験がない児童生徒にとっては楽しい発見がたくさんあることでしょう。

4 病弱・身体虚弱特殊学級の指導

(1) 病弱・身体虚弱特殊学級

① 病弱児とは

慢性及び進行性の病気のため医療や生活規制（健康状態の回復・改善を図るため、身体活動など生活上の様々な制約を設けること。）を必要としている児童生徒をいいます。

② 身体虚弱児とは

先天的または後天的ないろいろな原因によって、身体諸機能の異常を示し病気に対する抵抗力が弱いなどの状態にあるため、生活規制が必要な児童生徒をいいます。

これらの児童生徒のための特殊学級には、病院内の学級、小・中学校内の学級などがあります。

③ 小・中学校の学級

入院を必要とせず家庭などから通学できる病弱・身体虚弱児のための学級です。一人一人の実態に応じて、各教科などの指導を行うとともに、通常の学級の児童生徒と活動を共にする機会を設けるよう配慮しています。なお、家庭などと連絡を密にしながら、健康状態の回復・改善や体力の向上を図るための指導も行っています。

④ 病院内学級

入院中の病弱児のために、近くの小学校や中学校を本校（在籍校）とし、病院内に設けられている学級です。

病院の職員との連携を密にしながら、健康状態の回復・改善を図るための指導を行うとともに、各教科等の指導に当たっては内容の精選を行い、特に身体活動を伴う学習については、指導方法を工夫するなど、様々な配慮をしています。

(2) 病弱・身体虚弱特殊学級の教育目標

病弱・身体虚弱学級の教育においては、児童生徒一人一人によって、身体活動の制限が異なっています。

特に、実技や実習などの指導に当たっては、個々の実態に応じた配慮が必要です。これらを踏まえ、小・中学校における当該学年の各教科等の目標のほか、個々の障害の状態や学習空白に応じて、教育内容の精選を図り、基礎的・基本的な内容に重点をおくことが大切です。

教育目標として以下のようなことが考えられます。

① 健康状態の回復、改善に必要な知識・技能の習得を図ること

- ② 障害を克服する意欲の向上を図ること
- ③ 健康を管理する態度・習慣の育成を図ること

(3) 指導計画の作成のポイント

指導計画は、学年ごと、学級ごと、学習の集団ごとあるいは個別に作成していきます。個々の状態によっては、学習時間短縮や学習内容の軽減を考えていきます。

① 各教科の指導計画の作成

特に実技や実習を伴う内容について学習可能な指導事項を選定し、基礎的・基本的な事項に重点をおきます。

ア 授業時数が制約される場合

1日の可能な授業時数を考慮し週単位での適切な指導事項を選定します。各教科の偏りがないように気をつけます。

イ 学習空白や遅れのある場合

学習理解の度合いを正しく把握し、その段階からの指導を行います。

系統的に学習が展開していく教科や内容についても、学習理解の度合いを把握し、フィードバックしながら、下学年で取り扱う内容や単元等の指導も考慮していきます。

ウ 身体活動が制限される場合

TV、VTR、スライド、映画、写真等の視聴覚教材やコンピューターを利用して、経験の不足を補います。

病弱児に多くみられる病気は次にあげられるものです。

病名	主な状態	指導内容および留意点
気管支ぜん息	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギーによって起こり、原因として、食物、花粉、動物の毛など様々です。 ・気管支の粘膜がはれたり、分泌が多くなって痰がつまり、呼吸が苦しくなったりする病気です。 ぜい鳴（ヒューヒューゼーゼー）を伴った呼吸困難が突然発作として起こり、発作の時以外は健康な状態に戻ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発作が起きた時は水分をとらせ、背中をたたいてたん出しをします。 ・発作がない時は、運動などでもできるだけ普通にやらせるようにします。 ・アレルギーの原因となる食物の摂取に注意したり、教室の清掃を徹底したりします。 ・携帯用吸入器（ハンドネブライザー）を使用している児童生徒への理解を図ります。
腎臓病	<ul style="list-style-type: none"> ・体内の老廃物と水分を体外に排出することができなくなります。 ・むくみ、乏尿や血尿、蛋白尿がみられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食で塩分や蛋白制限をします。 ・日本学校保健会の「腎臓病管理指導」を参考に可能な範囲で運動をさせるようにします。

心臓病	<ul style="list-style-type: none"> ・先天性心疾患の多くは入学前に発見され、手術を受けています。 ・運動をすると息切れ、動悸が激しくチアノーゼが起こることがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動制限を十分注意して行います。 ・日本学校保健会の「心臓病管理指導表」を参考に病型や状態に応じて運動をさせるようにします。
てんかん	<ul style="list-style-type: none"> ・大部分の発作は抗てんかん薬を服用することで抑えることができます。 ・大発作（突然の全身けいれんを起こし、転倒、意識消失、眼球振動、白眼の症状）と小発作（意識のみ一時消失、一点を見据える失神発作等）があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・服薬を忘れてりしないように指導します。 ・体育の授業や学校行事への参加はなるべく制限をしないようにします。 ・発作を起こした時には、慌てることなく、外傷を防ぐため、衣服をゆるめて横にして休ませる。
糖尿病	<ul style="list-style-type: none"> ・インスリン依存のため、継続して定期的な注射を必要とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の指導により、自分で注射をさせることがあります。 ・運動後、低血糖に注意し、低血糖の状態の時は砂糖等で、糖분을補うようにします。
血友病	<ul style="list-style-type: none"> ・出血するとなかなかとまりにくい。 ・抗血友病因子の注射によって出血を起こりにくくしたり、出血の程度を軽減したりすることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中では、運動中の衝突や転倒、刃物を使う作業等におけるけがに注意します。

② 自立活動の指導計画

自立活動の指導計画は、児童生徒一人一人の実態に基づいて個別に作成することが原則となります。

- ア 個々の児童生徒の実態(障害の状態、発達段階など)
- イ 個々の実態に即した明確な指導目標の設定
- ウ 自立活動の内容の中から個々の実態に即した指導目標の達成に必要な項目の設定
- エ 選定した項目を相互に関連づけて具体的な指導事項の設定

病種によっては配慮しなければならない一般的な内容もあるので、指導計画は全体的な計画（指導目標や指導事項の設定等）のほか、可能な限り次のような観点から病種別の計画を作成しておくことが、きめ細かい具体的な指導計画を作成するために重要です。

- 病状(障害)に即した計画 (軽度、中度、重度)
- 発達段階に即した計画 (小学校下学年、上学年、中学校)
- 病状の見通しを考慮した計画 (長期を見通した計画、短期の計画)

(4) 指導の実際

① 題材等一覧 (例)

指導形態		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
領域・教科を合わせた指導	日常生活の指導	衣服の着脱 (前開きの上着の正しい着方・スナップやファスナー) 食事 (手洗い・準備・食事の仕方・後片づけ・歯磨き) 掃除 排泄					
	生活単元学習	新しい学年 春のおくりもの	お母さん ありがとう	お父さん ありがとう	夏を楽しもう	宿泊学習に行こう ・荷物の準備 ・電車に乗ろう ・思い出アルバム	
領域別の指導	自立活動	リラクゼーションの仕方をおぼえよう (足首・股関節・肩) まっすぐ座ろう (背を伸ばしたあぐら座位) つまみと握り (手指機能)					
	学道総学級 合習 活動的の 動徳な時間	交流学級で通常の学級の内容					
教科別の指導	国語	漢字を読もう 名前・地名・住所		パソコンやワープロ を使って 単語・数字・詩		物語に親しもう	
	算数	数えて みよう	お金と値段 買い物学習		比べてみよう 数・長さ・重さ		測ってみよう 長さ
	体育	ラジオ 体操	行進 短距離走	グラウンド ゴルフ	水 泳		風船バレー
	音楽	広がれ 歌の輪	音楽の仕組み			歌声や楽器のひびき	

指導形態		10月	11月	12月	1月	2月	3月
領域・教科を合わせた指導	日常生活の指導	衣服の着脱（前開きの上着の正しい着方・ファスナーやスナップ） 食事（手洗い・準備・食事の仕方・後片付け・歯磨き） 掃除 排泄					
	生活単元学習	秋のおくりもの	文集を作ろう パソコンやワープロを使って、計画・編集をしよう		新しい年 発表会を成功させよう		卒業にむけて
領域別の指導	自立活動	立体姿勢の保持（踏みしめて立つ） ひも結びとひも通し					
	学道総学級合習活動的の動徳な時間	交流学級で通常の学級の内容					
教科別の指導	国語	お話を作ろう いつ・どこで だれが・どうした		年賀状を書こう	書き初め	文集を作ろう	
	算数	重さ 時間	身の回りの形を調べよう		計算をしよう 1～10までの加法・減法		
	体育	風船 バレー	マット運動 フープ・リボン		健康ピンポン ボール打ち・ゲーム		
	音楽	歌声や楽器の響き		情景と音楽	アジアの音楽	心を結ぶ歌声	

② 実践例〔自立活動〕

○ ねらい

・自己の病気を正しく理解し、体調を管理する態度や対処方法を身につけさせる。

(小学校病弱特殊学級 ぜん息児への指導例)

学習内容		主たるねらい	副次的なねらい	留意点
		呼吸機能の改善・向上	体力の向上	
事前	脈拍数の測定 最大呼吸 出流量の測定	運動前の状態把握と運動後の状態との比較のために実施する。		顔を水中につけることに慣れさせる 水中では目を開けるように声がけする 呼吸機能の特に不十分な児童への配慮を心がける
	上・下肢と胸の運動 足首伸ばし 体側・背の運動 腕と肩の運動 肩関節の運動 腹部使用の呼吸訓練 水中に顔をつける 大きく息を吸い、 水中でできるだけ 我慢して水上で一気 に吐く ポピング 水中で吐き、水上で 吸うことを繰り返す	状況に応じた呼吸の調整 胸部の発達促進 腹筋力の増進 腹式呼吸の習得 腹式呼吸の日常化 大きく吸い、息をとめて大きく吐く 腹部を使った呼出最大 呼気位から徐々に呼出 する 規則的リズムで呼気と 吸気を繰り返す	呼吸・循環機能の 適応力を高める 運動効率を高める 筋機能を高める 皮膚の鍛錬	
	脈拍数の測定 運動後最大呼出流量 の測定	運動前後の脈拍数を比較する 運動前後の最大呼出流量を比較し、水泳の 効果を確認する		
	上・下肢の運動 胸、首の運動 呼吸運動 複式呼吸による 深呼吸	規則的リズムで呼吸する 最大呼吸、吸入量の増 加 複式呼吸の習得	疲労回復の促進 中枢神経の興奮を 和らげる	

知恵袋からの一言

一人でも悩まずに、障害種別の養護学校に問い合わせてみたり、宮城県特殊教育研究会肢体不自由病弱虚弱教育専門部で発行している肢病専門部手引きである『肢体不自由・病虚弱児への理解』を参考にしたりするとよいでしょう。仲間づくりにもなりますね。

5 情緒障害特殊学級の指導

(1) 情緒障害特殊学級

① 情緒障害とは？

情緒障害とは、本来「人とのかかわり等の周囲の影響によって情緒に混乱をきたし、かん黙や習癖の異常、登校拒否等のような心因的要因による社会的に不適応の状態」を指します。自閉症等の児童生徒は心因的な要因によるものではありませんが情緒障害児教育の対象になっている場合もあります。

② 情緒障害の特徴

【自閉症】

ア 社会的相互関係における質的な障害

他人への関心が乏しい、視線が合わない、他人への共感性が欠如している等

イ コミュニケーション能力における質的な障害

喃語や指さし等の発達の遅れ、話しことばの発達の遅れ、反響語（おうむがえし）が長い間ある、周囲に関係なく同じ事を繰り返し話す、ごっこ遊びや模倣遊びができない等

ウ 反復的又は常同的な行動

手をひらひらさせる、体を揺する、特定のものに異常な興味を示す、物のおいをかぐ、こだわりのある行動をとる、発展の乏しい遊びの反復等

ア～ウのような障害や行動が3歳頃までに見られるようになります。また、多動、感覚の異常、極端な偏食、睡眠障害、かんしゃく、強迫症状、自傷行為、他人への危害、周期性の気分変化、てんかん等を伴うこともあります。

【かん黙】

一般に、発声器官等に器質的・機能的な障害はないが、心理的要因により音声やことばが出ない状態を言います。例えば、学校ではまったくしゃべらないが、家ではよくしゃべる等の場面かん黙（選択的かん黙）です。原因は事例によって異なりますが、集団に対する恐怖や人間関係のあつれき等が一般的に指摘されています。

【習癖の異常】

偏食、夜尿、指しゃぶり、爪かみ、常同運動、チック等の習癖そのものは、多くの人々に見られるものですが、それが集団行動や社会生活を営む

上で障害となる場合に問題となり、治療や特別な指導が必要となります。

【不登校】

情緒障害児教育の対象としての不登校とは心理的、情緒的な理由により、本人は登校しなければならないことを意識しているのに、登校できない状態を言います。一日中部屋に閉じこもったり、親が学校の問題に触れると不機嫌になり乱暴をしたりする場合があります。一般的に本人の自我の未発達や自己中心的な行動等が誘因になっている場合があります。

知恵袋からの一言

・自閉児の指導では、その児童生徒をよく見ていると好きな（あるいは気になる、嫌いな）音、言葉、光、色、形、もの、感触、動き、におい等が分かってきます。なかなか関係がとれない場合でも、その児童生徒の好きなものを媒介としてかかわることによって、指導の手掛かりを得ることができます。

③ 情緒障害特殊学級とは

情緒障害特殊学級とは、自閉症、かん黙、習癖の異常、登校拒否（不登校）等の社会的適応性の乏しい者のうち、特に通常の学級における学習活動が著しく困難な児童生徒に対して特別の指導を行なう学級です。

情緒障害特殊学級には、自閉児を中心とした学級、かん黙・習癖の異常等の心因性の情緒障害児を中心とした学級があります。本県における情緒障害特殊学級の場合、そのほとんどは自閉児を中心とした特殊学級です。従って、以下では情緒障害特殊学級における自閉児の教育について述べていきます。

(2) 情緒障害特殊学級の教育目標

情緒障害特殊学級の教育目標は、各小中学校の教育目標を基盤として、児童生徒の障害の状態、発達段階や特性等を考慮して設定します。自閉児は、対人関係を中心として多面的な発達上の問題を有しています。指導にあたっては、児童生徒の個々の状態を把握し、その特性に応じて総合的に働きかけ、心身の調和的発達や社会適応力を育てると共に行動上の問題を軽減、除去することが主なねらいとなります。そこで、自閉児に対する教育目標を設定する上での観点としては、以下の5点が考えられます。

- ① 基本的な行動様式や生活習慣の形成を図ること(身辺処理能力の形成等)
- ② 心理的不適応状態の改善を図ること(問題行動の軽減等)
- ③ 感覚機能、運動機能の向上を図ること(作業能力の向上等)
- ④ コミュニケーション能力の育成を図ること
- ⑤ 社会性の育成を図ること(対人関係能力の育成等)

知恵袋からの一言

・ 自閉児は、言葉の意味を理解することが困難なため、聞いただけでは分からないことが多いので(情報入力過程の障害)、身振りや絵で示すなど視覚情報をうまく活用しながら指導すると大変有効です。

(3) 指導計画作成のポイント

指導計画作成にあたっては、自閉児の特性をよく理解し、次のような点に留意しましょう。

- ① 児童生徒の実態把握を的確に行なう。
※知的レベル、コミュニケーション、言語能力、こだわり等
- ② 児童生徒の興味関心に沿った指導計画を考える。
□ 指導計画の中に以下の内容を盛り込むとよいでしょう。

1 身辺処理能力

2 対人関係能力

3 基礎学力

4 余暇活動

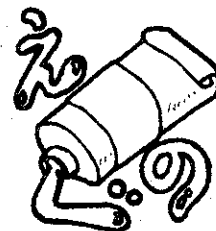
5 問題行動の軽減

6 社会適応力

7 感覚・運動機能

- ③ 生活の流れ(リズム)が理解しやすく、習慣化できる日課表(週時程)を作成する。
- ④ 学校行事や部活動等における交流学習への参加の仕方を工夫する。
- ⑤ 学級全体で活動する時には、個別的な指導を配慮する。また、週に数時間個別の指導の時間を設ける。
- ⑥ 家庭と連携をしながら指導計画を立てる。

※個別面談等を実施し、保護者の願いを取り入れ共通理解を図るとよいでしょう。



(4) 指導の実際
① 小学校情緒障害特殊学級年間指導計画 (例)

指導形態		4	5	6	7	8・9	10	11	12	1	2	3
領域・教科を合わせた指導	日常生活の指導	交通安全 衣服の着脱	給食の準備 そうじの仕方	衣服の調節 歯みがき	トイレの使用 汗の始末	洗面 持ち物の整理	食事の作法 手足の清潔	そうじの仕方 うがい	ストーブ 室内の整理	ジャンパー 衣服の調節	うがい かぜの予防	室内の整理 身なり
	生活単元学習	みんなで育てる 楽しい学校	運動会 春の遠足	つゆのころ 宿泊学習	楽しい夏休み 七夕祭り	作品展 秋の遠足	調理実習① 学芸会	やきいも会 買物学習	正月の準備 クリスマス会	正月の行事 書き初め	調理実習② 豆まき会	お別れ会 ひなまつり
総合的な学習の時間		友達と遊ぼう	友達の家では マナー	友達の家に いこう①	友達の家に いこう②	の準備① 青葉まつり	の準備② 青葉まつり	青葉まつり	友達の家に いこう③	友達の家に いこう④	作品準備 お別れ会の	作品準備 お別れ会の
教科指導	国語	身近な名前 自分の名前	文の構成 簡単な指示理解	肯定・否定 ひらがな清音 簡単な指示理解	肯定・否定 ひらがな清音 簡単な指示理解	疑問詞 ひらがな濁音 二つの指示理解	様子を見て話す ひらがな半濁音 二つの指示理解	動作のことば ひらがな拗音 対になることば	電話の応答 ひらがな拗音 位置を表すことば	カタカナ ひらがな拗長音 位置を表すことば	絵の順序で話す 簡単な文の読取 カタカナ	絵の順序で話す カタカナ 複雑な指示の理解
	算数	5までの数 棒さし パズル	数の大小 5までの数の 色や形の弁別	たし算ひき算 時刻や時間の 線図形の模写	たし算ひき算 大小比較 線図形の模写	二桁の数 集合 長短比較	かさ 長さ 長短比較	お金の計算 お金の種類 多少比較	大きな数 マトリックス 軽重比較	たし算ひき算 カレンダー 軽重比較	重さ カードかくし 一対一対応	たし算ひき算 重さ 一対一対応
	音楽	友達と歌おう 歌おう 仲よく	楽しく歌おう リズムにのって	歌おう 音程を正しく	歌おう きれいな声で	歌おう あけて歌おう 大きな口を	歌おう ながら歌おう 情景をうかべ	歌おう 合唱奏をしよう	歌おう リズムに合わせ	歌おう 親しもう わらべうたに	歌おう リズムをきざ	歌おう 気持ちをこめて
	図工	こいのぼり わたしの顔ぼくの顔	よく見て描こう がんばった運動会	新聞紙で遊ぼう 砂あそび石あそび	七夕学習 七夕飾り	七夕飾り あき箱遊び	どんぐり遊び 落ち葉 学芸会	折り染め 粘土遊び	よく見て描こう クリスマス	鬼を作ろう 共同制作	共同制作	共同制作
	体育	かけっこ 集団行動	いすとりゲーム リズム運動	バスケット マット遊び	鉄棒遊び 水遊び	折り返しリレー 水遊び	かけ足 跳び箱遊び	買い物ゲーム ボール遊び	用具遊び	ボール遊び	なわとび	おにごっこ

②小学校情緒障害特殊学級実践例（教科の指導：算数）

ア 題材名（お金の計算）

イ ねらい

男の子がお母さんに頼まれて買い物に行くという設定。買い物の数は5つ。覚えられない児童はメモをします。途中には誘惑？もあり、なかなか楽しめます。買い物シュミレーションとして完成度の誉れ高く、買い物が成功し、お金の計算ができればおつりがおだちんとして貯められます。すべてマウスで操作します。

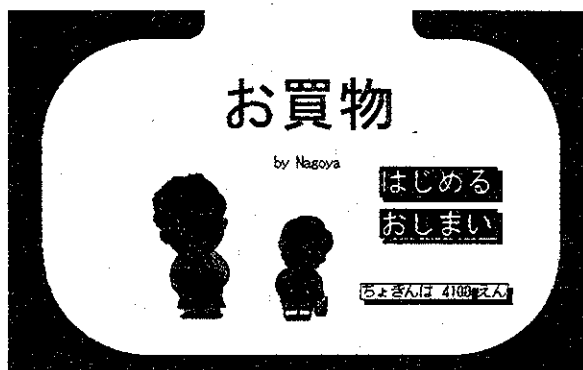
ウ 展開例

このソフト（お買物）を小学校4年生の自閉児D君に適用しました。

D君は一度も一人で買い物をしたことがなく、このソフトに夢中になっていました。

頼まれた品物が正しく買えるかどうかの記憶力、正しいおつりがもらえるかの計算力、また寄り道をして余分な買い物をしない誠実さ・・・こう言った能力をためされるソフトです。

上手に買い物をするのは、児童にとってはなかなか大変な事だとわかるソフトで、D君も上記の3つに苦勞していました。その証拠に大人がやっても結構難しいソフトです。最後のおつりの計算は $2,000 - (200 + 300 + \square + \dots) =$ といった能力が要求され、難しいが、これが実際的なところでしよう。



知恵袋からの一言

- ・自閉児の中にはパソコン学習にのりやすい児童が多く、D君もパソコン学習をととても楽しみにしていました。パソコン学習の特徴としては、次の4点があげられます。
- ① モニター上の狭い範囲に学習者の注意を限定できるため、より集中して取り組める。
- ② フィードバック等の反応にばらつきがないため学習の流れが一定になり、学習のやり方が理解しやすい。
- ③ 間違ってもすぐにやり直しができるため、積極的に参加できる。
- ④ 正答に対する評価(フィードバック)がすぐに現れるため、達成感を味わわせやすい。

③小学校情緒障害特殊学級実践例（教科の指導：国語）

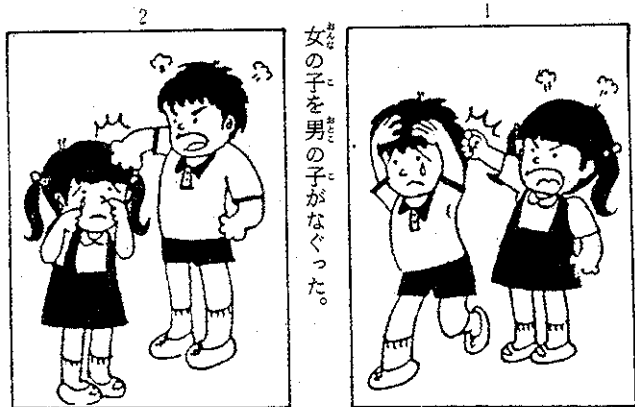
ア 題材名（文の構成）

イ ねらい 格助詞の機能の理解（可逆能動文）

ウ 展開例

自閉児にとって言語指導などの国語の指導は障害そのものへの指導であり、限界があると思います。

しかし、学童期には苦手な分野のものもある程度伸ばしておいてやりたいものです。



「女の子を男の子がなぐった」

この課題も難しいところですが何度か繰り返して教えているうちに正答率は上がってきました。

また、次のようなヒントがより理解を助けたと思われます。

「女の子を男の子がなぐった」→

男の子がなぐった

「女の子が男の子をなぐった」→

女の子が

なぐった

（紙で必要な部分だけ見えるようにする）

知恵袋からの一言

・自閉児においても、ある程度言語指導がすすむと、助詞の指導にいきあたります。

「てにをは」などの小学校1～2年生程度の助詞の指導を終えた次の指導が「可逆能動文」です。

例：犬が猫を追いかける。→ 猫が犬を追いかける。

というように、入れ替わる文が正確に理解できるかということです。この格助詞の理解はなかなか難しく、ポイントとなる指導です。当然、文章だけでは難しいので、手掛かりとなる絵（視覚的情報）を用意します。

「この文と同じ絵はどちらですか？」と聞き、指差しさせます。ただし指導に用いる「犬」「猫」「追いかける」という「ことば」の意味を理解していることが前提です。

④ 中学校情緒障害特殊学級年間指導計画(例)

※この年間指導計画は、授業時数及び題材のねらい等について割愛したものです。

		4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
領域・教科を合わせた指導	生活単元学習	新しい学級壁面作成	修学旅行交通安全	健康な体梅雨とくらし	プールの使い方夏休みの計画	運動会市内合同合宿作品展	文化祭への参加	秋の野山働く人々	冬のくらし	新しい年お正月	冬のくらし文集づくり	卒業式大掃除	
	作業学習	園芸・校内整備(土作り, 畑の手入れ, 収穫等 4月から10月まで) カレンダー作り(印刷, 綴じ込み等を中心に12月から1月まで) 手芸・裁縫(運針の基礎, ふきん作り等 2月から3月まで) 小物作り(箸置き, 楊枝入れ等 6月から9月まで)											
総合的な学習の時間	生産・流通(4月から9月まで)						地域を知る(10月から3月まで)						
テーマ													
教科の指導	国語	あいさつ物語	生活日記連絡帳	旅行・記録 作文	紙芝居	やさしい読み物 昔話	感想文	短歌・俳句	招待状 年賀状	生活カルタ 書初め	文集作り	文集作り話し方	
	数学	たし算とひき算	かけ算 時計の見方	わり算 温度計 体温計	表とグラフ 料金	長さと測定器 通帳	図形 広さと高さ	重さと測定器 大小	割引計算	平均 こよみ	四則計算 小遣い帳	四則計算 まとめ	
	社会	私たちの市 交通網	地理, 歴史	経済,	私たちの県 地理, 歴史 交通網	選挙	私たちの国 地理, 歴史 経済, 交通網	世界の国々 地理, 歴史					
	理科	自然	植物の育て方	人間の体	病気の予防	自然災害と対策	化学製品の性質	宇宙と天体	流感の予防	物質の変化	電気の性質と利用		
	体育	集団行動 卓球	縄跳び ラジオ体操	運動能力 測定 卓球	水泳, なわとび, マット運動	陸上(短距離走) バレーボール サッカー	陸上(長距離走) バレーボール 卓球	陸上(長距離走) 卓球					
	技家	園芸(4月から7月まで)					調理・手芸(8月から3月まで)						
	音楽	春の歌	世界中の子供たち	リズム合奏	合唱コンクール	応援歌	秋の歌	リズム合奏	冬の歌	東北の民謡	卒業の歌	卒業の歌	
	美術	お面作り	ガラスを使った作品	学級旗作り	応援旗作り	カレンダー作(版画の下絵, 版木彫刻を中心に)			切り絵				
	選技	木工(4月から7月まで)					紙工(8月から10月まで)					電気(11月から3月まで)	
	領域別の指導	道徳	あいさつ 大切な命	大事にしよう	素直な心で	自分でできること	大切な仕事	清らかな心で	言葉遣い	物を大切に	大切な体	やさしい心で	強く生き抜く
学活		係の仕事	部活動への参加	健康な体	夏休みの過ごし方	運動会 合宿への参加	文化祭への参加	自分の進路	冬休みの過ごし方	新年の抱負	健康と安全	進級・卒業の抱負	
自立活動		※ 個別の指導計画による。											
主な学校行事	始業式 入学式 1年生を迎える会 各種検診と検査	修学旅行 中総体	避難訓練 期末テスト	授業参観 終業式	始業式 市内特殊学級合宿 運動会	中間テスト 文化祭 作品展	三者面談 期末テスト	終業式 避難訓練 交歓会	始業式 県立高等養護学校 入試	期末テスト 生徒総会	公立高校 入試 卒業式 修了式		

⑤. 中学校情緒障害特殊学級実践例〔領域・教科を合わせた指導 作業学習〕

ア 題材名 「野菜栽培」

イ 目標

- ・作業に責任を持ち、根気強く取り組むことができる (態度)
- ・用具の扱いに慣れ、安全に作業できる (技能)
- ・作業内容や手順等を理解し、計画的に、見通しを持って作業に取り組むことができる (知識・理解、判断)
- ・作物を育て、収穫の喜びを味わう (関心・態度)

ウ 展開例

a. 年間計画

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
栽培 作物 ・野 菜	<div style="text-align: center;"> □ ●● </div> <p style="text-align: center;">サツマイモ</p> <div style="text-align: center;"> ○ △ □ ■ ■ ■ ■ ■ </div> <p style="text-align: center;">トマト・ナス</p> <div style="text-align: center;"> *土作り *草刈り・堆肥作り </div>											
	<p>○: 播種 △: ポット移植 □: 定植 ■: 収穫</p>											

b. 主な作業の内容

作業	作業の内容
肥料の運搬	近くの農家から分けてもらった鶏糞等を堆肥場で完熟させて畑へ運ぶ 「スコップで積む」「一輪車等で運搬」「畑におろす」などの作業
ポット苗作り	畑土、完熟堆肥、石灰等を混合し培養土を作る。 「ポットへの土入れ」「種まき」「とろ箱に並べる」「水やり」などの作業がある。
畑耕畝と作り	土を砕きながら耕すときは前進して作業する。 畝作りの時など土を畝にあげていくときは後進しながら作業する。
定植	移植べらで植え穴を掘る。ポットをはずして、根土を崩して根をいためないよう植え穴に苗を入れる。 土を入れて苗が倒れないようまっすぐに固定する。

水やり	じょうろで水やり。 「用水路や水道からじょうろで直接水を汲む」「畑まで運ぶ」「水をやる」
除草	栽培している作物・野菜と雑草を区別して作業する。 取った草は、集めて堆肥化する。
追肥	肥料置き場から肥料を運び、畑にまく。
収穫	生育した野菜を収穫する。
草刈	畑の周りの草や収穫し終わった野菜を刈り取り、冬の間堆肥にする。

c. 1単位時間の展開例 <土作り(用土)の展開例>

活動内容	教師の働き掛け	評価の観点
1 作業開始のあいさつ 2 本日の作業の内容を知る。 3 作業を行う ○指示された作業用具を準備し、畑まで運ぶ ○畑土をふるいにかける ○計量された腐葉土などの資材を混ぜ合わせる ○出来上がった配合土は一輪車で、配合土置き場まで運ぶ ○使った用具の後片付け、清掃をする 4 学習のまとめ ○どんな活動をしたか話す ○作業終了のあいさつ ○手や足を洗う	<ul style="list-style-type: none"> 必ず健康観察を行う 服装の不備は整えさせる 作業への意欲付けとなるような説明の仕方です! 使用する作業用具の確認 作業内容を確認し、把握させる スコップの使い方については、示範しながら説明し確認する 作業の手順については適宜補助する。 配合土は、こぼさないように注意、集中させながら運ばせる 用具はタワシできれいに洗わせる 洗い残しの部分に注意させ、できるだけ、一人で洗わせる 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分が取り組む作業内容が分かったか ・集中して聞いたか ・質問できたか ・教師の示範や指示に集中していたか。 ・用具を危険がないように扱っていたか ・後始末まで集中して取り組めたか。 ・自分の作業態度について振り返ることができたか。

知恵袋からの一言

・作業は、あまり細かい時間や手順にとらわれることなく、自分のペースで作業が行えます。また、体を動かすことや土や水、粘土遊び(触れること)等を好む児童生徒にとっては、集中力や気分の安定も図ることができるので、自閉児の作業種目の一つとして有効です。

《第2節 通級による指導》

1 通級による指導について

「通級による指導」は、平成5年度から制度化された特殊教育の新しい形態で、通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒に対して、特別の場で、障害の状態に応じて行なう特別の指導です。

「特別の場」は、通級による指導を行う場で、その場を「通級指導教室」といいます。「特別の指導」は、盲・聾・養護学校での自立活動と同様の指導を指します。通級による指導の対象とすることが適切な児童生徒は、①言語障害者、②情緒障害者、③弱視者、④難聴者、⑤肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者とされています。

平成13年度現在、県内で、通級による指導の担当教員の加配を受けて設けられた通級指導教室には、難聴のある児童生徒を対象にした教室と言語障害のある児童生徒を対象にした教室があります。また、難聴特殊学級と言語障害特殊学級でも、実質的に通級指導教室と同様の教育方法がとられています。

そこで、難聴特殊学級と言語障害特殊学級での指導も「通級による指導」として、この節で説明します。

知恵袋からの一言

・言語検査について

ことばの教室の教師（通級指導教室担当者、言語障害特殊学級担任）が、市町村等教育委員会からの依頼で、就学時検診の一環として言語検査を実施している場合があります。この場合、市町村教育委員会就学指導委員会の規則等に就学時の言語検査の実施が明記されていたり、各市町村等の教育上の必要性から検査を依頼される場合もあります。

就学時の言語検査は、各市町村等教育委員会の方針に従い、実施する場合は、担当者が的確な判断ができるように研修を積んで当たらなければなりません。また、ことばの教室の教師として、言語障害児教育の啓発に努め、就学前教育・保育の担当者や保護者に言葉の異常の気づきの大切さを認識させ、教室における教育相談の充実が望まれます。

以下は、実施に当たり留意してもらいたい事柄です。

- (1) 該当校等から保護者に対して事前に実施について知らせてもらいましょう。
- (2) 集団スクリーニング検査では、児童の普段の状態を把握できるとは限りません。検査の事前と事後に学級担任等と十分な情報交換をしましょう。
- (3) 検査の結果だけで判断して、保護者に教育相談の通知を出すようなことは避けましょう。保護者との教育相談の必要があると考えたら、実施について、自校児童の場合は校内就学指導委員会等で十分検討しましょう。他校児童等であれば結果や所見を伝え、そちらで検討してもらいましょう。
- (4) 教育相談を実施することになったら、学級担任を通して丁寧に説明を付け加えて、直接伝えてもらいましょう。

2 難聴のある児童生徒の指導

(1) 通級指導教室(難聴)と難聴特殊学級

① 難聴児とは

何らかの原因のため、身の回りの音や話しことばが聞こえにくい状態の児童生徒をいいます。難聴があると、言葉の獲得や対人関係、社会性の発達、学習、心理適応などに問題や遅れを生じやすく、特別な指導・支援を必要とします。

② 役割

通常の学級の授業におおむね参加できる難聴児童生徒を対象として、聴覚障害に起因する困難に対する特別な指導をする場として「難聴特殊学級」や「通級指導教室(難聴)」があります。(以下「難聴学級」等と示す。)

そこでは、児童生徒一人一人の実態に応じ、自立活動及び一部教科を中心とした指導を行っています。

難聴特殊学級担任や通級指導担当者は聞こえの障害から生じるさまざまな不便や困難、不安などがより大きな問題へと拡大することなく、また、学習や生活が円滑に行えるように通常の学級の担任と連携を取って指導していきます。その際に難聴特殊学級担任や通級指導担当者はT2として指導に加わり情報補償を行うと共に、児童生徒の環境への働き掛けをする場合もあります。

(2) 難聴特殊学級の教育目標(教育課程)

① 教育目標

難聴児の教育については、一人一人の実態に応じた聴覚補償の方法を身に付けさせ、聴覚の活用を図り、「聴く・話す」という基本的な力を付け、豊かなコミュニケーション能力を養い、言語能力を獲得させることが大切です。また、社会生活にうまく適応できる能力や態度を養うことでは、通常の学級の学習や対人関係でもその児童生徒の持ち味が出せるように援助・支援することが大切です。

ア 聴覚活用やコミュニケーション能力の向上を図る

イ 基礎的・基本的な言語能力、学習能力の向上を図る

ウ 障害の理解や受容、精神的な成長を図る

エ 対人関係や活動場面の拡大を図る



(3) 指導計画の作成のポイント

① 指導形態

個別のニーズに応じるため、指導は原則として個別指導で行います。必要に応じて小グループ指導を行うこともあります。

また、通常の学級で学習する際にTTによる指導形態をとって支援することもあります。

② 指導時数・指導時間

児童生徒の実態に合わせて必要な指導時間を確保します。「自立活動」に充てる時間は、週1～3時間とされています。また、実態に応じて5時間程度教科の指導を行ってよいことになっており、合計で8時間程度の通級による指導を行えます。

「自立活動」の時間は、通常の学級の授業の一部に替えて行ってもよいことになっていますが、特定の教科や特別活動、道徳の内容の全てが欠けてしまわないように配慮します。

③ 実態把握

一般的な実態把握に加えて、次のような事項について詳しく調べる必要があります。

ア 聴こえの状態や補聴器に関すること

- a 聴力検査…標準純音聴力検査では、気導聴力と骨導聴力が測定されます。
- b 補聴効果…補聴器を装用したときの閾値。補聴器の調整設定や、その状態での補聴器の音響特性(補聴器のデータ)を把握しておきます。
- c 語音聴力検査…検査用の単語などを聴き取らせ、聴き分けの程度を調べます。補聴器の効果を調べたりするのも利用されます。数や文による聴取検査もあります。

知恵袋からの一言

・聴覚障害の理解には専門的な知識と技能が必要です。「聴力検査」はヒヤリングセンター、「補聴器の管理やフィッティング、メンテナンス」もヒヤリングセンターや補聴器メーカーにお願いすることが多いのが事実です。

・聴力の低下に早く気づくために、1年に2度、夏休みや春休みなどに定期的に聴力検査を受けてもらうように保護者に勧めましょう。

イ 話しことばや言語の発達に関すること

- a 話しことば
- b 声の質、高さ、大きさ、共鳴など
- c 構音検査(構音器官の機能検査を含む)
- d 発音明瞭度

ウ 言語発達

- a 絵画語い発達検査 (PVT), 各種の語い検査
- b ITPA言語学習能力発達検査
- c 読書能力診断検査, 読書力テスト など
- d コミュニケーションの状態
(ことばのやり取りの適切さ, 積極性, 伝達能力 など)

エ 学級や家庭での行動, 学習の様子

学習, 対人関係, コミュニケーション, 聴覚活用, 聴覚以外の感覚の活用
など

オ 関係諸機関からの情報の収集

- a ヒヤリングセンター等からの聴力検査や補聴器の音響特性の資料
- b 耳鼻科医からの診断結果
- c ろう学校幼稚部や通園施設, 幼稚園, 保育所, 小学校などからの報告
- d 補聴器メーカーからの補聴器の音響特性など

カ 保護者や通常学級担任の願い

④ 指導計画の作成

原則として, 児童生徒一人一人の発達や障害の状態, 教育上のニーズに基づいて, 個別の指導計画を作成します。また, 難聴学級における学習が通常の学級の生活や学習に生かせるように, 次のような観点に留意し立案します。

ア 児童生徒の状態やニーズを的確に把握し, 長期的・短期的な指導目標や指導仮説を立てた上で指導内容と方法が選択されること。

イ 教育活動全体を見通して, 通常の学級の生活や学習との関連を十分に考慮すること。

ウ 児童生徒が主体的に学習し, 成就感を味わうことができるような学習内容を準備すること。

エ 通常の学級の担任や保護者と意見を交換し, 児童生徒の変化に応じて随時計画を見直すこと。

オ 児童生徒への直接的な指導だけでなく, 環境へのアプローチを含んだものであること。

⑤ 教室環境

ア 教室環境

難聴児童生徒の教育の場は, 騒音が少なく, 反響のない音響環境が必要です。難聴特殊学級の教室はジュータンやカーペット敷きの床や吸音性のある壁面の設計に配慮する必要があります。教室内に防音ユニットの小部屋(防音室)を設置する方法もあります。

イ 教室内設備

オーディオメーター類, 補聴器特性測定機等は, 高価な上に, 使いこなすには専門知識や技能が必要です。聴力測定などはヒヤリングセンター等の専門機関を利用することができるので, 上記機器は無くても大丈夫です。

ただし, 毎日の補聴器の調子をチェックするための補聴器用ステゾスコ

プとバッテリー（電池）チェッカーは必需品です。

言語学習に関しては、トーキングトレーナー等の活用度が高いです。通級指導教室（言語障害）が必要としているものと重なるので参照にしてください。

⑥ 通常の学級における配慮

ア 座席の位置に配慮します。

一般的には、前から2列目位で、中央よりやや窓側（光線が入る側）がよいとされています。十分な音圧で情報が入りやすいだけでなく、難聴児は情報の収集の多くを視覚に頼っているので、先生の口元や黒板がよく見え（黒板の光の反射や逆光にならない）、また、友達の動きを理解の手掛かりにすることができる場所ということです。

ただし、聴力の損失により、片耳しか聴こえない場合など、児童生徒の聴こえの左右差など、聴力の特性も当然考慮します。

イ 教室内の騒音や音源の位置に気を付けます。

補聴器は、雑音も増幅しています。机や椅子を動かす音やドアの開閉など、意外にうるさく、難聴児の聴こえに悪影響を及ぼしています。椅子の足にテニスボールを付けたりしてガタガタという音を小さくする方法があります。

交流学級の児童生徒に、ステゾスコープを通して補聴器からの音の聴こえ方を聞かせ、大きな音を出さないよう協力してもらえるように働き掛けていくことも大事になります。

また、音源から離れるほど音圧が小さくなります。必要に応じて、ワイヤレスのFM補聴器システムを使用します。誰にでも効果があるとは限らないので、メーカーからFM補聴器を1～2週間程借りて試聴して効果をみます。

ウ 話し方に気を付けます。

顔の表情や口の動きをよく見せるようにし、はっきりと、少し大きめの声で話すことが大切です。1音1音区切った（「き、よ、う、は、は、じ…」）話し方はかえって分かりにくいので、文節で切って（「今日は、始めに、国語を…」）ややゆっくりめに、自然な感じで話します。

エ 必要に応じて、状況把握の手掛かりを与えます。

聴覚だけで十分に理解できないときには、児童生徒の実態に応じて具体物や絵、文字、身振り、指文字、サインや手話などの手段を使って話の理解を助けます。大事なことは板書して、分かりやすく安心して生活できるようにします。交流学級の児童生徒にとっても分かりやすくなります。

オ 通常の学級の児童生徒に理解と協力を促します。

聴覚障害による不自由さや補聴器等について話をし、適切な支援の仕方や障害について理解を促します。配慮不足になったり、逆に過保護になったりしないように、程よい支援ができる好ましい人間関係が形成されるよう、場面に応じた助言が必要です。言葉で伝えるというより、担任の“接し方”を周りの児童生徒に見せて気付かせていきます。

(4) 指導の実際

① 通級指導教室（難聴）指導計画(例)

	目 標	指 導 方 針	指 導 内 容 ・ 方 法 ・ 留 意 点
補聴器の管理指導	補聴器を適切に装用し、さらに自己管理できる。	<ul style="list-style-type: none"> 補聴器が残存聴力の状態にうまく適合している状態か、点検管理する。 最終的には、自己管理ができるように段階的に指導していく。 聴力の変動に対する観察に努める。聴力検査、フィッティングなどは、専門機関との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 電池の消耗の確認。 イヤーマールドの汚れの確認。 フック内の水滴の有無の確認。 音量、音質の調節の仕方。
聴能学習	<ol style="list-style-type: none"> 聴く態度を育成し、聴き取る力、聴く意欲を身に付ける。 音声の聴取及び弁別の力をつける。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人用補聴器を装用し、音や言葉を聴き取ったり、聴き分けたりできるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 音の存在を知り、音を聴き取ったり、聴き分けたりする練習をする。 生活音、器楽音、動物の鳴き声、自然界の音などの聴き分け。 音楽（メロディ、リズムの聞き分け）単語、短文の聴き分け。
ことばの指導	<ol style="list-style-type: none"> 日常の話し言葉が分かるようになると共に、コミュニケーションの意欲と態度を高める。 文字・文章の読み書きができる。 言葉が正しく発音できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常使われている身近な言葉を身に付けさせる。 言葉の意味を理解する力を養う。 疑問に思う心と、知りたいという心を育てる。 <p>※「分からない」と言える信頼関係を作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 読む力を育てる。 話す力を育てる。 <ul style="list-style-type: none"> 発音指導 発声、発音器官の基礎練習 構音の指導 発音を定着させるための指導 誤音の矯正 <p>※自信のもてるように、楽しい雰囲気で行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 擬声語、擬態語の指導。 日常生活でよく使われている言葉や言い回しなど。 人と物との関係、人と人との関係、因果関係や経過、心の動きや感情の絡み合いを理解し、このことを踏まえてことばを伝えることができるようにする。 分からないことを、尋ねたり、調べたりして理解させる。 問い返す言葉を教える。 文型・語法を含む言語の体系的な指導。 音読の指導。 読む文章が、話し言葉でなら理解できる。 声の調節（強弱・アクセント・抑揚） 話し方のリズムの指導 口形、舌、あご、呼吸を中心に指導 母音の指導 ・ 半母音の指導 子音を伴った音節の指導 撥音、促音などの指導 文字を利用した練習 指示する音を限って行う。 語句や文として指導する。
各教科の補・充その他	通常学級において、学習や生活が円滑に行うことができる。	<ul style="list-style-type: none"> 通常学級の指導だけでは理解が不十分な場合、児童の実態に応じて指導にあたる。 適応指導 <p>※教育相談…必要に応じて、医療、教育諸機関とも連携して行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要な教科指導を行う。 「総合的な学習」やさまざまな学習形態、課題解決学習などに適応できるような指導も取り入れる。 学級集団の一員としての自覚を持ち、みんなと協力して自分の役割を果たしたり、行動できるようにさせる。 自分の障害を受け入れ、障害に負けずに生きていく姿勢を育てる。

② 指導実践 (例)

学習活動・内容	教師の働きかけと指導上の留意点
<p>1. 補聴器の点検をする。 自分の声で確かめる。 汚れと電池のチェックをする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・片耳ずつ自分の声でボリュームの大きさや電池の有無を確かめさせる。 ・電池チェッカーを使用させる。 ・イヤーマールドの汚れやフックの水滴の有無を確認させる。 ・ステゾスコープを用いて、教師の耳で補聴器からの音を聞いて故障の有無を確認する。
<p>2. 会話をする。 ◇話をする。 日記をもとに前時の授業や前日のテレビ番組など</p> <p>◇(教師の)話を聞く 朝会の校長先生のお話 学校・学級の行事など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書いてきた日記を見ながら、本児の話を聞き、不明な点を質問する。 ・通常の学級の担任からは、あらかじめ一週間の学習進度を聞いておく。 ・通常の学級では、十分にコミュニケーションが取れていないことが多く、寂しい思いをしていることが多い。分かり合う喜びや楽しさを味わえるように、絵や文字を書いたり書かせたりして、内容を確認しながら共感を持って話を聞くようにする。 ・うまく表現できない内容は、絵や文脈から類推して、書き込んだりして補う。 ・まとめた文を読ませる。 ・視覚的な手段を適切に使い理解を深めさせる。 ・不明なことをそのままにしない。知りたいという心を育てるために質問をさせる。質問をしてきたら誉める。 ・学級の情報に関しては、通常の学級担任から情報を得ておく。
<p>3. 聴き取りゲームをする。 ビンゴゲーム</p> <p>「物語文」クイズ ○×ゲーム 電話での応答の仕方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ビンゴ用紙にしりとりで言葉を記入させたり、国語の漢字(既習漢字を指定)を書かせたりする。 ・「単語を聴き取って書く」「相手に分かりやすく発音をする」の役割を交互に行い楽しい雰囲気で行わせる。 ・さり気なく口元を隠し聴力だけで聞き取らせる。 ・正しく表記できないときは教える。 ・音声の聴覚的受容だけでなく、口形の受容能力(読話力)の練習も兼ねて行わせる。(音節数を確認する) ・児童の発音が悪い場合は、正しく復唱してやり自然に自主的な模範を促す。 ・スピーチトラックキングテスト(談話追唱検査)を取り入れ、楽しくゲーム感覚で、飽きさせないように取り組ませる。
<p>4. 学習内容を記録する。</p> <p>※ 状況に応じて、教科の補充を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書いたことを認める。うまく表現できないときは、モデルを示す。 ・3語文程度で書けるように。表記の間違いについては、正しく教える。 ・まとめた文を読ませる。

3 言語障害のある児童生徒の指導

(1) 通級指導教室(言語障害)

① 言語障害児とは

話しことばに障害のある児童生徒を言語障害児といいます。話しことばの障害というのは、話す活動だけでなく、話しことばに関する様々な障害を包括する広い概念です。一般的には、言語の「聞くこと」(受容)から「話すこと」(表出)に至るまでのどこかの過程に障害のある状態です。具体的には、その社会の普通一般の聞き手にとって、ことばそのものに注意が引かれるような話し方をする状態及びそのために本人が社会生活に不都合を来す状態を指し(構音障害、吃音など)、言語の意味理解や言語概念の形成などの面に障害を伴う場合も考えられます(言語発達遅滞)。

② 指導の対象児について

ことばに障害のある状態は様々ですが、その中で、指導の対象となるのは、以下のような児童生徒です。

ア 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的または機能的な構音障害を持つ者

イ 吃音等話し言葉におけるリズムの障害を持つ者

ウ 話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れを持つ者

エ その他これに準ずる者で、これらの障害が主として他の障害に起因するものではないもの

(2) 通級指導教室(言語障害)の指導目標

指導目標は児童生徒それぞれ個々に設定します。通級による指導は、盲・聾・養護学校学習指導要領にある「自立活動」と同様の内容です。

<自立活動の目標>

個々の児童または生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

上の指導目標を踏まえ個別的に具体化した目標を長期的及び短期的な観点から設定することになります。言語障害の通級指導教室では、長期的な目標は、主に「障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するための必要な知識、態度、習慣を養うこと」から考えることになります。また、短期目標は、長期目標を達成するために、どのような指導が必要かを考え、設定することになります。

(3) 指導計画を作成する上でのポイント

児童の実態に応じて個別の指導計画を考えることになります。どの分野の特殊教育にもいえますが言語障害教育においても、児童の持つ問題が複雑多岐にわたっているため、実態を十分に把握して指導計画を作成することが大切です。指導計画を作成する手順は次のようになります。

① 個々の児童生徒の実態(障害の状態、発達や経験の程度、生育歴等)を的確に把握

します。

実態把握は、保護者との連携を十分に配慮する必要があります。情報は実際の指導に生かすことが前提であり、個別の指導計画を作成するために必要な内容に限定するとともに、その情報の適切な管理についても個人情報の保護に十分留意します。

ア 内容

発音の状態、学習上の配慮事項や学力、基本的な生活習慣、興味関心、人やものとのかかわり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、聴機能、知的発達の程度、身体発育の状態、病気の有無、生育歴、障害の自覚に関する事、家庭や地域の環境などが考えられます。

イ 方法

- 直接的な把握の方法として、観察法、面接法、検査法が考えられます。それぞれの方法の特徴を十分にふまえながら、目的に即した方法を用います。
- 教育的な立場や心理学的な立場、医学的な立場、保護者等からの情報による実態把握も貴重です。

- ② 個々の実態に即した指導の目標を的確に設定します。
個々の児童生徒について、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定します。
- ③ 小学部・中学部学習指導要領第5章第2の内容の中から、個々の指導の目標を達成させるための必要な内容を選定します。
「コミュニケーション」に区分されている内容のみならず、「環境の把握」や「身体の動き」等に区分されている内容の中からも必要な項目を選定します。
- ④ 選定した項目を相互に関連づけて具体的な指導内容を設定します。
上記で選定した項目を相互に関連づけることにより、日常生活や学習の中で生き生きと活用できることばの指導を展開することができます。この段階で具体的な指導内容、方法を考えます。

(4) 指導の実際

以下に構音障害（カ行がタ行に置換）のある児童の指導についての例を挙げます。

① 対象児について

カ行音すべてがタ行音に置換している。そのため話すことを極度にいやがる。音読や発表をほとんどせず、友達との会話もあまり行わない。学力、運動能力ともに良好である。

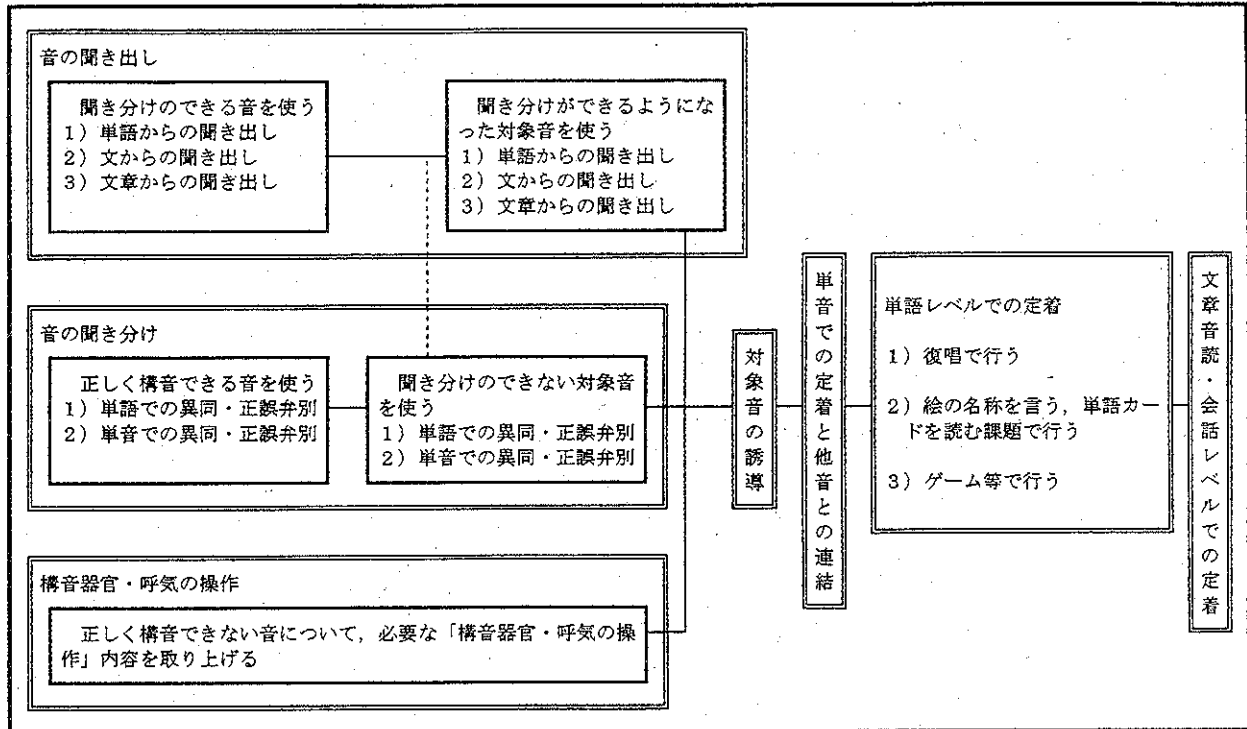
② 指導目標（長期目標）

- 障害音を改善することにより、現在起きている二次的障害（場面かん黙傾向）を改善し、集団生活によりよく適応することができるようにする。

③ 指導方針

話したい気持ちと話せない気持ちの葛藤がありストレスを持っていると考えられるので「ことばの教室」では、安心して話せる環境作りを心掛け、たくさん話をさせてストレスの発散を図るとともに、原因になっている障害音の改善を行う。

④ 指導構想 (構音の指導に関するもの、他は略)



知恵袋からの一言

・複数の障害音がある場合、どの音から取り上げて指導すべきかを考える上での観点を示します。丸数字は優先順位ではありません児童生徒の実態に応じて、効果的な順番を考えます。

- ① 構音能力発達順位に沿う。
- ② 浮動性(正しく発音できたり、できなかったりする音)のある音から。
- ③ キーワード(特定の単語のみ正しく発音できる音)から。
- ④ 被刺激性(何回も耳元で正しい音を聞かせ、復唱させると徐々に正しい音に近づいた発音をする)の高い音から
- ⑤ 誤音と標準音(音の作り方や音を作る場所)に近い種類の音から
- ⑥ 本人がもっとも気にする音から

⑤指導計画

(音の聞き出し、音の聞き分け、構音器官・呼気の操作の段階における計画)

指導内容 段階	音の聞き出し	音の聞き分け	構音器官・呼気の操作
聞き分けで きる音・正 しく構音で きる音を中 心にして指 導する段階	<p>○聞き分けのできる音を使って</p> <p>①単語からの聞き出し ・イチゴ、センセイ等から対 象音を決めて聞き出す</p> <p>②文からの聞き出し ・あした、がっこうへいく等 から対象音を決めて聞き出 す</p> <p>③文章からの聞き出し ・担当が教科書などを読んで 児童生徒に聞き出させる。</p>	<p>○正しく構音できる音を使って</p> <p>①単語での異同・正誤弁別 ・ササ ナシ アオ 等</p> <p>②単音での異同・正誤弁別 ・ササ シヒ 等</p>	<p>①口に水を含んではき出す</p> <p>②口に水を含んでおく時間 をのばす</p> <p>③口に水を含んで上を向い てからすぐにはき出す ・上を向く時間を少しず つのばす ・上を向いたまま唇を開 らかせる</p> <p>④唇を開き、上を向いた状 態で、スポイトで少量の 水を入れ、ためてからは き出す</p>
聞き分けの できない対 象音を中心 に使う段階	<p>※文章からの聞き出しを継続指導 する</p>	<p>○聞き分けのできない対象音を 使って</p> <p>①単語での異同・正誤弁別 ・サカナ アキ クルマ等 ・サカナタカナ 等</p> <p>②単音での異同・正誤弁別 ・カカ カタ 等</p>	<p>⑤少量の水を口に中に入れ、 「ガー」に近いうがい音を出 す。 ・水の量は少しずつ減ら す</p>
聞き分けの できるよう になった対 象音を使う 段階	<p>○聞き分けのできるようになった 音を使って</p> <p>①単語からの聞き出し ・サカナ キリン等から聞き 出し</p> <p>②文からの聞き出し ・あした、がっこうへいく等 から対象音(カ行音)を決 めて聞き出す</p> <p>③文章からの聞き出し ・担当が教科書などを読んで 児童生徒に対象音(カ行音) を聞き出させる。</p>	<p>※単音での異同・正誤弁別を継 続指導する</p>	<p>⑥水を入れなくてもうがい 音を出す (k, gの音素を出す)</p> <p>⑦顔を起こした姿勢でうが いの音を出す</p> <p>※ 構音器官・呼気の操作 のトレーニングについて は、それぞれの課題がで きるようになったときに、 次の課題に移ります。そ のため、聞き分け等での 段階とは別になり、独立 しています。</p>

⑥ 1 単位時間の例

短期目標

- ・カ行音単音での異同・正誤の弁別を正しく行うことができる。
- ・文からカ行音を聞き出すことができる。
- ・上を向いてk, gの音素を出すことができる。

学習活動	指導内容・留意点	準備物
1, カ行音単音での異同弁別を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・カ行音を指導者が構音して、同じ音に聞こえたときは ・違う音に聞こえたときは×を出させる。 (カカ, カタ, キキ, キタ, クク, ツク等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・○×カード
2, カ行音単音での正誤弁別を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・カ行音とタ行音の単音カードを用意する。カ行音の単音カードを見せながら (例: カのカードを見せながらカ, あるいはタと構音) 指導者が構音する。正しければ○, 違っていれば×を出させる。児童生徒が間違えたときは正しいカードを見せて確認させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カ行音単音カード ・○×カード
3, 文章からカ行音の聞き出しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書を指導者が音読し, 対象音 (例: カ音) を児童生徒が聞き出す。対象音が出てきたらカスタネットを鳴らす。対象音に気づかなかったら, 担当がブザーを鳴らして知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書 ・カスタネット ・ブザー
4, 構音器官・呼気の操作のトレーニングを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・少量の水を口の中に入れ, 「ガー」に近いうがい音を出す。 ・水を入れなくて上を向き, 「ガー」に近いうがい音を出す。 ・顔を起こした姿勢でうがい音を出す。 ・可能であれば ガー, ギー, グー, ゲー, ゴー (カー, キー, クー, ケー, コー) の音で うがい音を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポイト

第4章 年間の活動を見通した楽しい学級づくりの実際

《第1節 児童生徒の理解のために》

1 校内の理解と支援体制づくり

(1) 特殊学級への理解

特殊学級の活動は児童生徒の障害に配慮した教育活動を中心に展開されます。このような教育活動に対して、特殊教育に携わっていない教職員や通常の学級の児童生徒にとって理解しづらい活動もあるものと思います。しかし、特殊学級の教育活動を円滑に進めるためには、校内の教職員や通常の学級の児童生徒の理解や支援は不可欠です。

特殊学級担任は、児童生徒の障害の特性や指導について校内の教職員や通常の学級の児童生徒に理解してもらえるように、交流教育を中心とした校内体制の整備を推進する必要があります。

(2) 校内体制の整備

① 校内の組織づくりと運営上の工夫

ア 「校内就学指導委員会」

障害のある児童生徒を対象として、障害の状態・学校生活への適応状況（生活面や学習面）・今後の指導方針や教育の場等について、関係職員で協議し共通理解を図ります。

イ 「交流教育推進委員会」

学校によってはそれぞれ内容や組織は異なりますが、基本的には校長・教頭・教務主任・特殊学級担任・交流学級の担任・養護教諭等で組織します。交流の状況や連携等について検討し、よりよい交流教育の在り方を推進するための組織です。

② 校内の啓発活動の推進

ア 「職員会議」

職員会議の場を利用して、積極的に特殊学級の児童生徒の様子や課題を伝え、児童生徒への接し方や支援等について共通理解を図ります。

イ 「校内研修」

校内研修の場で、特殊学級の授業研究を積極的に行い、教職員の特殊教育への理解を図ります。

ウ 「配布物・掲示物の利用」

特殊学級の活動の様子をまとめた「学級通信」「文集」等を定期的に教職員に配布したり、職員室等に掲示し理解を図ります。また、廊下の掲示板に

は写真や絵、作文等を利用した具体的な活動の様子等を掲示し、全校児童生徒にも伝え、理解を促します。

知恵袋からの一言

- ・特殊学級担任は、常に全校的な視点を持ち、全校の児童生徒に関心を持つことが大切です。そして普段から通常の学級と特殊学級の枠を越えて、児童生徒の問題点や指導方法について話し合うことのできる教員同士の関係を作りましょう。その信頼関係が、特殊教育への理解と協力を結びつくことになります。

2 児童生徒の実態把握及びその方法

(1) 保護者との面接や調査票による方法

保護者との面接を通じた実態把握は、児童生徒の生育歴や医学的診断、家庭環境等の情報を直接保護者から聞き取る方法です。知っておきたい項目を整理した調査票に直接記入していただく方法もありますが、共にプライバシーにかかわるものですので、保護者に目的を伝え、取り扱いには慎重に行う必要があります。

[主な調査項目例]

- ① 生育歴
 - ・乳幼児期における発育状況や病歴
 - ・乳幼児健康診断の内容
 - ・乳幼児期の養育の様子
 - ・相談歴や教育歴
- ② 諸検査、医学的診断の記録、その他医療関係の資料
- ③ 家庭環境、保護者の学校教育への願い
- ④ 緊急の場合の医療機関への連絡方法 等

知恵袋からの一言

- ・「指導に生かすための情報を得る」ということを念頭において、聞き取りましょう。
- ・質問のしづらい事柄は、保護者との信頼関係ができてからにしましょう。



(2) 観察法

担任自身が児童生徒の日々の活動の様子を観察し、その特徴を記録する方法です。観察法には次のような長所と短所があることに留意しながら観察をしましょう。

長 所	<ul style="list-style-type: none">・行動発生を順番に記録できます。・対象児の行動そのものが観察の対象になります。・対象児の行動が記録資料になります。・どのような対象児に対しても実施が可能です。
短 所	<ul style="list-style-type: none">・主観が入り込むことがあります。・観察をする担任によって観点が異なります。 ※ 客観性に欠けやすいので事実を忠実に記録するように心がけましょう。

(3) 検査法

児童生徒の客観的な資料を得るために標準化された諸検査の活用も大切です。ただ、このような検査は検査者の理解度と習熟度が検査結果に影響します。

宮城県特殊教育研究会の特殊教育夏季研修会や宮城県特殊教育センターの心理検査研修会等を受講し、基本的な扱いに慣れておくとよいでしょう。

以下に、主な諸検査の概要を紹介します。

① 発達検査

検査名	遠城寺式乳幼児分析的発達検査法		
内 容	脳性まひ等、主として身体的・精神的に複雑なハンディキャップのある乳幼児を対象に測定する検査です。		
適用範囲	0～5歳、6歳の発達障害児	所要時間	約15分

検査名	津守式乳幼児精神発達診断法		
内 容	乳幼児及び児童の精神発達の診断に使います。知的障害児の場合は7歳を越えても可能です。		
適用範囲	0～7歳	所要時間	約20分～30分

検査名	新版K式発達検査		
内 容	検査項目に対する児童生徒の反応を観察し、発達が全体として到達している年齢段階が測定できます。		
適用範囲	0～14歳過ぎ	所要時間	約30分

② 個別式知能検査

検査名	田中ビネー知能検査		
内 容	年齢別知的発達水準を測定し、知能の発達の状態を把握できます。		
適用範囲	2歳～一般成人	所要時間	約30分～60分

検査名	日本版WISC-Ⅲ知能検査		
内容	個別式知能検査で測定された知能の内容を分析し、診断的に理解できます。言語性と動作性の検査からなっています。		
適用範囲	5歳～16歳11ヶ月	所要時間	約60分

③ その他の検査

検査名	ITPA言語学習能力診断検査		
内容	情報処理に関する臨床モデルから認知能力を分析的に明らかにできます。認知能力に遅れや偏りのあるLD児の認知構造の理解に有用です。		
適用範囲	3歳以上～10歳未満	所要時間	約60分

検査名	新版S-M社会生活能力検査		
内容	児童生徒の社会生活能力について測定します。知的障害をはじめ、種々の障害のある児童生徒の教育的診断にも利用できます。		
適用範囲	1歳～13歳	所要時間	約20分

検査名	自閉児の行動評価—精研式CLACⅡ,Ⅲ		
内容	自閉症の特徴を概括的に捉え、自閉児の行動療法を実施するに当たっての治療方針を示そうとする意図から作成されたものです。		
適用範囲	自閉児	所要時間	約60分

3 指導記録の取り方

児童生徒と接していると、いろいろな反応や表情、言語や行動等に出会います。その日々の生活の様子を記録していると、児童生徒の反応や表情の中に、それまで見えなかった小さな変容や成長を感じることができます。その記録を整理・分析することにより児童生徒の理解を更に深め、指導の改善につながることに結びつくことから、記録を取ることはとても重要な教育活動といえます。

(1) 生活面と学習面の記録

① 一日の生活の様子

個人記録ファイルを作って、個人ごとに一日の生活を見たり、クラス全体の様子を見たりする方法があります。さらに、一日、一週間の生活の様子を観点を決めて記録する方法もあります。

② 学習に関する様子

学習の記録は、学習課題に対する反応や態度、又は学習に関する技能面の様子を單元ごとに毎日記録しておくとうよいと思います。ねらい、手立て、活動の様子を継続的に記録すると次からの指導に生かれます。

(2) 記録の取り方

以下のことに注意して記録を書いてみましょう。

- ① 正確で客観的であること
- ② 児童生徒の姿や変容の様子が見えること
- ③ 児童生徒のつぶやきや瞬間的な表情も記録すること
- ④ 児童生徒の行動を連続的に捉えるようにすること



知恵袋からの一言

- ・観察を客観的にするためには、できるだけ数量的に表現することが望まれます。記録用紙を側に置きメモをしたり、時にはビデオ等で記録したりすることもよいと思います。
- ・「児童生徒のつまずきは、教師のつまずきである。」という観点に立ち、児童生徒の評価だけでなく教師の指導改善の資料としても有効に活用してもらいたいと思います。

4 事例研究

事例研究は、対象児童生徒の発達課題の解決を目的として、その個人に関する必要な資料を多面的に収集し、目的に応じ整理や分析、教育の方法や内容、指導の充実や改善の方法を見出そうとする、個別的・具体的・実践的な研究方法です。

(1) 事例研究の進め方

- ① 事例研究は児童生徒の課題の把握にあります。設定された課題は仮説的な性格を持ち、その後の研究は日常の教育活動を通しての仮説検証の場となります。
- ② 児童生徒の課題の解決のために資料の収集に努めます。信頼性の高いものにするために正確に簡潔に記録する必要があります。
- ③ 収集・整理された資料を分析し、全体として総合的な解釈を行い、問題の真相や原因を確認し、仮説の真偽を確かめます。その際、新しい課題が展開することもあります。
- ④ 実態把握と分析結果に基づいて課題解決に対する指導のための計画を立案し、それを実践します。事例研究において最も重要な段階であり、資料の解釈に基づいて改善の指導を進めながら、最初の指導計画を絶えず反省し、修正します。



(2) 事例研究実施上の留意点

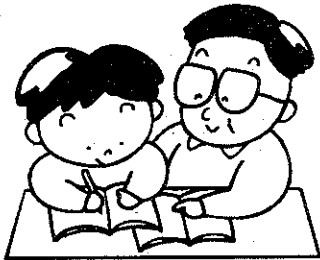
- ① 指導場面を大切にし、絶えず指導の評価を行わなければなりません。
- ② 仮説を結果に基づいて絶えず検証し、修正していかなければなりません。
- ③ 課題の把握と指導には、じっくり時間をかけることが大切です。

知恵袋からの一言

・特殊教育では、これまで「事例研究」に数多く取り組んでおり、たくさんの実践例・研究が蓄積されています。宮城県特殊教育センターの長期研修員の「長期研修報告書」を始め、特殊教育諸学校の研究紀要、各市町村教育研究会・特殊教育部会の研究実践集録等、参考になる研究は多くあります。それらの資料を自分の学級の児童生徒の指導に参考にすることができます。

・取り組みの結果や成果を発表、報告する場合の基本的な項立ての例

- 1 主題設定の理由
- 2 研究目標
- 3 研究の仮説
- 4 研究計画
- 5 研究の概要
(対象児、実態調査、調査の結果と考察、指導の方法、指導の結果と考察)
- 6 研究のまとめ
- 7 反省と今後の課題



《第2節 学級の環境づくりのために》

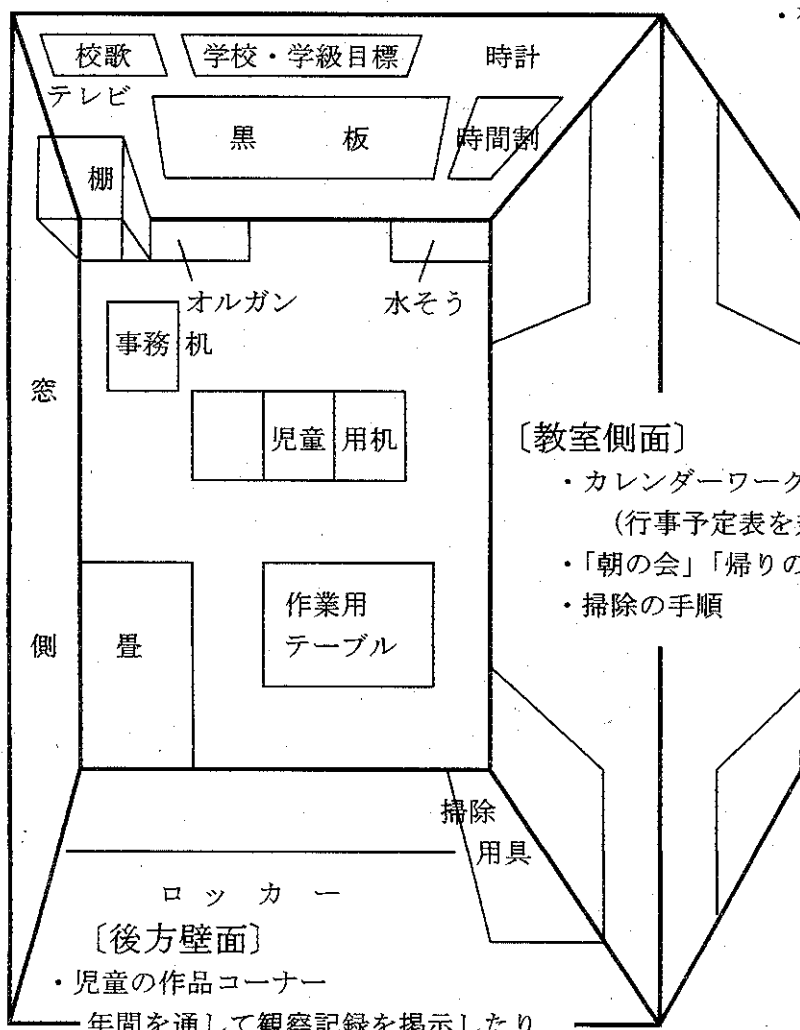
1 掲示と展示の工夫（小学校知的障害特殊学級の例）

〔前方壁面〕

- ・落ち着いた感じで美しく
- ・学校や学級目標，校歌など分かりやすく
- ・時計や時間割

〔廊下壁面〕

- ・先生方や全校児童に特殊学級での学習の様子をPRする掲示板として活用
- ・視覚的に分かる工夫



〔教室側面〕

- ・カレンダーワークのできる大カレンダー（行事予定表を兼ねる）
- ・「朝の会」「帰りの会」の流れ
- ・掃除の手順
- ・飼育など係の当番表
- ・学級だより
- ・児童の作文

- ・児童の作品コーナー

年間を通して観察記録を掲示したり，
年間の学習の経過の分かる工夫

- ・特殊学級は小さい教材・教具が多いので，ロッカーを利用し教材などを整理します。
- ・掲示物はできるだけ児童の作品を活用しながら，温かい雰囲気伝わるように飾ります。
- ・個別指導のための仕切られた空間を作ったりしても良いでしょう。

※ プライバシーの保護のため，対外的な会議等の使用には十分配慮すること。

2 備えておきたい教具類

学習を効果的に行うためには、教材・教具の持つ役割は大きいものがあります。特に、特殊教育においては、個々に応じた教材・教具の準備や工夫が大切です。ところが市販の教材がそのままでは利用できないことが多いので、児童生徒の興味・関心や実態に応じた教材・教具を作成することが不可欠になります。自作教材・教具作りのポイントとしては、何のために、どんな物をどう利用し、活用するかを十分吟味し作成します。

(1) 自作教材・教具作成のポイント

- ① 操作しやすく、興味・関心を引き出すもの
- ② 知的・思考的な活動を援助、補助してやるもの
- ③ 感覚技能的な面を補ってやるもの
- ④ 行動や集団活動を促してやるもの
- ⑤ 身体動作や運動を援助、活発化してやるもの

(2) 教室にあると便利な教具類

- ① テレビとビデオデッキ、ビデオカメラ
- ② CDラジカセと音楽CD
- ③ パソコンとパソコンソフト、プリンタ
- ④ デジタルカメラ

気軽に撮れるデジカメは、教材作りを始め、学習の記録を残したり、拡大プリントして掲示物を作ったり、最近はビデオより活用度が大きいです。児童生徒が気軽に扱え、カメラマンになることもできます。

- ⑤ 絵本や紙芝居・図鑑類
- ⑥ 電子オルガン
- ⑦ ホワイトボード

授業中だけでなく、[らくがきボード]や[パネルシアター]にも使えます。

- ⑧ 飼育・栽培用具
- ⑨ ゲーム類
- ⑩ ソフトドッチボールなど運動用具

知恵袋からの一言

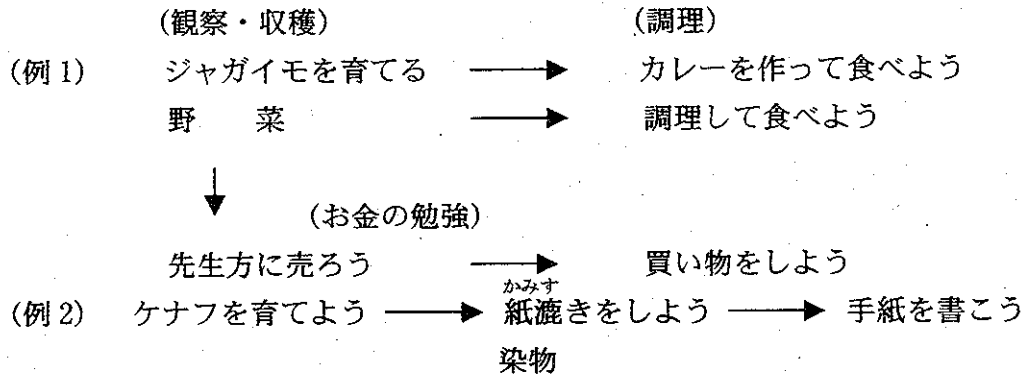
・教室内だけでなく、校庭の砂場や遊具なども、広い意味では教材・教具(学びの場)です。少し目を校外に向けるだけでも、学校の周りには公園があり、川などの自然もあります。更に、自然環境ばかりでなく、商店や地域の方々など、教材・教具、学習素材、ゲストティーチャー等は探せばたくさん見つけることができます。でも、人とのふれあいと言えば、地域の方々の前に交流学級の友達や全校児童生徒、全職員との交流がまず一番です。そのためには、誰でも入ってきやすい開放的な「教室・学級づくり」が大切です。通常の学級にはないようなゲーム類があったり、全校児童生徒にうらやましがられる魅力的な教室を作りましょう。

・宮城県特殊教育センターから、「障害児教育の教材・教具資料集」が第11集まで出ていますので、自作教材・教具作りのヒントにすると良いでしょう。

3 栽培・飼育活動

(1) 「生き物を育てる」ことを通して

「栽培・飼育」活動は、収穫の喜びを味わったり、生命の大切さを肌で感じることができます。また、生活単元学習として楽しい学習活動へ発展させることができます。



(2) いろいろな人との出会いを

栽培方法を「畑の達人」一近所の農家の方などに教えていただくことにより、地域の人との出会いの場を設けることができます。担任も勉強になりますし、児童生徒たちも喜んで真剣に取り組むなどのメリットがあります。

また、収穫したアサガオの種等を、次の年の新1年生にプレゼントすることにより、新1年生との出会いが始まります。

(3) 気をつけたいこと

- ① 動物の毛などで喘息やアレルギー反応を起こす子がいる。
- ② 動物の病気。
- ③ 生き物に異常な恐怖感を抱く子がいる。
- ④ 生命の尊さが理解できず、生き物を乱暴に扱う子がいる。
- ⑤ 世話・管理に責任を持つ。植えっ放し、飼っ放しにしない。
- ⑥ 虫を捕まえて観察したら、自然に帰してあげましょう。

知恵袋からの一言

- ・栽培活動は「夏場」と決め付けず、「冬場」も取り組み、季節感を感じられるようにしましょう。年間継続して活動することにより、仕事・活動がしっかり身につきます。また、「秋まき」で「春一開花・収穫」にすることにより、2年間という時間を意識させることもできます。
- ・児童生徒以上に、教師自らが「花が咲いたよ、きれいね」「いっぱいになったね」と、感動する感受性（表現力）が児童生徒を引き込む一番の重要なポイントです。

4 そうじの仕方

生活していく上で「後片付け（整理整頓）」や「そうじ」は身に付けなければならぬ生活力です。以下は、日常生活の指導を通じたそうじの指導の一例です。

(1) はじめのあいさつ

- ・ 手順や分担を確認し、「これからそうじを始めます。」と、元気にあいさつをしてから始めます。学級の人数や実態に応じて、みんなで同じ活動をする場合もあれば、分担して作業する場合があります。

そうじの手じゅん (例)

- 1 みじたく
- 2 はじめのあいさつ
- 3 まどをあける
- 4 つくえをはこぶ
- 5 はく
- 6 ふく
- 7 ごみをすてる
- 8 まどをしめる
- 9 おわりのあいさつ
- 10 手あらい

(2) 活動の指導

- ・ 教師も一緒に活動し、一つ一つの仕事を根気強く丁寧に教えていきます。児童生徒と一緒に汗をかいて、教師が具体的に手本を示すと良いでしょう。
- ・ 児童生徒にできるだけ一人で仕事をやり遂げたという充実感を味わわせる工夫が必要です。

(3) おわりのあいさつ

- ・ 手順に従って反省をします。「きれいになりましたか」「ハイ、きれいになりました」「明日もがんばりましょう」「ごくろうさまでした」で終わり、手洗い・うがいをします。

(4) ちょっと一工夫

- ・ 掃除が上手くなり、教室がきれいになることも目標ですが、「最後まで粘り強く仕事をした」「みんなと協力して活動できた」かを大事にし、進んで掃除をする態度や習慣を作ることがまず第一の目標です。言葉で誉めるだけでなく、がんばりシールをはったり、一か月単位でミニ賞状をあげたりして意欲付けます。
- ・ 白いぞうきんでふいた後、「ほら、こんなに黒いでしょう」と、ごみや汚れを見せたりして、清掃活動の意味を理解できるように工夫します。
- ・ 教材作りと同様に、ほうきを扱い易いように体の大きさに合った長さに切ったり、水をこぼさないようにバケツにどこまで水を入れるとよいか線を書いたりします。

また、ごみを掃いて集める場所を床に2・3箇所テープで明示し、集め易いようにします。じゅうたんなど、床によっては掃除機を使わせませす。

5 係活動

(1) どんな係をつくろうか

- ① 係が先にあるのでなく、児童生徒の発達段階や興味・関心など、学級の児童生徒に合わせて係の仕事を設けるように考えます。「この仕事は誰がしたらいいかな、先生かな?」「こんな係があるといいね」と一緒に考えます。「4月から全て決めてスタートしなくては」と考えるのではなく、必要に応じて係や仕事を増やしていきます。「私がやりたい」という希望ややる気を大切にします。
- ② 分担制と輪番(日直)制
朝の会も、司会、体操係、月日・曜日・天気調べ、日課の表示、出欠調べ、健康観察、衛生検査、日記発表…と、活動を探したらいくつでもあります。分担を細かく決めてもいいし、「日直の〇〇さんお願いします」と輪番制にしてもいいと思います。児童生徒が下学年ならば、先生が主に活動し、やり方を繰り返し見せます。児童生徒は〔お手伝い役〕になります。児童生徒が上学年ならば、しっかりと〔役割〕を意識した活動をさせます。
係は、窓の開閉・小動物や花の世話・黒板ふき・電気係など、細かい分担を決めます。
- ③ みんなでやる給食当番、清掃当番などの活動もあります。

(2) 活動を通して育てたい力(ちょっと一工夫)

- ① 手順を覚え、自分の役割を意識して最後までやり遂げる力を育てます。
- ② 友達となかよく協力し、楽しく仕事することの大切さを第一のねらいに活動させます。そのためには、
 - ・「繰り返し」「積み重ね」が必要であり、結果を急がず、児童生徒の実態に合ったスモールステップのねらいを持って活動させます。
 - ・本人の「役割」とはいえ、教師がさりげなく手を添えて、成就感を持たせます。どこが上手くできないかは、教師が見極め、支援の方法を工夫します。
 - ・「明日もがんばろう」とやる気が持続できるように、出来映えには片目をつぶり、まず役割が最後まで遂行できたか確認し、できたら誉めてあげます。仕事を忘れないように、仕事カードを裏返して確認したり、仕事カレンダーにシールをはったりして、確実に仕事がやれるように声がけや工夫します。
 - ・「花がかり」→「お花いきいきがかり」、「しいくがかり」→「〇〇ちゃん(生き物の名前)がかり」などと、係のネーミングを楽しいものにします。
- ③ 特殊学級内の係活動だけでなく、交流学級での活動、高学年ならば委員会活動なども、担任教師・全教職員の支援の上でがんばらせます。

〇〇のしごと
(確認カード)

・ 黒 板 ふ き	・ お わ り (裏)	・ ま ど
-----------------------	-------------------------	-------------

知恵袋からの一言

・「のんびり」「根気よく」「楽しく仕事しよう」と心掛け、児童生徒と一緒に活動しましょう。

《第3節 児童生徒の健康・安全のために》

1 身体・衣服の清潔の習慣化

将来の社会生活を考えた場合、健康に対する意識を高め、身だしなみや清潔についての習慣化というのはとても大切になります。

(1) 指導の原則

- ① 誰が、いつ、どこで指導しても同じ手順とやり方で行います。
- ② はじめは、指導者が手を添えて、やり方などを丁寧に教えます。
- ③ 手を添えることを少しずつ少なくし、声掛けだけでできるようにします。
- ④ 少しできるようになったといっても、まかせきりにせず、嫌がらないように工夫しながら点検や確認をします。
- ⑤ できるようになっても、前の状態に戻ることもあるので時々確認をします。

(2) 指導の段階

- 第1段階・・・手を添えてやってもらうという段階
- 第2段階・・・どういうときに「そうしなければならないか」に気づく段階
- 第3段階・・・ほめられて励まされて「自分からしよう」とする段階
- 第4段階・・・「一人できちんとできるようになる」段階（到達目標）

(3) 習慣化のために

① 手洗い、歯磨き、うがいの指導例

ア 必要性を認識させる指導

本人に必要であると思わせることが必要です。視覚的に訴えると効果的です。

イ いつするのかの指導

- ・手洗い・・・ものを食べる前、トイレの後、体育や作業、遊びの後、家に帰ったときなどに行います。
- ・歯磨き・・・給食後に担任も手本を見せながら一緒に行います。
- ・うがい・・・外出から帰ったとき、運動した後、掃除の後、歯磨きができないとき、風邪が流行しているときなどに行います。

ウ 方法についての指導

- ・順序を具体的に示します。能力に応じてステップを組むこともあります。

エ 習慣化を図るための指導

学校だけではなかなか習慣化しません。家庭での協力を求めることも必要になります。習慣化するまで、次のようなカードの活用も効果的です。

手洗いカードの例

歯磨きカードの例（家庭用）

うがいカードの例

名前 (月 日)	
手を洗う時	○・△
食事やおやつの前	
トイレの後	
体育・作業・遊びの後	

月				
家族 日にか	本人	父	母	兄弟
◎ よくできた ○ だいたいできた △ もうすこし、がんばろう				

名前 (月)		
日にか	うんどうの あと	そうじのあと
1		
2		
3		
4		
30		
31		
◎ よくできた ○ だいたいできた △ もうすこし、がんばろう		

手洗いカレンダー

名前 (月)

手洗いカードに、○が3ついたらシールをはりましょう。

歯磨きカレンダー

名前 (月)

よくできたら
シールをはりよう。

(4) ハンカチ・タオルの洗濯

身だしなみとして、ハンカチやちり紙の携帯を意識させることは大切です。その上でいつも使用しているハンカチ・タオルの清潔にも関心を持たせましょう。洗濯は、衣服の清潔に関心を持たせる指導の中で、もっとも基本的な内容になります。

① 指導の場

原則的には、ハンカチやタオルが汚れたときに洗うという意識を育てることが大切です。しかし、低学年の場合、習慣形成と手順の理解が重視されるので、日常生活の指導の中で繰り返して指導した方が習慣化しやすく理解しやすいでしょう。

(5) 運動着・エプロン等の洗濯

ハンカチ・タオルの洗濯の発展として取り扱います。汚れに対する意識付けの強化を図るとともに、技能の向上をねらいます。

① 指導の場

汚れの程度や着用日数を考え、必要なときに洗濯するという判断力を付けます。作業の後とか運動や野外活動の後などに設定し、経験的に理解させます。

② 家庭との連携

指導方法を共通理解し、習慣化を図ります。

(6) 衣がえ

朝の会等の日常生活の指導の中で話題として取り上げたり、生活単元学習の指導として設定することにより、気候に合わせた衣服の選択や衣服の清潔に関する関心を高め、生活力を向上させることができます。

2 登下校の安全

(1) 通学路の設定と安全指導

① 入学前の話し合い

入学前に保護者との話し合いを持ち、次のことを確認しておきます。

- ア 出発までに必要な時間はどのくらいか。
- イ 歩き方や歩く速さ、ランドセル等を背負っての歩き方、介助の必要性の確認をします。
- ウ 付き添い送迎する場合、誰がどのような方法で行うかを確認します。
- エ 通学路（送迎の道順）はどのようにするかを確認します。

② 通学路の設定方法

- ア 学区内通学の場合、できるだけ兄弟や近隣の児童生徒と同じ通学路にします。
- イ 通学路上に支障となる場所、物等がないか十分に調査検討します。

③ 安全の指導

- ア 自宅を出る時刻を一定にして、いつも同じ道路を歩かせます。
- イ 信号の見方、信号ボタンの押し方、横断歩道の渡り方等を繰り返し指導します。
- ウ 付き添いの保護者には、登下校の途中で用事をしないように依頼します。
- エ 出発時刻と到着時刻を調べ、どのくらいの時間が必要かを確認します。
- オ 慣れてきた頃に、一人通学を目指し、少しずつ手放していきます。（密かに見守り、安全通学を確認します。）

(2) 雨天時の登下校の指導

① 学習で取り上げる内容

- ア 長靴の履き方とぬぎ方
- イ 傘のさし方、たたみ方、傘立てあるいは傘置き場への置き方
- ウ レインコートの付け方、ぬぎ方、たたみ方と片付け方
- エ 雨具を付けての歩行の仕方（一列歩行）
- オ 雨降りの日の交通安全
- カ 通学路での具体的な指導

② 登下校の実際の指導

基本的には、児童生徒ができるようになるまで、下校時を中心に担任が児童生徒と一緒に歩き、周囲の安全を確認しながら点検、指導します。なお、保護者の方が付き添うような場合には、協力をさせていただくことも考えられます。

<点検、指導する事項>

- ア 雨具の準備と着用
- イ 出発時刻と到着時刻
- ウ 危険箇所

エ 踏切や交差点、信号機や横断歩道での安全確認

オ 歩行の状況、雨具の使い方など

点検と指導の結果は整理し、改めて学校での指導に組み入れます。また、雨降り
の下校時には通学上の課題を指摘し、保護者の方の理解を得られるようにします。

3 給食時間の工夫

(1) 給食当番の決め方

① 給食当番についての話し合い

給食ではどんな係りが必要かを話し合わせ、全員が何らかの係りの仕事ができる
ようにします。(協力して行うことの大切さも話し合わせます。)

② 仕事の手順

ア 具体的に手順を掲示します。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、係りの活動を変え、いろいろな当番ができるよ
うに配慮します。特に高学年はリーダーとしての責任ある活動ができるようにし
ます。

(2) 給食の準備の仕方

① 給食時間

児童生徒の実態に合わせて、準備や食事等に要する時間を想定し、時間に沿った
行動ができるようにします。

② 給食時間を守らせる工夫

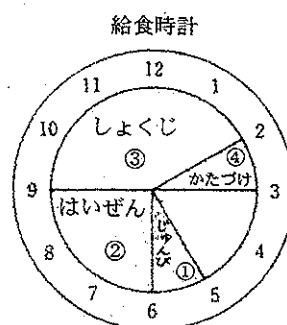
右のような時計を制作し、規則正しく、楽しい
給食時間が過ごせるようにします。

③ 楽しい給食のための教室環境作り

室内の整備と雰囲気作りをします。テーブルク
ロスの活用、机の配置の変化、造花などの活用が
効果的です。

④ 配ぜん

運搬や配ぜんのときは、安全、衛生面に気を付けることができますようにします。



(3) 給食の後片付けの仕方

① 手順をしっかりと示しておきます。

② 机の上をふいたり、机の下にこぼれたものをみんなで拾ったりすることで、協力
することの大切さを体験を通して学ぶよい機会です。

《第4節 学校行事とのかかわり方》

1 始業式や入学式等（儀式的行事）

始業式や入学式は、交流学級の一員として参加するのが多いようです。特殊学級の在籍人数や児童生徒の実態により、特殊学級だけの席の設け方や並び方もあります。参加の仕方は、実態や保護者の希望を踏まえて考えると良いでしょう。

2 学芸会や運動会等（学芸的行事，体育的行事）

（1）参加の仕方について

特殊学級単独での参加，又は特殊学級合同での参加や通常の学級の一員としての参加などが考えられます。どの参加方法を取るかは，特殊学級としての行事のねらいをどこに置くかで異なります。

（2）行事を通してねらせること

- ① 大勢の前で発表することになるので，自信と満足感を味わわせる絶好の機会になります。
- ② 集団活動の中で，具体的な体験を通し，基礎的学習の伸長や協力・責任・対人関係などを総合的に習得していくことができます。
- ③ 通常の学級の児童生徒や職員と，「共に活動し，共に苦勞し，共に喜び合う」ことで，かかわりを深めるといふ，交流の場にすることができます。
- ④ 一生懸命発表している児童生徒の姿は，全校児童生徒・職員・地域の人々に対して啓発の役割を果たすことができます。

（3）学芸会実施上の留意点

- ① 年間指導計画の中で生活単元学習として位置付け，実施計画案を作ります。
- ② 全職員の共通理解を図り，協力体制を整えます。
- ③ 演技種目の選定には，実態を十分考慮して楽しく，発達課題，学習課題に合致したものにします。
- ④ 指導計画は，個々の実態に照らして個人目標を立て，毎日の練習の成果が見えるような評価表を作成しておきます。

3 遠足や宿泊学習等

(1) 遠足

① 遠足実施の形態

- ア 特殊学級単独による遠足
- イ 特殊学級合同による遠足
- ウ 交流学級に特殊学級の児童生徒が分散して参加する合同遠足
- エ 通常の学級と特殊学級が合同で実施し、行動をともにするが、特殊学級の児童生徒は、まとまって特殊学級担任の指導を受けながら実施する合同遠足

② 4つの形態に共通する留意事項

遠足のねらいを教師は十分に把握しておきます。また、児童生徒には事前指導を通して当日のめあてや約束などが理解できるようにします。

ア 遠足の指導目標

- ・ 集団適応をはかり、集団への参加態度や具体場面での行動の仕方を育てる。
- ・ 交通機関、公共施設などを利用する際に必要な事柄や注意事項などが分かり実際に活用できるようにする。
- ・ 危険や安全に対する関心と身体の健康と体力づくりに意欲を持ち、注意して行動する態度を養う。
- ・ 遠足のスケジュールが分かり計画に従って時間を守ることや金銭の使い方、計算の仕方などの能力を高める。
- ・ 自然の様子を観察する態度を育て、自然環境、動植物を大切にすることを養う。
- ・ 友人関係を深めるとともにいろいろな人とのコミュニケーションを図り、話すこと聞くことのできる能力を高める。

③ 特殊学級単独による遠足の場合

学級の児童生徒の実態に即した学習内容の設定と指導計画の立案ができるという特徴があります。留意点として次のものが考えられます。

ア 児童生徒の実態に即した学習の内容設定と指導計画を立案

イ 個別の能力差に応じた計画・配慮

ウ 引率者の確保（校長、教頭、養護教諭等）

エ 安全面からゆとりのある場所を選び、予想される危険箇所を十分にチェックしておく。

④ 特殊学級合同による遠足の場合

上学年と下学年の交流の場としての意義があります。また、上学年の児童生徒は役割分担や係り活動を通してのリーダーシップを発揮するよい機会でもあります。教師も複数でチームワークを取りながら指導するので指導管理が行き届きます。

留意点としては次のことが考えられます。

ア 上学年と下学年の体力その他の能力差に対する配慮をします。

イ 教室と違って多様な条件下にある校外における児童生徒の不安感、開放感に対する対処が必要です。

- ⑤ 交流学級に特殊学級の児童生徒が分散して参加する合同遠足の場合
- ア 交流学級担任との十分な打ち合わせが必要になります。特に児童生徒の実態（行動の特徴など）については、十分に連絡し、具体的にどのように対処すれば良いかを理解してもらいます。
 - イ 特殊学級担任がついていない場合の、児童生徒の不安感や開放感に対する指導を事前に行います。

(2) 宿泊学習

① 宿泊学習の意義

児童生徒と教師と一緒に宿泊することで、生活の自立に必要な身の回りの事柄を処理する能力や態度を養うことができます。具体的経験を通して、衣服の着脱、洗面、歯磨き、入浴、掃除、調理などを総合的・集中的に指導することができます。

② 宿泊学習の目標

- ア 身の回りの生活処理能力の向上を目指し、意欲的な生活態度を養う。
 - イ 集団生活への適応と協力し合う心を養う。
- 以上のような全体目標から、具体目標、個人別の目標を設定します。

③ 全体計画

ア 教育課程上に位置付けます。

イ 場所、期間を決めます。

低学年の場合、学校内施設を利用して一泊二日、高学年の場合、公共の施設を利用して二泊三日程度が考えられます。

ウ 実施計画案を立てます。

意義、目標、期日、場所、参加者、交通機関、経費、日程、係り分担一覧等

エ 家庭への連絡（プリント）

ウの内容に、実施地の略地図、施設の見取り図、緊急時の連絡先、参加承諾書等を加え、家庭へ連絡します。



《第5節 家庭との連携のために》




1 連絡帳の書き方

(1) 連絡帳の内容

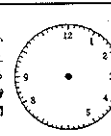
- ① 学校から家庭への連絡、通信の内容
事務的な連絡、学校生活の様子、質問や依頼等
- ② 家庭から学校への連絡、通信の内容
家庭での児童生徒の様子、児童生徒の成長や指導上の悩み、疑問・要望、伝達事項等
- ③ 児童生徒の学習教材としての内容
カレンダー、反省・点検、日記、時間、学習課題等

(2) 連絡帳の様式例

小学校低学年の例

月	日	はれ	くもり	あめ	ゆき
月	火	水	木	金	土
とうざん					
	Aくん	Bさん	Cくん		
につき (絵や文字を書く)					
明日の予定					
学校から					
家庭から					

小学校高学年の例

月	日	曜日	天気	温度
当番		欠席		
あいつ	あいつ	かえる時間		時
あいつ	あいつ			分
あいつ	あいつ			
あいつ	あいつ			
あいつ	あいつ	1		
あいつ	あいつ	2		
あいつ	あいつ	3		
あいつ	あいつ	4		
あいつ	あいつ	5		
あいつ	あいつ	6		
明日の予定			下校時刻	
学校から				
家庭から				

(3) 留意点

- ① 継続して連絡を取り合うようにし、家庭と学校の相互理解を深めます。
- ② 保護者が気付かないような小さい変容を知らせ、その子の良さやすばらしさを具体的に報告するようになっていきます。親子共に励まし、援助していくための方策として活用します。

2 学級だよりの書き方

(1) 学級だよりの名称

保護者も児童生徒も親しみやすい名称にします。学級の経営方針やシンボル、学級歌などから考えるとよいでしょう。

(2) 内容例

定期的に発行する場合、いくつかの常設コーナーを設けます。

- ① 週の学習や行事の予定（下校時間や学習の準備物の連絡）
- ② 児童生徒の紹介コーナー（一人ずつ、成長やトピックス、作品などを載せます。）
- ③ 児童生徒が作るコーナー（実態を考えて、可能であれば行います。）
- ④ 担任のコーナー（担任の思ったこと、感じたことなどを載せます。）
- ⑤ その他、月単位で繰り返す内容（今月の歌、月の行事予定など）

(3) 記事の書き方

読みやすいことが一番大切です。そのために次のことに気を付けましょう。

- ① 各記事の見出しは大きく書き、内容をイメージしやすい表現の工夫をします。
- ② 文章のスペースをゆったりととります。あまり小さな文字で書かない方がよいでしょう。
- ③ 専門用語や堅苦しい表現を避けます。誰が読んでも分かる表現をします。
- ④ 学習の内容や児童生徒の様子が具体的に分かる記事を多く取り上げましょう。
- ⑤ 図表、カットの工夫をすることで、理解のしやすさ、楽しさを誘発するようにしましょう。

(4) 通信の仕方、活用の仕方

- ① 発行のサイクルを定期的にしましょう。
- ② 臨時発行も企画しましょう。（宿泊学習の後など）
- ③ 教材としても活用しましょう。（学級だよりを持ち帰る日は、内容を具体的に説明するなど）
- ④ 全教職員にも配布しましょう。（他の教職員に学級や児童生徒を理解してもらうのに効果的です。）

3 家庭訪問・学級懇談会の進め方

(1) 家庭訪問の目的

- ① 児童生徒の生活環境を知る。
- ② 保護者と親しくなる。
- ③ 保護者の願いや心情をくみ取る。

- ④ 児童生徒の生育歴を聞く。
- ⑤ 児童生徒の実態を知る。
- ⑥ 学校や担任教師への要望を聞く。

(2) 家庭訪問のときの留意事項

- ① 予告した時刻を守りましょう。(日時は家庭の都合をよく聞いて調整します。)
- ② 前もって情報を整理しておきましょう。(家庭環境調査票や健康診断票、その他、今までの記録に目を通しておきます。また、詳しく聞きたいこともまとめておきます。)
- ③ 親しく、明るい態度で接し、できるだけ聞き手に回るようにしましょう。
- ④ 願いや学校への要望などをしっかりと聞きましょう。
- ⑤ 家庭内の事情等が話されたときは、保護者の心情をしっかりとくみ取るとともに、秘密の保持に十分留意します。

(3) 学級懇談会の目的

学級懇談会では、担任・保護者がそれぞれの「思い」を出し合い、児童生徒のよりよい発達のために協力しあうことが大切になります。

- ① 児童生徒をより深く理解し合う。
連絡帳では意を尽くせない学校での様子や家庭での様子、性格や行動特徴などの情報交換をしましょう。
- ② 児童生徒に対する見方を広げる。
今まで気付かなかった児童生徒の良さを他の保護者から教わったりすることで、新しい見方をすることができるようにしましょう。
- ③ 保護者同士の心のつながりを育てる。
保護者の抱える悩み、不安、ストレス等は、他の保護者にも共通しているという認識を育てます。そういったものを遠慮なく出せる雰囲気を作ることで、保護者同士の心のつながりを作りましょう。
- ④ 「特殊教育」を理解し合う。
学年始めの保護者会では「学校(学級)の教育目標」「教育方針」「時間割」「教育内容」「交流教育」など、学校として、担任として明確な説明をします。それに対する保護者の意見を求めることも大切です。
- ⑤ 学級を理解する。
児童生徒の行動特徴を伝えることにより、児童生徒同士のトラブルから、保護者同士の気まずさに発展することのないように配慮します。「いろいろな人間関係で学びあっていること」「どの児童生徒も学級の一員として欠かせない存在であること」を伝え、学級を理解してもらいましょう。
- ⑥ 保護者の願いや希望、悩み等に耳を傾ける。
- ⑦ 担任を理解してもらおう。

4 通信表の書き方

通信表は、児童生徒の学校生活の様子を学期ごとにまとめて家庭に知らせ、家庭と学校が一体となって指導に取り組むための情報となるものです。学校での生活や学習の様子、変容が具体的・全体的に分かりやすく、今後の指導の手掛かりになるものにしていきましょう。

(1) 通信表の様式

- ① 学校で使われている通信表
- ② 特殊学級独自で作成した通信表
- ③ 前の二つを折衷した形で①の通信表に独自のものを補助的に添付したもの

(2) 通信表の内容と解説

① 指導方針と指導目標

指導の方針や目標を知った上で生活や学習の記述内容を理解してもらうようにします。指導目標は全体を示し、現在と今後の見通しが持てるようにします。

② 学期の主な行事と写真

各学期の主な行事を記入し、その下に印象に残る写真をはってコメントをつけるのもよいでしょう。

③ 生活の記録

学校生活で児童生徒にぜひ身に付けて欲しい内容を取り上げ、項目を設けて整理して把握しやすくします。記録は段階評定と文章表現を併用して、評定に対する具体的なコメントをつけることが望ましいでしょう。

④ 学習の記録

学習の内容、活動の様子、課題などを教科・領域、指導形態別に分かりやすく表記します。抽象的な表現や専門用語の使用はさけましょう。形式としては、教科の記述内容を下位項目化した観点で示したもの、到達状況をチェックリスト方式で示したもの、「知識・技能」と「意欲・態度」の両面から段階評定をコメントをつけたものなど様々な工夫ができます。

⑤ 個人指導の記録

「総合所見」と類似した項目ですが、保護者との話し合いの上で生活や学習に関して特に重点的・継続的に指導すべき内容や方法を明らかにし、その指導の概要を記録します。保護者との共通理解で取り組むことを重視したものです。

第5章 特殊学級担任の役割

《第1節 教育相談》

1 教育相談

教育相談とは児童生徒の様々な問題について、保護者と一緒に考えていくものです。

初めて児童生徒を特殊学級に入級させた保護者の不安や心配を受け止め、支援していくようなものから、不登校や就学相談のような問題を共通理解を持ちながら進めていくものなど様々です。就学相談なども教育相談の延長にあると考えていくことが就学相談を成功させるポイントです。

2 教育相談の心得

特殊学級担任は、勤務校や市町村の就学指導委員の中核として職務に携わることが多いようです。そこでは、特殊教育の知識を持った専門家として見られ、適切な指導のできる力のある先生という周囲の期待感があります。したがって、信頼される特殊学級担任として常に専門的な研修に励み、保護者や通常の学級担任に特殊教育にかかわる内容で相談を受けた場合は、適切なアドバイスができるように努めなければなりません。

3 教育相談の方法

教育相談や就学相談においても、最初は保護者との面談からスタートします。「生育歴」「医療歴と医学的所見」「教育歴」「家庭や学校生活の様子」「現在の問題点」などについて話し合いが行われます。

初めて特殊学級担任になった先生から「面談のしかた」を教えて欲しいといったことをよく聞きます。以下「面談の方法」を参考例として挙げます。

(1) 場の設定

- ① 教育相談室(個室)や校長室等プライバシーが守られ、話しやすい場所を設定する。(個人面談が基本)
- ② 教育相談室のような個室がなく、廊下等から内部が見えるような場合は、廊下等に背を向け相談者のプライバシーに配慮する。

(2) 雰囲気作り (話しやすい雰囲気スタート)

相談に訪れる親は少なからず緊張しているものです。気持ちを和ませ、意欲的に問題解決に向かう気持ちを起こさせる必要があります。

そのためには、対応は丁寧に行い約束の時間には面接を開始するといった細かな配慮や相手の悩みや来室した時の感情に共感的な会話を行うように心がけることが大切です。そして、そうした雰囲気の中から事実の把握に努めましょう。

(3) 相談の進め方

① 相談者を受容する

ア 親の現在に至るまでの背景・悩みをしっかりと受け止める姿勢を持つ。

まずは「聞く」努力をする。

イ 教師と親の考え方に違いがある場合でも先入観を持たずに受容の気持ちで親の話に耳を傾ける。

ウ 親の不安を少しでも和らげる配慮をする。

エ 困っている状況と児童生徒と関係づけて相手が解決するのを手伝ってやる。

② わが子のありのままの姿を見つめることの大切さを感じさせる

親は誰でもわが子の可能性を信じているものです。しかし、わが子の可能性を信じるあまり、親の願いと現実の子供の実態とのずれに気付かない場合があります。そのような時には、児童生徒のありのままの姿について具体的に分かりやすく話してください。

わが子の現実の姿を見つめることからすべてが始まるのです。

③ 親のペースに合わせて相談を進める

ア どこに問題があるのか親と一緒に考える。

イ 諸検査の結果に留意しながらも、それだけには頼らない。

ウ 発達の節目とその時期の課題について分かりやすく説明する。

エ 障害に対する親の理解と心の安定を図ることに務める。

オ 自分の考えを無理強いしない。

カ 親を責めることはしない。親の精一杯の努力を理解する。

キ 家族の立場を考えた助言をする。

ク 将来の進路と児童生徒の幸せを考えてかかわるようにする。

ケ 親に子育ての目標を与える。

④ 最終的に親が決定できるような援助をする

決めるのは親や本人です。それを促す役目に徹してください。親自身が自分たちの問題と悟ったときに解決の方向が見えてきます。

⑤ 根気強く、誠意を持って相談にあたる

ア 結果を急がない。

イ 継続して相談を行っていく努力を惜しまない。

⑥ 他の関係諸機関の利用を考慮する

校内の教育相談で対応しきれない場合は、専門機関等の利用や紹介をすることも大切です。さらに、校内や近隣の特殊教育に携わる同僚と相談し合うことも良いでしょう。

【参考】⇒県内の障害児に対する教育相談等の窓口

(1) 宮城県特殊教育センター

障害のある児童生徒の養育、教育について総合的に相談を行っています。来所や電話による相談の他に、要請教育相談や県内8ヶ所に出向いて相談を受ける定期巡回教育相談も行っています。

〒981-3213 仙台市泉区南中山五丁目3番1号

相談専用 TEL 022-348-2171

(2) 県・視・(社会)福祉事務所、町村役場

施設の利用や重度障害児の日常生活用具の給付等、福祉に関する相談を受け付けています。

(3) 地域子どもセンター・児童相談所

18歳未満の障害児の各種相談や専門的、総合的な判定、施設などへの入所手続きなどを行っています。

① 宮城県中央地域子どもセンター

〒980-0014 仙台市青葉区本町一丁目4-39

TEL 022-224-1491

② 宮城県古川地域子どもセンター

〒989-6161 古川市駅南二丁目4-3

TEL 0229-22-0030

③ 仙台市児童相談所

〒989-6161 仙台市青葉区東照宮一丁目18-1

TEL 022-219-5111

(4) 盲学校、ろう学校、各養護学校

障害種別に応じた教育相談を随時行っています。

知恵袋からの一言

・児童生徒や保護者の立場に立って一緒に考えていく姿勢が大切です。相談者に対して権威的な対応ではなく、同じ立場で本音の話し合いが展開できるように配慮しなければなりません。児童生徒の将来の幸せのために、どのような教育の場の選択が望ましいのか、保護者とともに考えていく中で信頼関係が生まれてくると思います。この信頼関係の構築が大切なことで、信頼関係が成立しなければ中身のある相談には進展しません。相談者に「この先生ならば」と思われようになるためにも、より深い専門性を身に付け誠意を持って相談に臨んでください。

4 校内就学指導委員会

(1) 校内就学委員会の役割

一般的に各学校に在籍する児童生徒の中で、発達の違いや偏りなどのある児童生徒に対して、障害やその程度等について調査検討を行います。そして、就学にかかわる内容について保護者（家族）や教師に対して指導助言をする組織です。

(2) 基本的な内容

① 児童生徒の立場に立った判断

現在の児童生徒の病状や障害の状態のみで判断するのではなく、児童生徒の障害が将来の生活にどのようにかかわっていくのかを検討してから判断します。

② 児童生徒にかかわる適切な資料の収集

ア 児童生徒の心身の状態や障害にかかわる適切な資料をできるだけ収集し、対象児童生徒に見合った望ましい教育環境を探るための検討の材料とします。

イ 資料の収集はできるだけ早期に行い、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、可能な限り適切な資料の収集を行います。しかし、検査等を実施する場合や他機関から情報を得る場合は、保護者や児童生徒の同意を得て行う必要があります。

③ 就学相談の中心となる担当者

校内における相談は障害の種類が多岐にわたっているため、就学相談の担当者には、専門的な知識と経験が必要です。

④ 保護者との就学相談

保護者との話し合いはとても大切なことです。親の要望や考えを十分に考慮しながら指導に取りかからなければなりません。

⑤ 地域や関係機関との連携

市町村等教育委員会をはじめ、地域の保育所や幼稚園、小学校や中学校と密接に連携して、組織的、計画的な一貫した就学指導ができるように心掛けましょう。

⑥ 市町村等就学指導委員会との連携

校内就学委員会は、市町村等就学指導委員会の専門的な判断を尊重し、学校の実情等をよく考慮しながら、児童生徒の実態に応じ、適切な教育を行うことができるように検討していきましょう。

《第2節 進路指導》

学校を卒業したらどのような進路があるのでしょうか。

本節では、進路指導のねらいと進め方について述べていきます。

1 進路指導のねらい

進路指導に関して学習指導要領は、次のように解説しています。

「中学部においては、生徒が自らの生き方を考え将来に対する目的意識を持って、主体的に自己の進路を選択決定し、生涯にわたる自己実現を図っていくことができるような能力や態度を育成することが重要である。

特に、中学部段階の生徒は、心身両面にわたる発達が著しく、自己の生き方についての関心が高まる時期にある。このような発達段階にある生徒が自分自身を見つめ、自分と社会とのかかわりを考え、将来、様々な生き方や進路の選択可能性があることを理解するとともに、自らの意思と責任で自己の生き方、進路を選択することができるよう適切な指導・援助を行うことが必要である。」

【参考】⇒盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領解説

第9節 教育課程実施上の配慮事項

このことから、学校における進路指導のねらいとして、次の点が考えられます。

- ① 児童生徒の持つ能力・適性、興味・関心、進路希望等に対する理解を深めさせる。
- ② 児童生徒が将来の進むべき道を自ら選択し、決定できるように指導・援助する。
- ③ 児童生徒が自立的な力を伸ばし、働く力を身につけるように指導・援助する。

2 進路指導の進め方

具体的な進路指導となると、小学校の特殊学級よりも中学校の特殊学級が中心になってきます。ここでは、小学校段階も含めながら、中学校の特殊学級の進路指導を中心に述べていきます。

【内容と手順】

(1) 自己理解

近年、児童生徒の主体的な人生選択を援助していく過程を重視する考え方が支持されるようになってきました。したがって、保護者や教師が一方的に進路を決定するのではなく、児童生徒が主体的に自己の進路を選択決定し、生涯にわたって自己実現ができるよう援助する必要があります。自己理解とは、自己の性格や能力・適性等を知ることではないかと考えます。教師は、児童生徒の能力や適性を諸検査や日常の行動観察等によって客観的に判断し

適切なアドバイスをすることが望まれます。そこから、児童生徒も自己についての理解を深めていくのです。教師が児童生徒の自分でできる活動や役割、得意なことや不得意なことについての適切な助言や支援を行うことにより自己実現が図られていくと考えます。

(2) 進路情報の収集・分析・提供

〔就職に関して〕

所轄のハローワークに協力を要請します。学校の進路指導の計画書と卒業予定者・就労体験参加生徒一覧表をハローワークに提出し、担当者との相談や依頼を行います。

〔進学に関して〕

中学校特殊学級卒業後の進学先は、高等養護学校、養護学校高等部、高等学校、各種学校、障害者職業能力開発校等があります。

教育方針、教育内容、卒業者の進路傾向などについて調査したり、また入学者の選考方針や選考要項等についても十分調べておく必要があります。更に、入学後の学校生活に適応できるのかどうかの検討もしておくことが大切です。

〔施設入所に関して〕

知的障害者更生相談所、保健福祉事務所等と連絡を取り合いながら情報を収集します。施設としては、知的障害者援護施設・児童福祉施設・障害者通所援護事業施設等があります。これらの施設に関しては、欠員の有無、応募の状況、入所基準等を調べておきます。

(3) 職場・学校等の見学

児童生徒や保護者に進路について具体的に考えてもらうには、職場見学・学校見学等を実施する必要があります。

実際に職場で働いている様子や、学校で学習している様子を見ることで、児童生徒や保護者は、働くことや学習することを具体的に考え、適応できるかどうかの大きな判断材料にすることができます。

(4) 進路相談

入学した時から、いろいろな機会を通して進路についての相談活動を進めていく必要があります。

教師は、児童生徒や保護者と密接に話し合いをしながら、関係機関とも連携を取り合って進路が決定されていくよう努めることが大切です。

障害者職業センターでは、職業能力、適性の評価や職業相談などを行っているのでぜひ早い時期から利用するとよいでしょう。

(5) 就労体験

学習の場を事業所（工場、商店等）・作業所（福祉作業所、授産施設等）等に移し、実際に労働を体験学習することにより、職業的な態度や社会的な態度

を身に付けさせることがねらいです。また、自己の進路選択についての自覚と理解を深めさせ、将来への見通しを持たせるためにも大変重要な活動です。

体験期間中、教師は巡回指導をすることが必要ですし、保護者には可能な限り様子を見てもらいます。終了後は、生徒の成長した点や課題を明確にし、学校や家庭での指導に結び付けていくことが重要です。

(6) 進路の斡旋

児童生徒一人一人の進路希望先が違えば、それぞれの希望先にかかわる手続きも違ってきます。そのため教師は、保護者や児童生徒との緊密な連絡や調整が必要になってきます。また、進路希望先や関係機関との連携も大変重要になってきます。手続きミスにより進路に影響が出ないように注意する必要があります。

(7) 進路の決定

児童生徒や保護者が希望した進路先に決定した場合は特に問題ありませんが、不合格等により進路先を変更せざるをえない場合もあります。その際は、児童生徒や保護者の考えを尊重し、できるだけその希望に沿った進路決定を目指し、関係機関と連携を図りながら進めていく必要があります。

(8) 追指導（アフターケア）

卒業後、多くの卒業生たちは、それぞれの進路先で、いろいろな悩みや不安を持ち課題に直面しています。また、それらの悩みを相談できずにいる場合も少なくありません。そして、一度失敗するとなかなか立ち直ることが難しい傾向があります。そこで、進路先まで担当をした教師に一番の相談相手が求められます。卒業後1～3年くらいの間は卒業生や進路先との連絡を取り合いながら仕事や生活の様子を把握し、必要に応じて指導助言することが重要です。

3 進路指導の実際

進路指導は、例えば中学校では次のように行われています。

(仙台市立G中学校の資料より)

月	保護者との連携	就職関係	施設入所関係	進学関係
4	進路相談① ・計画等の説明 進路希望調査①			
5	職場見学①	卒業生進路状況報告(ハロワーク:以下Hと表記)		
6	職場見学②	職能判定検査:H	進路指導連絡会	養護学校見学

7	進路相談② 進路希望調査②	校内実習 実習の反省		
8		求人状況の提供： H		
9		求人状況の提供： H		進学の詳細説明 受検校決定
10	進路希望調査③ 進路希望先決定	就労体験① 体験の反省 職業相談	施設入所申し込み (保健福祉事務所)	
11		就労体験②		宮教大附養受検申 し込み
12		推薦, 選考開始：H		宮教大附養合格発 表
1		推薦, 選考開始：H	就労体験③ (入所 申込者調査・各施 設) 体験の反省	県立養護学校出願 選考, 合格発表 職業能力校受検
2	進路相談④	内定, 採用	就労体験④ (入所 申込者調査・各施 設) 体験の反省	私立養護学校出願 選考, 合格発表 職業能力校発表
3	進路先決定	就職先決定	入所先内定, 決定	進学決定

4 関係機関との連携

- ① 保健福祉事務所
福祉に関する総合窓口。身体障害者、知的障害者等の福祉の相談や指導
- ② ハローワーク
職業紹介、職業指導、雇用保険等の業務
- ③ 障害者職業センター
就職の相談からアフターケアまでの一連の業務
- ④ 障害者職業能力開発校
障害者の特性や程度に応じた職業訓練の実施
- ⑤ 知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所
相談に応じて施設入所や医学的、心理的職業判定及び指導の業務
- ⑥ 地域子どもセンター(児童相談所)
児童生徒に関する全般的な相談や福祉、権利の保護

※ 児童生徒や保護者等の進路希望のニーズに応じた関係諸機関を選択し、連携をとるよう心がけましょう。

《第3節 交流教育》

1 交流教育の意義

交流教育は、障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義があります。友達や地域の人々と活動を共にする機会を積極的に設けることは大切なことです。そして、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支えていくことの大切さを学ぶ場でもあります。

【参考】⇒「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領(平成11年3月)解説総則等編」

2 交流教育の場の設定

(1) 交流の形

交流の形には2つの形があります。

〔直接交流〕

校内や他の学校、地域の人々と一緒に活動する交流

〔間接交流〕

文通や作品の交換、コンピューターや情報ネットワーク等を利用した交流

(2) 交流の場

交流の場は児童生徒が幅広い体験をし、視野を広げ、豊かな人間関係を図っていけるように設定します。

交流の場は通常の学級の授業を通しての交流ばかりではなく、休み時間や給食時間の交流、全校児童生徒との交流、他の学校や地域の人々との交流等、いろいろな人とかかわりを持てるように場を設定していきます。

【参考】⇒「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領(平成11年3月)解説総則等編」

(3) 「総合的な学習の時間」の活用

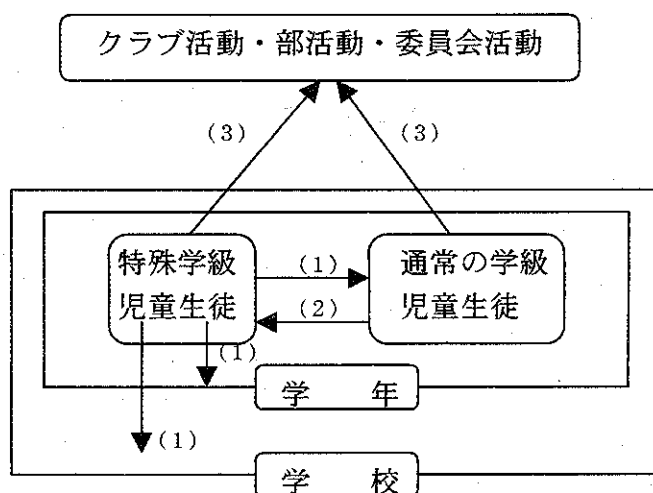
交流教育を今まで以上に拡充するために、「総合的な学習の時間」の活用も考えられます。自然体験やボランティア等の社会体験、見学や調査、物づくりや生産活動等の体験的な学習等を各学校の実情に応じて創意工夫して行うようにします。

他人を思いやる心、お互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する心、ボランティア精神等の豊かな人間性や社会性を育成していくことができると思います。

3 交流教育の指導の形態

児童生徒の実態や学校・学級の特徴、活動の内容等によって効果的な交流教育の形態を考えていくことが大切です。校内の交流の形態としては、次のようなものがあります。

- (1) 特殊学級の児童生徒が通常の学級や学年あるいは学校全体での学習に参加する形態
- (2) 通常の学級の児童生徒が、特殊学級に参加する形態
- (3) クラブ活動や部活動、委員会活動等のように共通の場で両者が活動する形態



【校内の交流形態の図】

小中学校学習指導要領では、障害のある児童生徒との交流活動が明記されました。総合的な学習の時間における交流活動についても、今後工夫されることになります。ゲストティーチャーを招いての活動、他校や地域との交流、ボランティア活動、いろいろな施設や団体で働く人々との連携等、積極的に交流教育を進めていくことが大切です。

【参考】⇒「小学校学習指導要領 第1章総則 第5 指導計画の作成等に
あたって配慮すべき事項2-(1)」

4 校内体制の整備

交流教育を望ましい方向で推進していくためには、特殊学級担任だけが全面的にその推進に当たるのではなく、特殊学級担任が中心となって、校長・教頭・教務主任・養護教諭・通常の学級の担任等で、障害等の理解、働きかけやかかわり方、交流の場や内容、学習面での支援の仕方、連携の取り方等についてしっかりとした共通理解をし、方向付けを行なうための話し合いの場が必要です。「交流

推進委員会」等の名称で、校内の教育体制の中にきちんと位置付けてもらい、話し合いの場を設定していくようにするとよいと思います。

そこで話し合われたことが、学校での教育活動全般にわたって実践できるように、職員会議等で話す場を設けてもらったり、研修会や授業公開等を通して共通に理解してもらおう機会をつくるようにします。

実践したことについて、記録を取ったり、評価をしたりして、次の年度の生かしていくとより交流教育が充実し、連携もうまく取れるようになると思います。また、記録の累積や保存等をきちんと整理しておくこと、担任が変わった時も参考になります。

5 特殊学級担任の役割

(1) 通常の学級担任への配慮

通常の学級での交流教育は、特殊教育を経験したことがない教員によって行なわれることが多く、特殊学級の児童生徒への指導法やかかわり方等で、不安を感じている場合も多く見られます。

積極的に交流教育を進めていくには、まずその不安を取り除く必要があります。次のような点について十分に話し合っておきましょう。

- ① 障害の種類や程度
- ② 交流のねらい
- ③ 児童生徒の実態に応じたかかわり方や働きかけの仕方

そして、常に情報の交換を行い、連携を密にとっていくようにします。その際には、特殊学級の担任のペースでお願いするのではなく、両者がプラスの方向に進めるように、通常の学級の立場も十分に考慮しましょう。

このためにも、担任同士がスムーズに連携が取り合えるような人間関係を普段から作っておくことが大切です。

知恵袋からの一言

・交流教育を進める時には、通常の学級の担任だけに任せっ放しではなく、自分もその学級、あるいはその学年の担任の一人であるという意識を持って、積極的に協力をしましょう。要求ばかりや批判はマイナスのイメージを作ってしまう。

(2) 通常の学級の児童生徒への配慮

通常の学級の児童生徒の中には、特殊学級の児童生徒に対して「かかわりにくさ」を感じている児童生徒が少なからずいます。そのような児童生徒に対しては、障害の状況について話したり、かかわり方をアドバイスしてあげるとうまくかかわれるようになることがあります。特殊学級担任自身が、通常の学級の児童生徒と仲良くなるのが大切です。

(3) 特殊学級の児童生徒への配慮

学年が進むにつれて、学習活動や友人関係に抵抗を感じる場面が多く見られるようになり、交流を負担に感じる児童生徒が増えてきます。特殊学級担任は、少しでも児童生徒の負担を取り除くために、その気持ちを聞いてあげたり、交流の場や内容を工夫したり、通常の学級の担任や児童生徒との間に入って理解を求めたり、いろいろな配慮が必要になってきます。

(4) 保護者への配慮

多くの保護者は、できるだけ通常の学級とのかかわりを持ちたいと考えています。保護者に対しても、学校教育のどの場面で、どんな方法で交流教育を進めていくのか、交流のねらいについて十分に理解をしてもらえるように話し合っていくことが大切です。

6 通常の学級担任の役割

通常の学級担任は、常に特殊学級の担任と情報交換を行い、交流教育を進めていくようにします。以下は、交流教育を進めていく上で大切なポイントです。

- (1) 通常の学級担任が、まず特殊学級の児童生徒を理解しようとするのが大切です。その姿勢が、学級の雰囲気につながり、障害のある児童生徒ばかりではなく、学級全体の人間関係にも広がりが出てくるようになると思います。
- (2) 特殊学級の児童生徒も受け持ちの児童生徒の一人としてとらえ、交流学習ができそうな活動にはどんどん誘うように努めましょう。特殊学級の担任も児童生徒も誘われるとうれしいものです。学級の一人として認められてると感じると交流にも深まりがでできます。
- (3) 交流に際しては、前述した通り、通常の学級担任としても決して甘やかしたりせず、できそうなことはどんどん挑戦させたり、悪いことはしっかり指導する等、特別扱いをしないようにします。
- (4) 時には、特殊学級担任がT-Tとして指導にあたると効果的な場面もあります。協力して指導にあたるようにしましょう。

知恵袋からの一言

交流をするにあたっては、両者がお互いにプラスになるように無理なく進めていくことがポイントです。どちらかが我慢して形式だけの交流になってしまうのではかえって逆効果になります。お互いの心の準備ができたところで交流をスタートさせましょう。

通常の学級の児童生徒の中には、特殊学級の児童生徒に対して、親切にしてあげようとするあまり、何でもやってあげようとする場合があります。彼らの気持ちを尊重しながらも、できることは励ましたり、見守ったりすること、やっていけないことについて注意してあげること等についての接し方を助言してあげましょう。

《第4節 学級事務》

1 指導要録の管理

指導要録は学習指導要領の改訂に合わせて様式が決められています。指導要録の様式は、文部科学省が参考となるものを示し、都道府県教育委員会あるいは市町村等教育委員会が、それをもとに、都道府県立の学校あるいは市町村立の学校に対し、様式を示すこととなっています。

指導要録の保存期間	学籍に関する記録	→	20年間
	指導に関する記録	→	5年間

2 教科用図書の扱い

(1) 教科書の意義と使用義務

教科用図書は、「学校において、教育課程の構成に応じて組織された教科の主たる教材として用いられる図書」であり、特殊教育諸学校や特殊学級においても『文部科学大臣の検定を経た教科書』または『文部科学省著作の教科書』を使用しなければならないことになっています。また学校教育法107条等では、検定教科書や文部科学省著作教科書以外の図書等を教科書として使用を認めています。

【参考】⇒ 学校教育法21条1項, 76条, 107条等

(2) 文部科学省著作教科書

小・中・高等学校の一般教科書については、出版社等で著作された図書を文部科学大臣の検定を経て教科書として使用しています。しかし、特殊教育用の教科書について、出版社では検定教科書を発行していません。

そこで、文部科学省が教科書を作成し発行しています。生活に密着し、具体的に実際のな題材を取り上げた内容の教科書が作成されています。しかし、それらは盲学校・聾学校・養護学校の小・中学部の一部の教科に限られています。

(3) 107条教科書

特別の教育課程を編成している特殊学級においては、上記文部科学大臣の検定を経た児童生徒の当該教科用図書や文部科学省著作教科書を使用することが適当でない児童生徒が在籍していることがあります。学校教育法107条等では、次のような場合については、設置者の定めるところにより、検定教科書や

文部科学省著作教科以外の図書等を教科書として使用を認めています。

- ① 検定教科書、文部科学省著作教科書がない場合（学校教育法施行規則 58 条、76 条の 16 で準用）
- ② 重複障害などのため特別の教育課程による場合で文部科学省著作教科書等の使用が適当でない場合（同規則 73 条の 12）
- ③ 小・中学校の特殊学級において、特別の教育課程による場合で文部科学省著作教科書等の使用が適当でない場合（同規則 73 条の 19、20）

これらの規定により、教科書以外のものとして一般に発行されている点字の本や絵本などの図書についても、107 条教科書として使用できるようになっています。

(4) 107 条教科書の採択について

学校で使用する教科書を決定することを、教科書の採択と言います。

107 条教科書については、種目（教科書の教科ごとに分類された単位のこと。

例えば、国語の場合、国語と書写の種目がある。）ごとに 1 種類の教科書を市販されている図書等の中から採択することになります。宮城県では、教科用図書の採択に当たり、下記のような基準を設け、配慮をしています。

① 採択について

給与の対象となる教科書は、義務教育諸学校の児童生徒が各学年の課程において使用するものであり、かつ、「無償措置法」に定める採択方式により採択されたものです。

② 採択の順序（4 段階）

- ㉞ 当該学年用検定教科書
- ㉟ ㉞が能力、その他の理由で使用に適さない場合
 - ・検定教科書の下学年用教科書（中学校で使用する下学年には、小学校用も含む）
- ㊱ ㉟が能力、その他の理由で使用に適さない場合
 - ・文部科学省著作教科書
- ㊲ ㊱が能力、その他の理由で使用に適さない場合
 - ・107 条教科書（絵本等の一般図書）

(5) 採択事務について

検定教科書及び文部科学省著作教科書、107 条教科書の教科需要票・及び使用一覧表を作成し、教科書担当者が市町村等教育委員会に提出します。

3 特殊教育就学奨励費の扱い

特殊学級に在籍している児童生徒には、保護者の経済的負担を軽減して就学を容易にするため、特殊教育就学奨励費が支給されます。

(1) 概要

保護者の経済的負担能力に応じて学用品の購入、給食、修学旅行等の経費のうち必要であると規定される経費について全部もしくは一部を援助するもので、国及び地方公共団体は就学援助事業の二分の一の額をそれぞれ負担しています。

(2) 支給項目

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| ① 学校給食費 | |
| ② 交通費(通学費、職場実習交通費、交流学习費)※職場実習費は中学校のみ | |
| ③ 修学旅行費 | ⑤ 学用品購入費 |
| ④ 新入学児童生徒学用品費等 | ⑥ 通学用品購入費 |

(3) 根拠法令

- ① 要保護及び準要保護児童生徒補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱の定めについて(昭和62年5月11日)
- ② 特殊教育就学奨励費負担金及び要保護及準要保護児童生徒援助費補助金交付要綱について(平成4年4月10日)

(4) 支給事務

小・中学校においては、各市町村等教育委員会より支給されます。各校の事務担当者が窓口となって、事務を担当しています。自校の事務担当者と相談しながら進めてください。

4 福祉制度の活用

障害のある児童生徒は各種サービスを受けることができます。特殊学級担任としてそれらの福祉制度を知り、十分活用できるようにしていきましょう。

(1) 身体障害者手帳

① 目的

身体障害者福祉法をはじめ、障害に関するいろいろな制度の適用を受けるためには原則として身体障害者手帳を所持していなければなりません。

② 対象者

身体障害者手帳とは、視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・手足(肢体)・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機

能に一定以上の永続する障害のある方に、身体障害者であることを証するものとして知事から交付されるものです。

- ③ 障害の程度の判定
障害の程度は重い方から順に、1級から6級まであります。
- ④ 申請窓口
市（社会）福祉事務所、町村福祉担当課
- ⑤ 必要書類
・身体障害者手帳交付申請書 ・知事の指定した医師の診断書・意見書
・写真等
- ⑥ 15歳未満の児童の場合は、保護者が本人に代わって申請
- ⑦ 手帳による援助措置
・施設の利用 ・日常生活用具の給付等・補装具の給付 ・更正医療の給付

(2) 療育手帳

- ① 目的
知的障害児や知的障害者に一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするためのものです。
- ② 対象者
地域子どもセンターまたは知的障害者更正施設において、知的障害児（者）と判定された者に対して交付する。
- ③ 障害の程度の判定
重度の場合は「A」、その他の場合は「B」と表示する。
- ④ 申請窓口
市（社会）福祉事務所、町村福祉担当課
- ⑤ 必要書類
・療育手帳交付申請書 ・写真等
- ⑥ 手帳による援助措置（※詳細は次ページ資料参照）
○障害の程度に応じて次のような援助措置があります。
・特別児童扶養手当の受給資格認定 ・重度心身障害者医療費助成
・国税、地方税の優遇措置 ・心身障害者扶養共済制度への加入
・公営住宅の優先入居 など

知恵袋からの一言

- ・障害のある児童生徒にとって生活をより豊かなものにするために福祉制度の活用も大切です。しかし、福祉制度を利用するには申請することが必要なため、保護者がその制度を知らないと福祉面の様々な恩恵を受けられなくなります。
- ・特殊学級担任として、福祉制度を理解して保護者に情報提供を行うことも大切なことです。

【療育手帳による援護措置（手帳の種類や等級によって違いがあります）】

- ① 小児慢性特定疾患・・・窓口の支払いなし
- ② 小児慢性疾患通院介護料・・・1,500円/ 通院ごと（1ヶ月6,000円まで）
- ③ 仙台市難病見舞金・・・3,000円/ 月
- ④ 心身障害者医療費助成・・・病院窓口で支払った分が後から口座に。
- ⑤ 仙台市自家用車燃料費助成券・・・ガソリン10L券×36枚/年 平成12年度より
- ⑥ バス・地下鉄・JR運賃割引・・・（本人+介護人）5割引, タクシー運賃割引1割
- ⑦ 有料道路割引証・・・・・・・・半額
- ⑧ 駐車禁止除外指定車章・・・・・・・・路上の駐車OK
- ⑨ 精神障害者の通院医療費公費負担・・・本人負担5%, 手続きは病院で, 利用は1病院
- ⑩ 各種手当（下表）

振込口座	20歳まで	
	本人口座	養育者口座
重度心身障害者福祉手当	2,000円/月	
障害児福祉手当	14,610円	
特別児童扶養手当 （通称特児）		1級 51,550円 2級 34,330円
児童扶養手当（母子家庭のみ ※障害児の場合20歳未満まで		2人 42,130円 2人 47,370円 3人 50,370円

【障害児を一時的に預かる制度（ショートステイ）】

○受付窓口：福祉事務所，各市町村福祉担当課

エコー療育園	重度心身障害児	青葉区芋沢字横前1-1	394-7711	初回利用の前に事前診察を受けることと、かかりつけ医師からの医療情報提供書を提出する。 2度目より電話申込みで利用可
国療 西多賀病院	重度心身障害児	太白区鉤取2-11-11	245-2111	
拓桃医療療育センター	肢体不自由児	太白区秋保町湯元字 鹿乙20	398-2221	
啓佑学園	知的障害・重複障害	泉区南中山5-2-1	379-5001	休日は直接電話申し込み可能
七ッ森 希望の家	知的障害・重複障害	黒川郡大和町吉田字 童子沢21	345-3701	送迎あり。マンツーマン介助
あおぞら学園	知的障害	青葉区大倉字大原新田 16-15	393-2334	送迎あり。但し、会員登録が必要
幸泉学園	知的障害	泉区七北田字道27	373-2675	

参考・引用文献

【第1章における参考・引用文献】

- 文部省：生きる力をはぐくむために -障害に配慮した教育- 1999
文部省：自立と社会参加をめざして -盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領-
2000

【第2章における参考・引用文献】

- 全国知的障害養護学校長会編著：新しい教育課程と学習活動Q&A 特殊教育 知的障害教育
東洋館出版社 2000
小林芳文編著：QOLを支える個別教育計画 明治図書 2000

【第3章における参考・引用文献】

- 宮城県教育委員会：障害児就学指導の手引き（第四次改訂） 1999
宮城県特殊教育研究会情緒障害教育専門部：情緒障害児の指導の手引き第3集—自閉児の理解
と指導のために— 2000
下田巧監修：情緒障害教育 教育出版 1988
中根晃：自閉症児の保育・子育て入門 大月書店 2000
心身障害児教育読本 教育開発研究所 1988
クロワール：精神薄弱教育実践講座「第7巻 作業学習」 (株)日本文教社 1994
中野善達・齋藤佐和編著：聴覚障害児の教育 福村出版 1996
吉岡博英・四日市章・立入哉編著：聴覚障害教育情報ガイド コレール社 1996
四日市章・草薙進郎編著：聴覚障害児の教育方法 コレール社 1996
大沼直紀編著：補聴器活用ガイド コレール社 1997
柳生浩編著：たれでもできる発音・発語指導 湘南出版社 1991
柳生浩編著：わかりやすい言語指導 湘南出版社 1991
坂本多朗：けんちゃんは何で本が読めないか 日本学校保健研究所 1974
坂本多朗：どうして本が読めるようになったか 日本学校保健研究所 1978
坂本多朗：どうして話ができるようになったか 日本学校保健研究所 1986
岡 辰夫：たのしいはつおんきょうしつ コレール社 1990
文部省 特殊教育研究会編：通級による指導の手引き 解説とQ&A 第一法規 1993
湧井豊著：音の出し方とその指導プログラム 構音障害の指導技法 学苑社 1992
湧井豊、藤井和子編著：側音化構音の指導研究 学苑社 1996
田口恒夫編著：言語治療用ハンドブック 日本文化科学社 1968

【第4章における参考・引用文献】

- 松原隆三，宮崎直男：学校・学級経営 発達が遅れている子どもの指導 1，2，3学期版
日本文化科学社 1986
精神薄弱教育講座クロワール第2巻 学級経営編 日本文教社 1986

【第5章における参考・引用文献】

- 小出進，大南英明編：精神発達地帯児の進路指導と卒業後指導 学習研究社 1984
全日本特殊教育研究連盟編：発達の遅れと教育 No.4 29

【全章共通の参考・引用文献】

- 文部省：小学校学習指導要領 ぎょうせい 1998
文部省：中学校学習指導要領 ぎょうせい 1998
文部省：小学校学習指導要領解説 1998
文部省：中学校学習指導要領解説 1998
文部省：盲学校，聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説 —総則等編—
2000
文部省：盲学校，聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説
—各教科，道徳及び特別活動編— 2000
文部省：盲学校，聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説—自立活動編—
2000
宮城県教育庁総務課編：必携教育関係法規 2000



企画・編集委員

東北福祉大学 助教授 北岡 侃

執筆協力者

名取市立館腰小学校	教 諭	小暮 出
山元町立坂元小学校	教 諭	菅野 清栄
古川市立古川第三小学校	教 諭	青沼 波留美
古川市立古川東中学校	教 諭	鈴木 勝利
多賀城市立城南小学校	教 諭	佐藤 寛子
多賀城市立多賀城小学校	教 諭	樋浦 伸司

所 員

所 長	秋山 和徳
主任主査 (班長)	佐藤 凌子
主 査	堀内 正巳
主任指導主事 (班長)	江戸 寿
指導主事	森 利明
〃	石野 勝美
〃	塩澤 美子
〃	渡邊 康男
〃	菊池 矢恵子
〃	佐々木 清秀
〃	芳賀 正光
〃	相澤 一夫
〃	鈴木 眞喜夫

お わ り に

孔子は、「故きを温ねて新しきを知れば以って師と為すべし(論語)」ということばを遺し、弟子たちに人の上に立つ教師としての不可欠の条件を論じました。

「温故」とは、先人の知恵の結晶である古典に習熟することであり、基礎的な要件といわれます。これに対して「知新」とは、現在から未来にかけて通用する新しい識見を獲得することであり、応用的な要件といわれます。

さて、今特殊学級を担任されている先生方あるいはこれから特殊学級を担任される先生方に希求されていることは、どんなことでしょうか。決して特別なことではなく、教師としての基礎的基本的な役割が希求されているのではないのでしょうか。この基礎的基本的な役割を見直し、そして再構築することが特殊学級担任としての必要十分条件であり、さらには特別な教育的支援を必要とする児童生徒を導く特殊学級担任の資格であると思います。

本書が、初めて特殊学級担任された先生方だけではなく、既に特殊学級を担任されている先生方やこれから特殊学級を担任してみたいと考えておられる先生方、そして通常の学級を担任されている先生方、さらに特殊教育諸学校の先生方にも一読していただければ幸いに思います。

最後に、障害児並びに特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する教育の充実発展に、本書が活用されますようお願い申し上げますとともに、特殊教育に対しまして尚一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

主任指導主事 江戸 寿

宮城県特殊教育センター 手引きⅢ

発行 平成14年3月31日
編集兼責任者 宮城県特殊教育センター
所長 秋山和徳
〒981-3213
仙台市泉区南中山五丁目3番1号
TEL (022) 376-5432(代)
FAX (022) 376-5435
[<http://tokusyu.myswan.ne.jp>]